

第4期

安曇野市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(案)

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

安曇野市・安曇野市社会福祉協議会

令和6(2024)年3月

安曇野市
市長 あいさつ

社会福祉法人
安曇野市社会福祉協議会
会長 あいさつ

安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会
会長 あいさつ

目次

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ	1
1 計画策定の趣旨	1
2 位置づけ（法的根拠）	3
3 計画期間	4
4 策定体制	4
（1）安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会	4
（2）庁内ワーキンググループ	4
（3）庁議の実施	4
第2章 計画策定に向けた現状確認と課題の整理	5
1 第3期評価	5
（1）計画の評価	5
（2）アンケート	6
2 現状（データ）	8
（1）本市の現状	8
（2）地域福祉に関する国の動向	11
3 計画の評価やアンケートから見えてくる市の課題と対応	14
（1）地域福祉に関する意識	14
（2）担い手	14
（3）地域と団体等の連携	14
（4）福祉サービスの情報提供	15
（5）防災や減災に対する意識	15
第3章 基本理念・目標	16
1 基本理念	16
2 計画の基本的な考え方	17
（1）地域福祉推進の地域・圏域の考え方	17
（2）SDGsの達成に向けたまちづくりの推進	18
3 施策体系	20
（1）基本目標	20
（2）重点事業	21
4 基本目標	22
基本目標1 地域福祉推進の基盤づくり～人づくり～	22
基本目標2 共に支え合い、見守り合う社会づくり	22
基本目標3 健やかに暮らせる地域づくり	22
基本目標4 安全で安心して暮らせる環境づくり	22
5 重点事業	23
重点事業1 子どもを育むまちづくり	23
重点事業2 包括的支援体制づくり	23

第4章 施策の展開	24
基本目標1 地域福祉推進の基盤づくり～人づくり～	24
1-1 一人ひとりの福祉に対する意識の醸成	24
1-2 多様性・多文化共生の意識づくり	26
1-3 地域福祉推進の担い手づくり	28
基本目標2 共に支え合い、見守り合う社会づくり	30
2-1 地域力向上	30
2-2 顔の見える関係づくり	32
2-3 支え合い・見守り合いの仕組みづくり	33
基本目標3 健やかに暮らせる地域づくり	35
3-1 福祉サービスの充実	35
3-2 健康づくり・生きがいづくり	37
3-3 参加機会の拡充	40
基本目標4 安全で安心して暮らせる環境づくり	42
4-1 防災・防犯体制の充実	42
4-2 ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した地域づくり	45
重点事業 1 子どもを育むまちづくり	47
重1-1 子ども・子育ての相談体制づくり	47
重1-2 健やかに産み育てる環境・仕組みづくり	49
重1-3 地域ぐるみの子育て	51
重点事業2 包括的支援体制づくり	52
重2-1 包括的な支援体制の整備	52
重2-2 権利擁護と成年後見制度（第2期安曇野市成年後見制度利用促進基本計画）	55
1 計画の基本的な考え方	55
2 成年後見制度利用に関する現状と課題	56
3 施策の方向性	60
重2-3 再犯防止に関する取組（安曇野市再犯防止推進計画）	62
1 計画の基本的な考え方	62
2 犯罪の情勢等	63
3 計画期間	64
4 計画の基本方針	65
5 施策の推進	65
(1) 就労・住居の確保の推進	65
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進	67
(3) 少年・若年者に対する支援等と修学支援	68
(4) 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組	69
第5章 計画の推進に向けて	70
1 推進体制	70
2 進捗管理	71

資料編.....	72
1 用語集	72
2 安曇野市の福祉の現状.....	75
(1) 要介護・要支援認定者・居宅・施設別介護保険サービス利用者の状況	75
(2) 障がい者の状況.....	76
(3) 生活保護受給者・外国人登録者数の状況.....	78
3 アンケート結果	79
(1) 特徴的な市民アンケートの結果	79
(2) 特徴的な団体・事業者アンケートの結果.....	85
4 計画策定体制	91
(1) 安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会	91
(2) 安曇野市市内ワーキンググループ等	93
(3) 安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会設置要綱.....	94

※本文中「(*)」付の用語の説明は、資料編の「1 用語集」にまとめています。

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨

安曇野市（以下「本市」という。）では、平成20年度に第1期安曇野市地域福祉計画を策定し、その後も概ね5年ごとに定期的な見直しを行ってきました。平成30年度から令和5年度までの第3期安曇野市地域福祉計画（以下「第3期計画」という。）では、「83の地域が一人ひとりの個性を輝かせ支え合いの風土を育むまちづくり」を基本理念として、83区を主体として地域福祉を推進することを改めて意識するために、基本理念に「83（区）の地域」を位置づけ、本市の実情に合わせた地域福祉を推進してきました。

一方で、社会環境の変化により、これまで認識されていた諸課題だけではなく、あらたに対応を要する課題も顕在化し始めました。少子高齢・人口減少の進展に伴う課題や、これらに起因する生産年齢人口^(*)の減少等による経済・社会のあらゆる面に関する影響のほか、単身世帯の増加、社会的孤立、8050問題^(*)やダブルケア^(*)、ヤングケアラー^(*)の課題等、これまでの制度や各分野における相談・支援体制だけでは解決を図れない課題が表面化してきました。

新たな課題や多分野に関わる課題に対応するため、高齢者、障がい者、子育て、生活困窮などの各分野での対応だけではなく、これらの制度や組織の枠を超えた対応により、地域の課題を包括的に解決する仕組みを作ることが求められています。

住民が様々な地域生活課題を抱えながらも、地域で自分らしく暮らしていけるよう、様々な課題を「他人事」にせず、地域が直面している「我が事」として捉えることが不可欠です。

地域によっては、担い手不足や負担感の増加から、コミュニティの維持そのものが限界となっている面があります。このため、一部の人だけが「支え手」としての役割を負うのではなく、地域住民同士が互いに個性や役割を尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

「支える側」と「支えられる側」に分かれることなく、存在することで誰かを支え、誰かに支えられているという、お互いを尊重し合い、一人ひとりが自分の役割を持って参加できる地域を目指して、地域福祉の推進が求められています。

長野県も第2期長野県地域福祉支援計画において、「お互いに関わり合いながら、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる『ごちゃまぜ^(*)』社会」、「『支え手』『受け手』の役割分担を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う社会」、「住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて、自助、互助、共助、公助により包括的に支える社会」の実現を目指し、「ともに学び ともに創る 地域共生・信州」を基本理念として、地域福祉の推進を図ることとしています。

これらを踏まえて、本市における地域福祉の指針として、市が策定する「地域福祉計画」と、安曇野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、地域福祉を推進していきます。

2 位置づけ（法的根拠）

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として策定します。

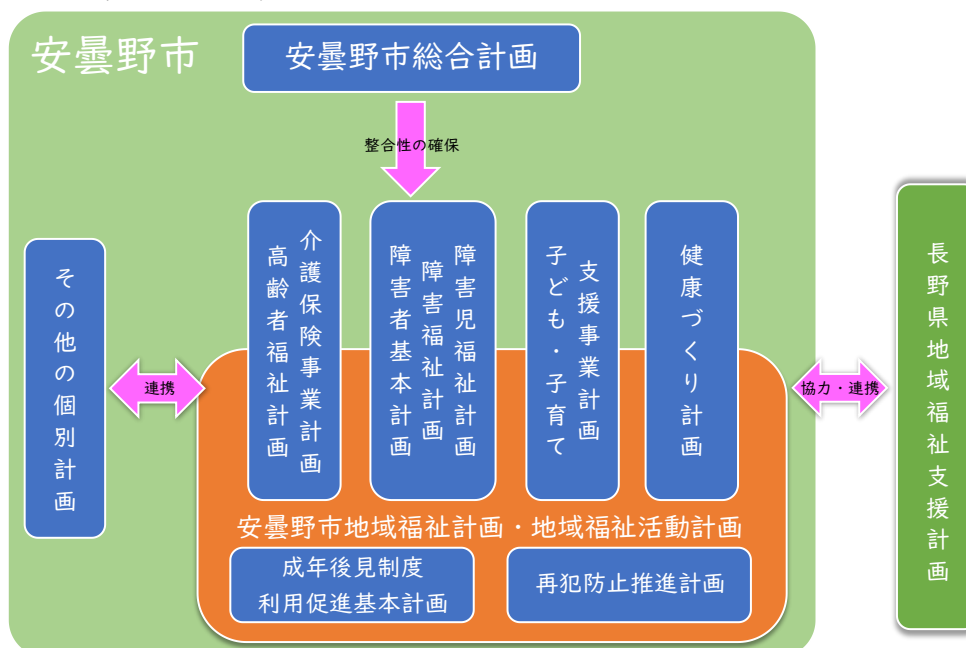
社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、本計画は、上位計画である第2次安曇野市総合計画との整合性を図りつつ、地域における高齢者、障がい者、児童、健康推進などの保健福祉に関連する本市の分野別計画と整合・連携を図りながら、それらにまたがる基本的な事項を分野横断的に定める計画として策定するものです。



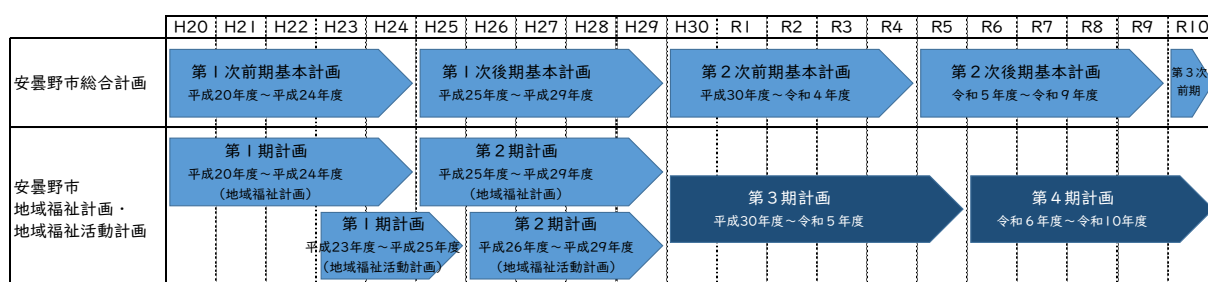
さらに、本計画は、これまで高齢者及び障がい者の各分野別計画で策定されていた成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項に規定されている「成年後見制度利用促進基本計画」と一体的に策定します。

また、地域福祉分野との関連があることから、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項に規定されている「地方再犯防止推進計画」についても、一体的に策定するものとします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

また、国の動向、社会情勢などの変化により、必要に応じて見直しを行います。



4 策定体制

(1) 安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会

計画の策定にあたっては、「安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会設置要綱」に基づき、安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会を設置しました。

委員会では、第 3 期計画の取組状況を確認し、評価・検証を行いました。また、これらに基づいて本計画に盛り込む具体的内容を審議しました。

(2) 庁内ワーキンググループ

庁内の計画策定体制として、庁内部局が横断的に連携体制を図れるように庁内ワーキンググループを組織しました。

ワーキンググループでは、第 3 期計画の評価・検証を行うとともに、主に庁内での連携が必要な分野に関する事項について協議しました。

(3) 庁議の実施

安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会で審議した、計画策定方針、具体的内容、計画案について、庁議に報告し、関係部局との整合性を図りました。

第2章 計画策定に向けた現状確認と課題の整理

1 第3期評価

平成30年度から令和5年度までの第3期計画では、3つの基本目標を定め、8つの「施策・活動の目的」を設定して、地域福祉の推進に努めてきました。

第3期計画の検証にあたり、区、社協、行政による評価を行うとともに、市民及び団体・事業者アンケートを実施しました。これらに基づき、安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会で総括的な評価と検証を行いました。

(1) 計画の評価

総括表

基本目標	施策・活動の目的	評価 (取組・達成状況など)	課題、今後の展開・方向性
1 支え合い 安心して その人ら しく暮ら せる地域 のしくみ づくり	1-1 安全・安心 のしくみ づくり	・住民主体による支え合い活動の構築（区、社協・地区社協より） ・防災に関する研修会の実施（区、市・地区社協より）	・住民同士や地域の団体との繋がりが、犯罪・災害被害などの予防・早期発見に繋がることから、住民同士や地域の関係機関などとの連携強化が必要（各実施主体より） ・災害時に地域住民の支え合いが命を守ることになることから、支え合い活動の強化が必要（各実施主体より）
	1-2 生活課題 を解決す るしくみ づくり	・相談を関係部署へ繋いでいる（区、市・地区社協より） ・支え合い活動の実施（社協・地区社協より）	・身近な相談窓口が広く周知されていないことから、情報周知の強化と、相談ごとの解決を図るため関係部署間で繋いでいく体制づくりが必要（各実施主体より） ・地域の課題把握と把握した課題の情報共有・連携のために、地域の関係機関や団体とのネットワーク強化が必要（各実施主体より）
	1-3 活動を推 進する地 域のネッ トワーク づくり	・地域福祉活動立ち上げの支援を実施（社協より） ・地域福祉などに関する説明を実施（各実施主体より）	・地域の課題把握と把握した課題の情報共有・連携のために、地域の関係機関や団体とのネットワーク強化が必要（各実施主体より） ・上記ネットワーク強化の必要性についての情報周知に取り組む（各実施主体より）
2 生きる喜 びを感じ ながらお 互いの顔 が見える 関係づく り	2-1 健康・長寿 と生きが いにつな がる仲間 づくり	・住民主体で健康意識向上を図ることができるよう健康教室などを開催（各実施主体より） ・住民同士の世代間交流・サロンなどの顔が見え、つながることで仲間づくりができるイベントを開催（各実施主体より）	・住民自身の健康への意識向上と自発的に取り組むことを目的とした健康教室などの開催が必要（社協・地区社協より） ・活動継続の意欲を増すための仲間づくりを行う、顔が見えつながる事のできる各種交流事業の開催が必要（各実施主体より） ・事業の周知が参加者の増加に繋がることから、健康教室や交流事業などの情報周知の強化が必要（市民アンケートより）

	2-2 子ども・子育てに係る支えあいの関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室の開催など、地域ぐるみで子どもの安全安心活動を実施（各実施主体より） ファミリー・サポート・センター事業として、子育てにおける地域住民の相互援助活動を実施（社協より） 世代間交流による支え合う関係づくりとして、地域の伝統行事の実施（各実施主体より） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で子育てを行うには、住民や関係団体が集まることができ場所が必要なため、児童館などで地域住民や関係機関が連携し協働で活動する事業の強化が必要（社協より） 子育てを見守る関係づくりに繋がる世代間交流として、地域の伝統行事などを実施（各実施主体より）
	2-3 誰もが活動参加できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 住民同士の世代間交流・サロンなどの顔が見え、つながることで仲間づくりができるイベントを開催（各実施主体より） イベントに参加しないと上記仲間づくりは進まないが、参加できない、しない人へのアプローチ方法が課題としてある（地区社協より） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が世代を超えて活動し仲間づくりを行い、支え合う関係を構築することで、地域住民が自分らしい生活を行うために、顔が見えつながることのできる取組が必要（社協より） 上記の活動促進には、地域住民が負担なく、活動しやすい仕組みの構築が必要（地区社協より）
3 地域の支え合いを担う人づくり	3-1 福祉の意識を高める機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> 多様性の尊重や多文化共生の理解を増進するために、人権・共生に関する学習会の開催（各実施主体より） 学習会への参加率が低いことが課題（市民アンケートより） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が主体的に仲間づくりを行い、支え合い活動を行うために、学習機会の充実と啓発が必要（各実施主体より） 上記学習と啓発を行うには、地域住民の理解を深め、情報共有・連携のための地域の関係機関や団体とのネットワーク強化が必要（各実施主体より）
	3-2 地域福祉活動の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動を主体的に行う担い手について、意義・活動を理解することで、参加する者が増えることが期待できるため、講座などを実施（社協・地区社協より） 団体・事業者は担い手不足の不安がある（団体・事業者アンケートより） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動を主体的に行う担い手について、活動する者を増やすための啓発や、担い手の活動を学習する講座などの実施を強化（各実施主体より） 孤立しがちな担い手に対して、情報交換などによる連携強化を検討（社協より）

(2) アンケート

地域福祉の現状と課題を把握するために、市民及び団体・事業者にアンケート調査を実施しました。

①市民アンケート

- ・調査対象：2,000人（無作為抽出）
- ・回収率：790人から回答（有効回収率 39.5%）
- ・調査の実施時期：令和5年4月12日（水）～4月28日（金）
- ・調査方法：郵送方式
- ・調査内容：「区・地域の活動への参加状況」、「困りごとの相談体制」、「支え合い活動への参加状況」、「福祉に関する意識」、「社協への関心」に関する45項目の質問を実施
- ・特徴的な結果を以下に示します。

調査分類	質問	回答状況及び現状の把握
区・地域の活動への参加状況	・あなたは区や地域の活動に参加していますか。	約65%が一斉清掃などの環境美化活動に、約40%がお祭りなどの伝統行事に参加していますが、約25%はどの活動にも参加していません。 また、世代間交流事業への参加が少ない状況です。

区・地域の活動への参加状況	<ul style="list-style-type: none"> あなたの住む地域で防災訓練はどのくらいの頻度で実施されていますか。 あなたの住む地域の防災・減災の取組について、どのように感じていますか。 	<p>約 33%が防災訓練の頻度や地域の防災や減災の取組を把握していません。 防災意識の低下が見受けられます。</p>
困りごとの相談体制	<ul style="list-style-type: none"> あなたは主に、困りごとを誰に相談していますか。 	<p>家族や友人以外の、専門の相談窓口や民生児童委員などへ相談する割合が低い状況です。 相談窓口に関する情報提供の充実が必要であると考えられます。</p>
困りごとの相談体制	<ul style="list-style-type: none"> あなたは福祉に関する情報を適切に得ることができていますか。 	<p>約 25%がどこで情報収集すればよいかわからない状態です。 福祉サービス等に関する的確な情報の周知が必要です。</p>
支え合い活動への参加状況	<ul style="list-style-type: none"> あなたはボランティア活動をしていますか。 あなたは地域において支え合い活動をしていますか。 	<p>約 90%がボランティア活動や支え合い活動を行っていません。年代別では、若い世代ほど活動を行っていません。 若い世代のうちから、地域福祉に関する広報・啓発が必要になります。</p>
福祉に関する意識	<ul style="list-style-type: none"> あなたは、福祉や人権に関する学習に参加していますか。 あなたは、福祉に関する出前講座を利用したことがありますか。 	<p>約 75%が福祉や人権に関する学習に参加していないほか、過半数は福祉に関する出前講座自体を知らない状況です。 学習する機会の提供と学習に関する広報・啓発が必要になります。</p>

②団体・事業者アンケート

- 調査対象：282 団体

内訳：福祉団体 12 (4.3%)、社会福祉法人 13 (4.6%)、
NPO 法人 37 (13.1%)、民間事業者 80 (28.4%)、
ボランティア団体 108 (38.3%)、市民活動団体 32 (11.3%)

- 回収率：131 団体から回答 (有効回収率 46.5%)
- 調査の実施時期：令和 5 年 6 月 5 日 (月) ~ 6 月 16 日 (金)
- 調査方法：郵送方式
- 調査内容：「地域福祉活動等への参加状況」、「地域課題やニーズの把握状況」、「他団体等との交流」、「団体等の運営状況」、「社協への関心」に関する 31 項目の質問を実施
- 特徴的な結果を以下に示します。

調査分類	質問	回答状況及び現状の把握
団体等の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> 貴団体・事業者の運営に関して、必要な人材は確保できていますか。 	<p>約 25%で既に人材確保ができていない状況で、今後不安がある割合と合わせると約 60%となります。 特に、福祉サービスを担う社会福祉法人や企業などで人材確保が難しい状況です。 今後の計画的な人材確保と育成が求められています。</p>
地域福祉活動等への参加状況	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が開催する行事や集まりへの、貴団体・事業者の参加状況についてお答えください。 貴団体・事業者は地域住民が参加できるイベントを主体的に開催し、交流していますか。 	<p>約半数の団体・事業者等は、地域住民との交流がありません。 地域福祉の充実のためには、個人だけではなく団体・事業者等が地域福祉を担う一員として、地域と積極的に関わりを持つことが求められます。</p>
地域課題やニーズの把握状況	<ul style="list-style-type: none"> 貴団体・事業者は、地域の抱えている課題やニーズについて、把握していますか。 	<p>約半数の団体等は、地域の抱える課題やニーズを把握していません。 地域の課題解決のためには、地域と団体・事業者等の関わりは欠かせないため、課題やニーズを把握できる関係づくりが求められます。</p>

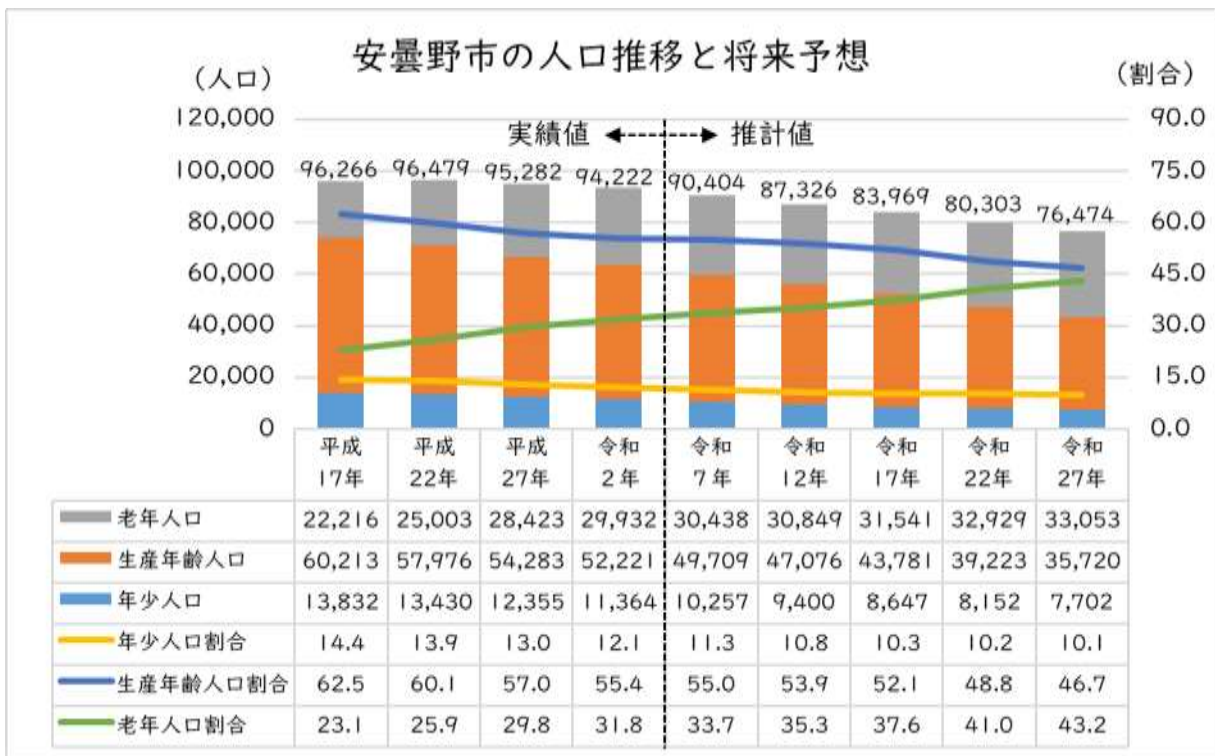
他団体等との交流	・団体・事業者として、他の団体・事業者などとの相互の交流、協力関係はあります。	約 55%で現在、相互交流や協力関係があると回答があり、今後の交流希望も含めると約 75%となります。団体・事業者等の課題解決や取組の推進のため、相互に交流を図るための環境づくりが必要です。
----------	-----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

2 現状（データ）

（1）本市の現状

本市の総人口は、平成 22 年をピークに減少に転じていますが、転入超過数^(*)は県内 19 市のうちで最も多くなっています。このことから、総人口の減少傾向は緩やかになっていると考えられます。国勢調査の結果によると、令和 2 年には総人口が 94,222 人であり、平成 27 年に比べ 1,060 人減少しています。

令和 2 年の年少人口（15 歳未満）は 11,364 人となり、総人口に占める比率は、平成 27 年の 13.0%に比べて 12.1%に減少しており、少子化が進展していることがわかります。一方で、老年人口（65 歳以上）は、29,932 人に増加し、総人口に占める比率が 31.8%に達しており、今後も上昇し続け、令和 22（2040）年には、4 割を超えると推計されています。

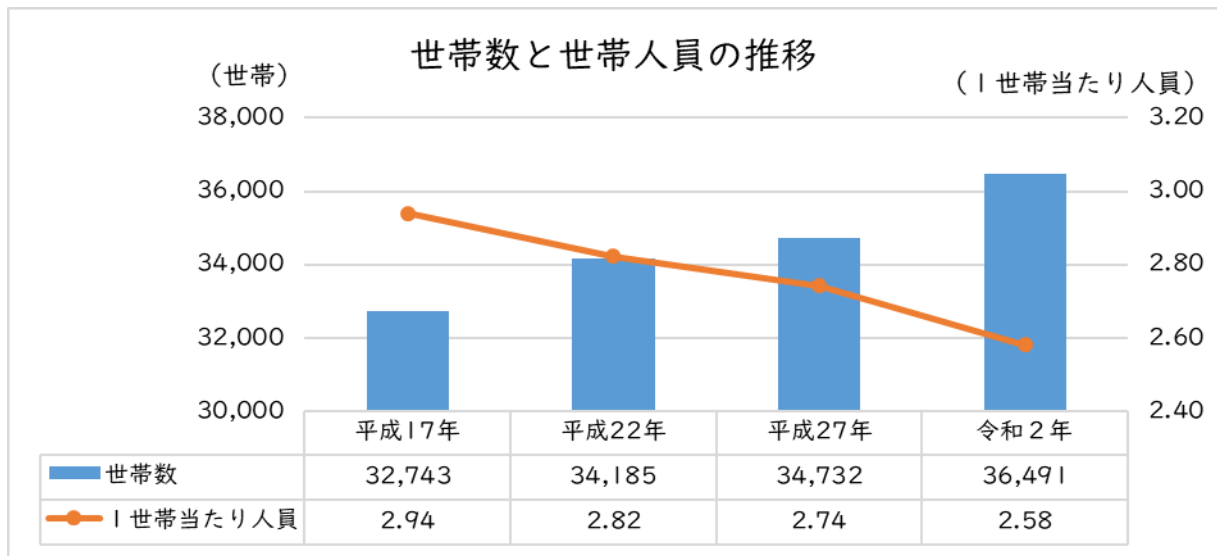


出典：実績値は、令和 2 年国勢調査。推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」に準拠した国提供のワークシートに示された推計値。

（注）総人口には年齢不詳人口を含んでいることから、年齢 3 区分別人口の合計と総人口が一致しない。また、年齢 3 区分別人口割合の合計が 100%とならない。

※実績値は住民基本台帳による数値と乖離していますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計値は、令和2年国勢調査の確定値を出発点としているため、用いる統計を揃えています。

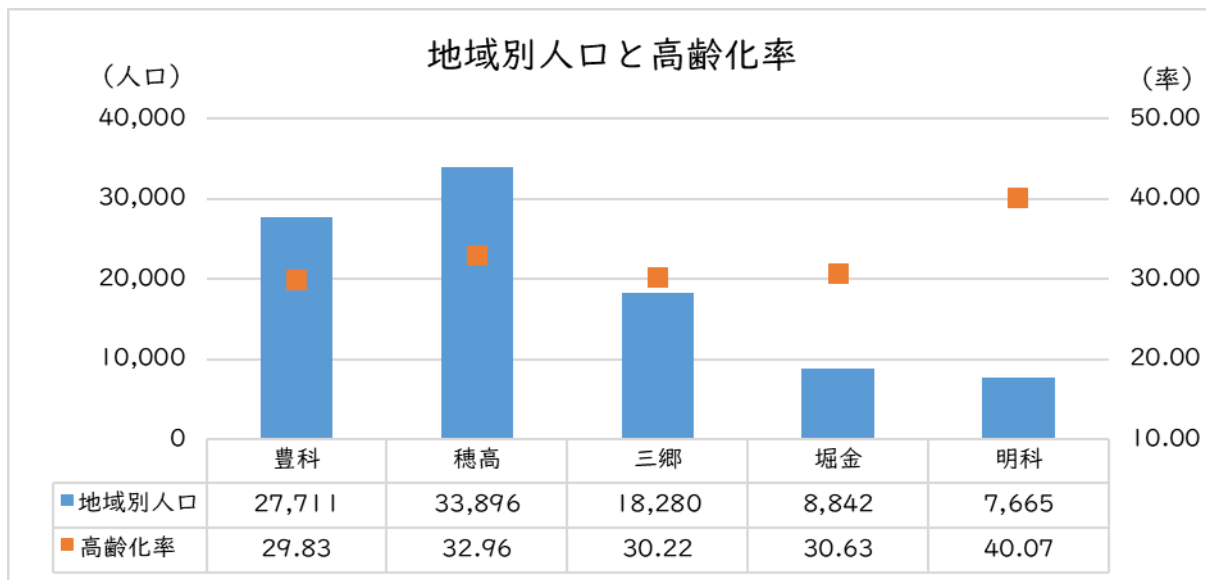
本市の令和2年の世帯数は36,491世帯であり、平成27年調査に比べ、1,759世帯増加しています。世帯数が増加する一方で、1世帯当たりの人数は減少し、平成27年は1世帯当たり2.74人でしたが、令和2年には2.58人となっています。



出典：令和2年国勢調査

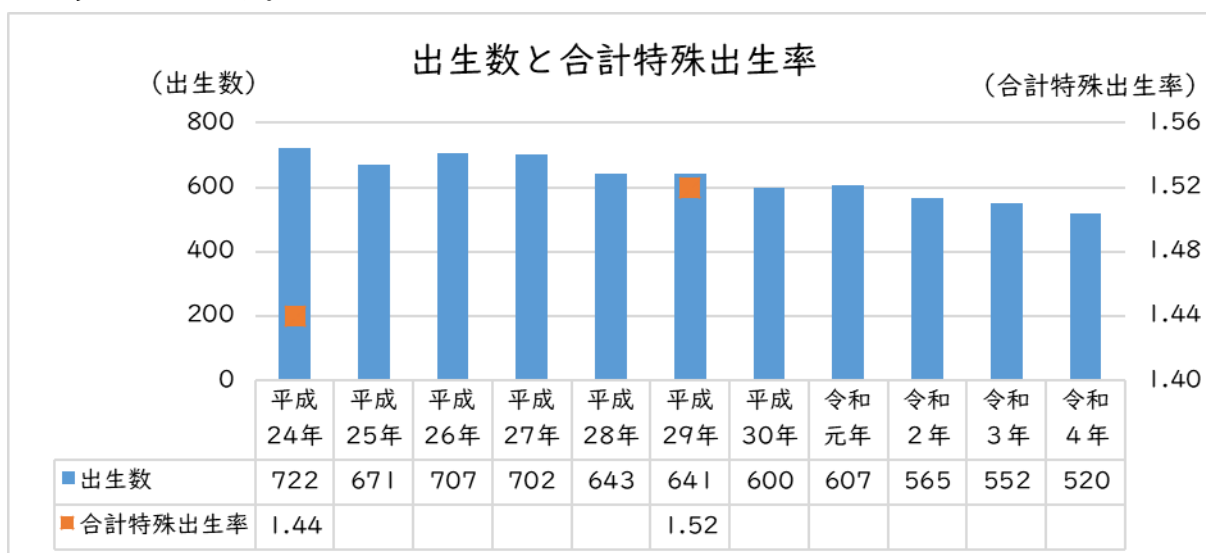
本市では、平成29年5月に高齢化率^(*)が30%を超えました。地域により高齢化率の差はありますが、全ての地域で高齢化率は上昇しています。

令和5年9月の住民基本台帳では、本市の高齢化率は31.89%で、地域別では、豊科地域29.83%、穂高地域32.96%、三郷地域30.22%、堀金地域30.63%、明科地域40.07%となり、ほぼ市全域で高齢化率が30%を超え、特に明科では高齢化の進展が顕著です。



出典：住民基本台帳（令和5年9月1日現在）

本市では、令和4年の出生数が520人であり、平成24年の722人から10年間で202人減少しています。年平均20人のペースで出生数がゆるやかに減少しています。



出典：出生数は、e-Stat 中巻 総覧 第2表（20長野県） 人口動態総覧。

安曇野市の合計特殊出生率^(*)は、厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計。

(2) 地域福祉に関する国の動向

ア 地域共生社会実現への取組

「地域共生社会」の実現を目指すことについては、平成28(2016)年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で打ち出されました。

地域共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義され、これ以降、地域共生社会の実現に向けた様々な取組が行われることとなります。

平成29年2月には、地域共生社会の実現に向けた「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」が作成され、これに基づいて社会福祉法の改正が行われるなど、着実に取組が進められています。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

イ 最近の社会福祉法改正の要点

地域共生社会の実現のため、平成29年及び令和2年に法改正が行われ、より一層、地域福祉の充実に努めるものとされました。これらの要点は次のとおりです。

(ア) 地域福祉推進の理念（社会福祉法第4条）

社会福祉法では、地域福祉を推進する際の目指すべき社会像（理念）を、「地域住民が互いを尊重し、個々の参加と共に生きることを基盤とした地域共生社会」と規定し、地域共生社会の実現のために、地域福祉の充実に図ることが規定されました。

(イ) 包括的な支援体制の整備を規定（H29）→必須事項に格上げ（R2）

（社会福祉法第6条 包括的な支援体制の整備）

（関連：社会福祉法第106条の4 重層的支援体制整備事業）

平成29年の改正では、包括的支援体制の整備に努める旨が規定されているのみでしたが、令和2年の改正では、これを地域福祉計画に盛り込むべき必須事項として格上げされ、実施が求められることとなりました。また、そのための事業のひとつとして、重層的支援体制整備事業が規定されました。

○包括的な支援体制の整備について

包括的な支援体制の整備のために、市町村が次の項目に取り組むことの必要性が明記されました。

- ・「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項

○ 重層的支援体制整備事業について

包括的な支援体制の整備を実現するためのひとつの事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。これは、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業とされています。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

(ウ) 地域福祉計画の充実（法第6条）

平成29年の改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務に規定されるとともに、福祉分野の他の計画の上位計画に位置付けられました。

3 計画の評価やアンケートから見えてくる市の課題と対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の「つながる」取組である通いの場等が長らく中止あるいは縮小となるなど、地域福祉活動に多大な影響を及ぼしました。

このことから、多くの高齢者などが外出を控え、居宅で長い時間を過ごし、身体の働きが低下し、フレイル^(*)が進んでしまうことが懸念されています。また、高齢者に限らず、生活困窮、社会的孤立の進行、また児童虐待など子どもを取り巻く環境も大きく変化してきました。このことから、改めて地域の支え合いや助け合いの地域づくりが求められています。

(1) 地域福祉に関する意識

地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国人など、多様な特徴を持った住民が生活していますが、それぞれの個性を尊重していくためには、多様な存在を知ることが第一歩となります。

第3期計画の評価として、全市的あるいは各区などで学習の場を提供しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり参加率が低かったことから、地域課題解決やまちづくりを進めるうえで学びの場の拡充は必要になります。

市民アンケートより、約75%の人は福祉や人権の学習に参加していないこと、支え合い活動やボランティア活動への取組に約90%の人が参加していないことから、地域福祉に対する意識が低くなっていると考えられます。このため、幅広い年代に届く地域福祉に関する広報・啓発などを通じた意識づくりが必要になります。

(2) 担い手

少子高齢化が進展し、地域福祉を担う人材が不足しています。地域住民が自分らしく活躍できる地域共生社会の実現のためには、地域での支え合い、助け合いが必要になります。

第3期の評価として、地域福祉活動の担い手を育む講座等が十分ではなかったため、さらなる機会の創出が求められます。

市民アンケートより、約25%の人は区や地域の活動に参加していないことから、地域での支え合い、助け合いに対する意識が低くなっていると考えられます。このため、地域福祉活動に対する意識づくりが必要になります。

また、計画の評価や団体・事業者アンケートより、地域福祉活動の担い手不足が示されていることから、活動を維持するための重要な課題であると考えられます。このため、担い手の発掘、育成や活動支援など、より多くの担い手が活躍できる仕組みづくりと継続して活動できる体制づくりが必要になります。

(3) 地域と団体等の連携

地域住民同士の支え合い機能を強化し、地域課題の解決を目指す仕組みづく

りにおいて、地縁組織やボランティア団体などの各種団体等の取組が重要になります。これらの団体等が、地域に根差した役割を担うためには、地域住民との連携や団体等相互の連携が必要になります。

第3期の評価として、地域と地域の福祉事業所や各種団体との連携を図るための場が十分ではなかったことから、交流や情報共有の場の創出や相互連携による事業の実施など、協働によるまちづくりの推進が求められます。

団体・事業者アンケートより、約半数の団体等は地域行事の参加やイベント開催がなく、地域課題やニーズを把握していない状態であることから、地域との関係が薄いと考えられます。団体等が、地域の一員として一定の役割を果たしていくことも、重要な視点になります。

なお、約75%の団体等では、現在団体等相互の連携があることや、今後の連携や交流希望があることから、このような機会の創出や拡充する環境づくりも、検討していくべき事になります。

(4) 福祉サービスの情報提供

福祉サービスは、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、様々な分野に分かれているため、サービスを必要としている人への情報提供と、適切な相談窓口につなぐことが求められています。

第3期の評価として、各種広報や生活支援ガイドブックなどにより福祉サービスの情報を提供してきましたが、全市民に伝えられていないことから、行政、社協や関係機関の連携のもと、情報提供の仕組みづくりが求められます。

市民アンケートより、約25%の人は福祉に関する情報をどこで収集すればよいか分からないことと、困りごとの相談先は家族や知人が中心で、専門の相談窓口などの割合が低いことから、福祉サービスに関する情報提供が不足していると考えられます。このため、福祉サービスに関する情報の広報・啓発を行うとともに、相談に対し適切な窓口へつなげる体制づくりが必要になります。

(5) 防災や減災に対する意識

災害が発生した場合、公的機関からの援助はある程度の時間が必要になります。このため、災害発生時の地域での支え合い体制を、あらかじめ相談しておく必要があります。

第3期の評価として、各団体において防災講演会の開催、災害時住民支え合いマップの作成やそのための研修会などを実施してきましたが、まだ災害が自分事として捉えるまでには至っていないことから、更なる意識の醸成と自主防災組織の強化が必要となります。

市民アンケートより、約33%の人は地区の防災や減災の取組を把握できていないことから、防災や減災に対する意識が低くなっていると考えられます。このため、地域住民一人ひとりの防災や減災に対する意識づくりとともに、地域での災害時の対応力の向上が必要になります。

第3章 基本理念・目標

1 基本理念

市民一人ひとりがつくる
多様な生き方を尊重し
安心して暮らせる共生のまち 安曇野
～福祉83プラン～
(ふくしはちさんプラン)

本計画では、「市民一人ひとり」が主役となり、市民が主体的に地域福祉に取り組むとともに、市民相互に「多様な生き方を尊重し」合う地域づくりを目指します。また、行政だけでなく関係機関が連携して社会の変化や災害等による不安に備えるとともに、様々な生活課題の解決に自分ごととして関わり、「安心して暮らせる共生のまち」を目指すという考えのもと、基本理念を設定し、地域福祉を推進してまいります。

(愛称)

第3期計画から、愛称を「福祉83プラン」と定めて、住民一人ひとりが親しみをもって地域福祉の推進を目指していただくよう取り組んできました。

引き続き83の区単位での取組を地域福祉の基本とし、この取組を支援していくことをあらためて意識するため、第3期計画の愛称を継続して使用することとします。

2 計画の基本的な考え方

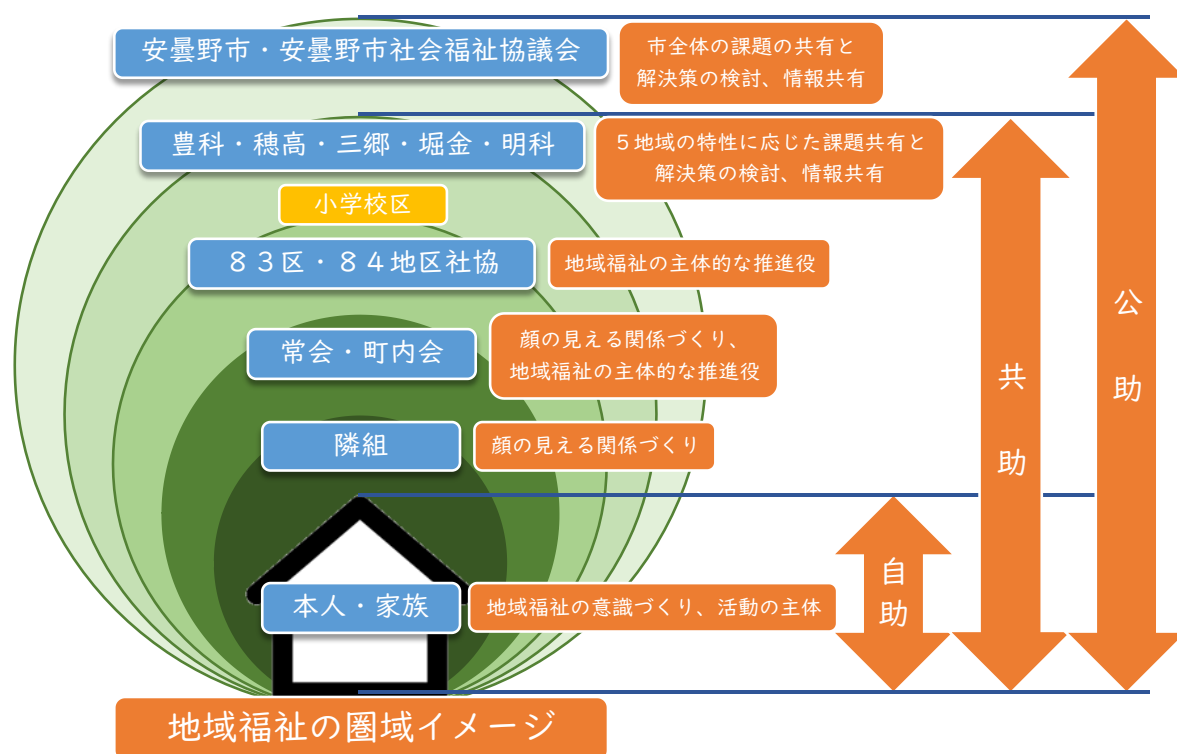
(1) 地域福祉推進の地域・圏域の考え方

本市は、平成17年10月1日に豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の5町村が合併し、安曇野市となりました。このため、本計画での地域とは、一般的な地理的圏域を示す場合と5地域（旧5町村の範囲）を示す場合があります。

また、本計画では圏域を、「本人や家族」、「隣組」、「常会・町内会」、「区」、「5地域」そして「市」の範囲を表すものとします。

地域住民が地域の課題を主体的に解決するためには、圏域ごとの役割を意識するとともに、求められる活動を検討して事業を展開し、重層的に取り組むために圏域間の連携を推進していきます。ついては、圏域を以下のように考え、機能を明確にして、圏域の特性を活かしていきます。

また、第3期に引き続き、83区での取組を支援するという視点を明確にして、地域福祉活動を推進します。



(2) SDGsの達成に向けたまちづくりの推進

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの世界共通目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本市は、令和3年1月に地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示す「SDGs日本モデル宣言」に賛同しています。SDGsの達成に寄与するため、あらゆる主体とともに持続可能なまちづくりを進めていきます。





3 施策体系

(1) 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を設定し、それぞれに基本施策を展開し事業を推進していきます。

基本目標		基本施策		推進項目			
1	地域福祉推進の基盤づくり～人づくり～	1-1	一人ひとりの福祉に対する意識の醸成	1-1-1	福祉学習の充実		
				1-1-2	福祉に関する広報・啓発		
		1-2	多様性・多文化共生の意識づくり	1-2-1	多様性の理解促進		
				1-2-2	多文化共生の地域づくり		
		1-3	地域福祉推進の担い手づくり	1-3-1	担い手の育成		
				1-3-2	担い手の活動支援		
				1-3-3	ボランティア活動の推進		
		2	共に支え合い、見守り合う社会づくり	2-1	地域力向上	2-1-1	地域課題の解決
						2-1-2	市民参画の地域づくり
2-2	顔の見える関係づくり			2-2-1	声かけ・あいさつの推進		
				2-2-2	地域交流の場づくり		
2-3	支え合い・見守り合いの仕組みづくり			2-3-1	支援体制づくり		
				2-3-2	組織・団体の連携		
3	健やかに暮らせる地域づくり	3-1	福祉サービスの充実	3-1-1	適切な情報提供、相談体制の充実		
				3-1-2	サービス提供者への支援		
				3-1-3	サービスの充実と質の向上		
		3-2	健康づくり・生きがいづくり	3-2-1	健康づくり		
				3-2-2	生きがいづくり		
		3-3	社会参加機会の確保	3-3-1	拠点づくりの支援		
				3-3-2	参加機会の確保		
4	安全で安心して暮らせる環境づくり	4-1	防災・防犯体制の充実	4-1-1	地域防災の充実		
				4-1-2	災害対策の強化		
				4-1-3	交通安全・防犯対策の充実		
		4-2	ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した地域づくり	4-2-1	意識づくり		
				4-2-2	環境づくり		

(2) 重点事業

基本目標と別立てで事業実施するのではなく、基本目標の実現に向けて、特に重点的に取り組む事業をまとめ、重点事業と定め推進していきます。

重点事業		基本施策		推進項目	
1	子どもを育むまちづくり	1-1	子ども・子育ての相談体制づくり	1-1-1	年齢・状況に応じた相談体制
				1-1-2	地域で孤立しない相談体制
				1-1-3	子育てネットワークの構築
		1-2	健やかに産み育てる環境・仕組みづくり	1-2-1	安全な妊娠・出産・産後への支援
				1-2-2	子育て支援体制の充実
				1-2-3	特別な支援を必要とする子どもへの支援体制の充実
				1-2-4	いじめ・不登校対策の充実
		1-3	地域ぐるみの子育て	1-3-1	学校・家庭・地域の連携
				1-3-2	世代間交流
		2	包括的支援体制づくり	2-1	包括的な支援体制の整備
2-2	権利擁護と成年後見制度（安曇野市成年後見制度利用促進基本計画）				権利擁護と成年後見制度
2-3	再犯防止に関する取組（安曇野市再犯防止推進計画）			2-3-1	就労・住居の確保の推進
				2-3-2	保健医療・福祉サービスの利用の促進
				2-3-3	少年・若年者に対する支援等と修学支援
				2-3-4	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

4 基本目標

基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域福祉推進の基盤づくり～人づくり～

住民一人ひとりの福祉に対する意識の醸成と、人材育成の推進により、地域福祉の推進を図ります。

住民が主体的に地域福祉に関わる意識づくりは、地域福祉推進の基盤となります。特定の専門職や限られた一部の人だけでなく、地域の様々な人が関わり、それぞれの視点から地域福祉を推進することで、多様性を認め合い、様々な人が共生する地域社会を目指します。

また、地域福祉の担い手不足が深刻化する中で、担い手の発掘や育成、支援の充実を図ります。

基本目標2 共に支え合い、見守り合う社会づくり

地域で顔の見える関係を再認識するとともに、住民だけでなく、団体・事業者などが相互に連携することにより、地域福祉の推進を図ります。

地域の課題を、「自分ごと」と捉えて誰もが地域づくりに参画する意識とともに、まずは隣近所で顔の見える関係づくりをあらためて意識することが必要です。

コロナ禍により、地域の交流は大幅に減少し、支え合う力は著しく低下していますが、地域で支え合う力を見直し、関係づくりの支援を図ります。

基本目標3 健やかに暮らせる地域づくり

健康づくり、いきがいつくりなどを通じた活躍の場の充実や、確かな福祉サービスの提供により、地域福祉の推進を図ります。

地域で安心して生活していくためには、健康づくりやいきがいつくりを通じて、住民同士の交流や地域での居場所をつくるのが重要です。人とのつながり、社会参加を通じて地域でお互いに役割を持って生活できる地域づくりを目指します。

福祉サービスを必要とする人が、適切にサービスを利用することで安心な生活を送ることができます。そのために、サービスの相談や情報提供が適切に行われ、質の高いサービスを受けることができるような社会を目指します。

基本目標4 安全で安心して暮らせる環境づくり

地域での防災・防犯に対する備えや、誰もが生活しやすいユニバーサルデザイン(*)環境の整備により、地域福祉の推進を図ります。

近年の激甚化する自然災害に対応し、地域で安心して生活していくためには、地域での備えが欠かせません。災害時等に地域で支え合う体制づくりを支援するとともに、障がいを持っていても、高齢になっても生活しやすい地域づくりのため、ユニバーサルデザインの意識づくりと環境整備を推進します。

5 重点事業

本計画では、地域福祉を推進するための目標として、1～4の基本目標を掲げました。これに加えて、次の2項目を重点事業として設定し、第4期計画で特に力を入れて取り組むものとしします。

「子どもを育むまちづくり」は、市総合計画において、人口減少・少子高齢化が進む中、本市が持続的に発展していくために、子どもを育む環境の充実等に一層力を入れて取り組むこととしており、これを受けて、地域福祉の観点からも子どもの健やかな成長を目指すため、重点的に取り組む事業として位置付けるものです。

また、「包括的支援体制づくり」は、社会福祉法の改正によって包括的な支援体制の整備が市町村に求められる中、多分野にまたがる課題や制度の狭間の課題について関係機関が連携して課題解決に取り組むことを目指すため、重点事業に位置付けるものです。

重点事業1 子どもを育むまちづくり

市総合計画において、まちづくりの目標として「いきいきと健康に暮らせるまち」を掲げ、妊娠期から切れ目のない支援を行い、全ての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目標にしています。

地域福祉計画においても、子どもが様々な困難に負けずたくましく育つよう、学校・家庭・地域が連携して、地域における見守りや助け合いにより健やかに成長できるまちづくりを推進します。

重点事業2 包括的支援体制づくり

複合的課題や制度の狭間の問題など様々な事情を抱えた人を、縦割りではなく、多機関が連携し、様々な角度から包括的に支援できる体制を目指します。

様々な課題を抱え、複数の分野に関わる相談や、これまで対応されてこなかった制度の狭間の課題への対応が必要とされています。

そのために、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者などの各分野での相談支援体制の充実を図るとともに、それぞれの分野にまたがる課題については、これらの各分野の相談窓口が連携して相談支援に当たるとともに、分野や制度を超えた相談支援体制の整備について、引き続き検討を進めます。

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域福祉推進の基盤づくり～人づくり～

Ⅰ-Ⅰ 一人ひとりの福祉に対する意識の醸成

【現況と課題】

- ・地域には、高齢者、障がい者、子ども、外国人、性的マイノリティ^(*)の人など、多様な住民が生活しています。人口減少や高齢化社会の進展とともに市民の価値観やライフスタイルも多様化し、それぞれに抱える背景や環境が変化していますが、お互いに認め合い、排除しない社会を築くことが求められています。また、個人や世帯の孤立が進む中、地域における支え合いや助け合いが一層求められています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響から、従来築かれていた人と人とのつながりが希薄になり、地域コミュニティそのものが機能しにくくなっています。
- ・それぞれが違った特徴を持った地域の住民が、それぞれの個性を尊重していくためには、多様な存在を知ることが、その第一歩となります。そのために、子どもから大人まで、福祉に関する知識の習得や多様な存在を知るための福祉教育が必要とされています。
- ・市民アンケート結果からも、福祉教育に接する機会が少ない状況が見られることから、研修や出前講座等を通じて、福祉に関する理解を深めることが求められます。

【施策の方向性】

- ・市民一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、支え合いの地域活動に参加するため、地域福祉について学ぶ場を提供します。
- ・地域において学びの機会を推進するため、市や社協による出前講座を継続あるいは新設し、充実を図ります。
- ・子どもだけでなく、大人による偏見や差別の解消についても、出前講座や各種研修を通じて理解を深めるよう努めます。
- ・地域福祉を理解し、活動に結び付けるため、福祉に関する広報・啓発を行います。

【目標指標】(※)

項目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
ボランティア活動をしている	9.9%	20.0%
福祉学習に参加している	23.4%	40.0%
福祉に関する出前講座を利用する	30.6%	50.0%
事業所や団体の運営に必要な人材が確保できており、今後の不安もない	35.9%	50.0%

※現状値及び計画目標は、市民及び団体・事業者アンケート結果を使用しています。

(資料編の「3 アンケート結果」参照)

なお、一部の目標指標は関連する計画の数値を使用しています。

以下、同様になります。

【主な取組】（※）

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
1-1-1 福祉学習の 充実	地域福祉計画の周知・啓発	市民	福祉課	社協
	総合的な学習の時間における地域学習・体験活動の実施	子ども	学校教育課	
	キャリア教育推進事業	子ども	学校教育課	
	青少年体験事業	子ども	子ども家庭支援課	
	地域福祉学習会	市民、区民		社協、支部・地区社協、地区公民館、NPO 法人
	地域福祉出前講座	市民、区民		社協、地区社協
	講演会・研修会	市民		社協、公民館
1-1-2 福祉に関する 広報・啓発	高齢者福祉に関する広報・啓発	市民	高齢者介護課	
	障がい者福祉に関する広報・啓発	市民	障がい者支援課	
	児童福祉に関する広報・啓発	市民	子ども家庭支援課	
	広報誌の拡充	市民		社協
	SNS による広報の拡充	市民		社協
	区の広報・啓発の拡充	区民		区、地区社協、地区公民館など
	支部社協だより	市民（各地域）		支部社協

※【主な取組】には、市及び各主体が、「現在実施している」または「今後実施する可能性がある」取組・事業を掲載しています。

【主な取組】に掲載している内容をすべて実施するものではありませんが、各主体の実情に応じて取組を進めていただき、進捗状況を確認します。

以下、同様になります。



1-2 多様性・多文化共生の意識づくり

【現況と課題】

- ・高齢者、障がい者、子ども、外国人、性的マイノリティの人など、多様な住民が同じ地域で生活しています。
- ・地域住民同士がお互いに多様な主体への理解を深め、誰一人排除せずに生活を送ることが求められています。
- ・従来、障がい者や介護が必要な高齢者などは、支援を受ける側として考えられてきましたが、支え手・受け手に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けた意識づくりが求められています。
- ・障がい者やその家族が地域生活を送るうえで、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深めていくことが必要です。
- ・認知症などの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症や加齢に伴う心身の変化について適切な理解が必要です。
- ・令和5年10月現在、市内の外国人住民の数は1,500人ほどおり、国籍も中国を筆頭に20か国以上であることから、あらゆる情報の提供手段が必要であり、また日常生活におけるコミュニケーションの支援も必要となります。
- ・外国人住民の地域コミュニティとの関わりは大切であり、外国人住民も地域社会の構成員の一員であることから、日本人も外国人住民も、お互いの文化や風習などを認め合い、お互いを尊重し合う社会づくりが求められます。
- ・これらを踏まえて、本市では令和4年に「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例」を制定しました。この条例に基づいて「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画」を策定し、具体的な取組や目標を定めて、共生社会づくりを推進することとしています。
- ・すべての市民が年齢、障がいの有無、国籍・民族や性別、あるいは性的指向・性自認にとらわれず、認め合い、尊重し合う社会の形成を推進するため、家庭、学校、職場や地域社会において、一人ひとりが人権や共生社会に対する理解を深めることが必要です。

【施策の方向性】

- ・すべての市民が、年齢、性別、国籍、あるいは障がいの有無、加齢による身体や認知機能の衰え、性的指向・性自認等に関わらず、多様性を尊重し地域社会の一員として活躍できる、多文化共生社会の実現を目指します。そのため、お互いに認め合い、尊重し合うための理解促進のための広報や学びの場を提供します。
- ・障がいや障がい者に関する正しい理解を深めるための周知・啓発を行うとともに、障がい者と地域との交流の場の拡大を図ります。
- ・認知症になっても安心して生活できる地域を目指し、認知症に対する理解促進と予防に向けた地域づくりを推進します。
- ・外国人住民が本市でいきいきと暮らすことができるよう、外国人住民のための情報の提供や日本語習得等の支援体制に努めるとともに、外国人相談窓口による相談・支援を行います。

【目標指標】

項 目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
事業所や団体で、性的マイノリティに関する地域交流活動を行う	1 団体	3 団体
事業所や団体で、障がい者に関する地域交流活動を行う	8.4%	12.0%
外国籍市民相談窓口の認知状況 (※)	31.1% (R3)	80%以上 (R9)

※現状及び目標年度に相違がありますが、関連する計画の進捗管理に基づき、達成状況を確認します。

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
1-2-1 多 様 性 の 理 解 促 進	人権啓発イベント事業	市民	人権共生課	
	共生社会づくり広報紙事業	市民	人権共生課	
	認知症バリアフリーの推進	市民	高齢者介護課	
	理解促進研修・啓発事業	市民	障がい者支援課	
	障害者週間	市民	障がい者支援課	
	認知症の理解促進 (オレンジキャンペーン)	市民	高齢者介護課	
	学校人権教育推進事業	子ども	学校教育課	
	人権教育推進事業	市民	生涯学習課	
	多様性(ダイバシティ)に関する学習	市民、区民		社協、区、地区社協、 地区公民館
	人権学習	区民		区、地区公民館、人権 推進委員
1-2-2 多 文 化 共 生 の 地 域 づ く り	多文化共生パネル展示	市民	人権共生課	
	多文化共生イベント事業	市民	人権共生課	
	外国籍市民相談窓口	市民	人権共生課	
	日本語教室	市民	生涯学習課	
	日本語指導支援員の派遣	外国籍児童・ 生徒	学校教育課 人権共生課	
	多文化共生社会づくり講座	市民、区民		社協、区、公民館
	多文化共生・多様性の理解増 進のための広報誌掲載	市民		社協
	共生社会実現に向けた活動 への支援	市民活動団 体		社協
	多文化共生交流会	外国人		社協、市民活動団体

1-3 地域福祉推進の担い手づくり

【現況と課題】

- ・出生率の低下とともに生産年齢人口が減り続け、少子高齢化が進展し、地域福祉を担う人材が不足してきています。
- ・団体・事業者アンケートでも、担い手の確保を現在または将来的な課題として危機感を抱く団体・事業者等が多く、喫緊の課題であると考えます。今後、人材不足により、必要なサービスを受けられないという状況が発生することも想定されます。
- ・市民アンケートの結果では、「支えあい活動」や、「ボランティア活動」への取組状況の設問において、それぞれ「活動している」と回答した人が約1割にとどまっているため、担い手としての意識の醸成が必要な状況です。
- ・介護予防、認知症予防をはじめ地域の支え合い活動など、多様な担い手を育むためには、各種制度の活用とともに、学びの場の提供が必要です。
- ・多様化する地域課題の解決にはボランティアを含む市民活動が必要不可欠の存在になっており、NPO法人、福祉団体をはじめボランティア団体などが連携・協働する仕組みづくりの構築が求められます。

【施策の方向性】

- ・支え合い、助け合いなど地域福祉に対する市民の意識醸成や理解向上のため、学びの場の提供とともに人材育成を行います。
- ・お互いに支え合う仕組みの構築を目指し、サロンなど通いの場などで活躍する福祉人材を養成していきます。
- ・若年層のうちから福祉に関心を持ち、地域福祉活動に触れる機会を創出します。
- ・担い手が継続して安定的に活動ができるよう、事業者や団体などへの支援を継続します。
- ・ボランティアセンターを拠点とし、地域課題に取り組む担い手であるボランティアを養成するため、各種講座を展開するとともに、ボランティア相互の交流を図ります。
- ・人材不足解消のため、地域での担い手発掘などに努めます。

【目標指標】

項目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
ボランティア活動をしている	9.9%	20.0%
福祉に関する出前講座を利用する	30.6%	50.0%
ボランティアセンターを利用する	4.9%	15%
事業所や団体で、ボランティアセンターを利用する	33.6%	50.0%

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
1-3-1 担い手の育成	協働のまちづくり出前講座	市民	地域づくり課	
	朗人大学	60歳以上の市民	高齢者介護課	社協
	認知症サポーター養成講座	市民、区民	高齢者介護課	社協、地区社協、地域包括支援センター
	シルバー人材センター支援	60歳以上の市民	高齢者介護課	
	介護人材の質の向上支援	事業者	高齢者介護課	
	生涯学習講座実施事業	市民	生涯学習課	
	若者担い手養成講座（仮称）	中・高生		社協、支部社協
	サロン運営リーダー養成講座	市民		社協
1-3-2 担い手の活動支援	介護予防・日常生活支援総合事業サービスA従事者研修	市民、事業者	高齢者介護課	事業者
	支え合い事業体制整備	市民、団体、事業者	高齢者介護課	
	生活支援体制整備事業	市民	高齢者介護課	社協、事業者
	自発的活動支援事業	事業者	障がい者支援課	
	朗読協力者研修会	市民	文化課	
	福祉活動人財バンク	市民		社協
	福祉活動人財バンク登録者交流会	人財バンク登録者		社協
1-3-3 ボランティア活動の推進	豊科ささえあいセンター管理	市民	（委託）福祉課	（受託）社協
	図書館ボランティア事業	市民	文化課	
	総合的な学習の時間における地域学習・体験活動の実施	子ども	学校教育課	
	ボランティア養成講座	市民		社協、ボラ連
	ボランティア体験型講座	市民		社協、ボラ連
	ボランティアセンター運営事業	市民		社協（市指定管理）
	福祉施設訪問	区民		地区社協、ボランティア団体

基本目標 2 共に支え合い、見守り合う社会づくり

2-1 地域力向上

【現況と課題】

- ・地域福祉を充実させるためには、基本目標1に基づく個人の意識醸成だけでは足りず、地域の持つ力を維持し、向上させるための支援が欠かせません。
- ・市民アンケートでは、区への加入は約8割ですが、若年層ほど加入が少ない状況です。また、役員になることへの負担感が主な未加入要因となっています。
- ・区内の地縁組織は、役員のなり手不足が著しく、また地域課題に対して多くの区民が関心を持って解決に向けた取組を行うまで至らず、役員への負担が増大しています。地域で自分らしく生活するためには、そこに住むすべての人が自分たちの力で生活課題を解決していくための意識づくりや、参画の仕組みづくりが必要となります。
- ・地域課題の解決にはその課題の要因を理解することが重要です。そのために地域課題把握のための手法の検討や、課題解決のための学び、さらには話し合いも必要です。
- ・本市は県内でも移住者が多い自治体です。移住者も市民の一員であるという意識に基づき、共に地域づくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

- ・地域が抱える課題に対し、多くの人に関わり、課題と目標を共有し、その解決に向けた手順に関与することを目指します。
- ・地域が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくうえで、多くの市民が主体的に参画する仕組みを検討します。
- ・移住者や、地域での多様な主体の参加により、様々な視点から地域力の向上を図ります。

【目標指標】

項 目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
区や地域活動への参加	73.2%	77.0%
福祉員に関わったことがある	12.9%	60%
事業所や団体で、福祉員に関わったことがある	74.0%	80.0%
事業所や団体で、地域の活動の運営に協力する	28.2%	40.0%
事業所や団体で、地域の活動に対し専門知識・技術等の協力を する	9.2%	20.0%
事業所や団体で、地域が抱える課題を把握している	51.2%	65.0%
事業所や団体で、地域の課題やニーズを把握できる場に参加 している	36.7%	45.0%

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
2-1-1 地域課題の 解決	生活支援体制整備事業	市民	高齢者介護課	
	地域ケア会議	市民	高齢者介護課	
	課題把握のためのアンケート	区民		区、地区社協
	課題を共有するためのワークショップ	区民		区、地区社協、地区公民館
	地域課題把握のための訪問	区民		区、地区社協、地区公民館
	地域課題に関する学習会	区民		区、地区社協、地区公民館
	地域課題の解決検討会	区民		区、地区社協、地区公民館
	地域課題解決のためのマニュアル作成	区、地区社協、地区公民館		社協、支部社協
2-1-2 市民参画の 地域づくり	移住者への区の加入案内	市民 (移住者)	地域づくり課	
	生活支援体制整備事業	市民	高齢者介護課	
	区民アンケート	区民		区、地区社協、地区公民館、その他地縁組織
	子ども会議	区民(子ども)		区、地区社協、地区公民館、その他地縁組織
	目安箱	区民		区

2-2 顔の見える関係づくり

【現況と課題】

- ・社会情勢の大きな変化に加えて新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人と人が接する機会も減少し、お互いを見守り合う関係が希薄になっています。このことから、改めて隣近所や地域における関係づくりが必要となっています。
- ・日常的な地域のコミュニケーションを通じて、お互いがそれぞれの生活を尊重するとともに、支え合い、見守り合う関係を再確認していく必要があります。
- ・市民アンケートでは、地域活動の際の支援として、場所の提供を希望する声が多い状況が伺えます。

【施策の方向性】

- ・近所や区内におけるあいさつ運動や声かけにより、顔の見える関係を築いていきます。
- ・身近な地域での通いの場やサロンなどの交流の場づくりへの支援を拡充します。

【目標指標】

項目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
地域において支え合い活動をしている	7.1%	25.0%
通いの場への参加している高齢者(※)	7.4%	8.0% (R8)
地域の会などに参加している元気高齢者(※)	48.2%	55.0% (R8)

※現状及び目標年度に相違がありますが、関連する計画の進捗管理に基づき、達成状況を確認します。

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
2-2-1 声かけ・あいさつの推進	民生児童委員協議会運営	市民	福祉課	
	あいさつ運動	市民、児童・生徒		社協、支部・地区社協、民生児童委員、学校
	高齢者等宅声かけ運動	区民		区、地区社協、民生児童委員、福祉員
2-2-2 地域交流の場づくり	子どもの居場所づくり支援事業	子ども	福祉課	
	地域グループ支援事業	高齢者	高齢者介護課	
	アクティブシニアがんばろう事業の推進	高齢者	高齢者介護課	
	地域介護予防活動支援事業	高齢者	高齢者介護課	区、団体
	介護予防普及啓発事業	高齢者	高齢者介護課	社協、事業者
	支え合い事業体制整備	市民	高齢者介護課	区、団体、事業者
	生活支援体制整備事業	市民	高齢者介護課	社協、事業者
	公民館事業	市民	生涯学習課	
隣組会	隣組		隣組長	
地域を考える交流会	区民		区、常会・町内会など	

2-3 支え合い・見守り合いの仕組みづくり

【現況と課題】

- ・支え合い・見守り合いは、公的なサービス、事業者のサービスや制度面での取組だけではなく、地域での関係づくりやつながりの仕組みが必要となります。
- ・各地で地域共助の仕組みが少しずつ芽生えてきているため、これらの取組を広げるとともに、後押しし、継続していけるような支援が求められています。
- ・市民アンケートにおいて、地域で支援が必要な世帯がいる場合に「今後、手助けできること」について聞いたところ、「安否確認や話し相手などの見守りに関すること」や、「ゴミ出し、軽作業など」の簡単な支援については、「手助けできる」という意識の人も一定程度います。
- ・参加しやすい仕組みがあれば、これらの市民は支え手になることができると考えられるため、これらの市民意識を効果的な支え合い・見守り合いの仕組みづくりにつなげることが求められています。
- ・地域の支え合いの仕組みでは地縁組織やボランティア団体などのほか、福祉に関する事業所の存在も重要です。こうした事業所が地域に根差した役割を果たすため、地域と事業者や、事業所相互の連携の機会を設けることも必要となります。
- ・団体・事業者アンケートでも、団体・事業所間の連携を行っている場合や、今後の連携・交流希望がある組織が多い状況です。団体・事業者単独での取組だけでなく、情報交換や連携により活動の充実を図ることが求められています。
- ・地縁組織内の連携や役割分担、効率的な組織運営が求められています。

【施策の方向性】

- ・主に独り暮らし高齢者の安否確認や見守りのため、民生児童委員や地域見守り協定により、多面的に見守りを行います。
- ・孤立しがちな高齢者を見守るため、社協が実施する安心コール、また地域における高齢者宅の訪問や配食サービスの提供を行います。
- ・組織・団体間及び団体内の情報共有を図る仕組みづくりや、多機関連携の手法について検討します。
- ・生活支援体制整備事業の充実により、地域の課題を解決する仕組みづくりを推進します。
- ・市民が市民をお互いに支援する支え合い体制の一層の充実を図り、地域における支援体制づくりを支援します。（しあわせ・あづみん、安心コール等）
- ・ボランティア組織の立ち上げや継続的な運営を支援します。
- ・区などが地域課題を解決するため、その支援を行うボランティア組織の立ち上げや運営を支援します。

【目標指標】

項 目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
地域において支え合い活動をしている	7.1%	25.0%
事業所や団体で、しあわせあづみんを知っている	9.2%	15.0%
災害時住民支え合いマップ作成に関わる	8.5%	30.0%
事業所や団体で、災害時住民支え合いマップ作成に関わる	27.5%	40.0%
事業所や団体で、他の事業所や団体と交流をしている	55.7%	70.0%

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
2-3-1 支援体制づくり	民生児童委員	市民	福祉課	
	支え合いマップ	市民	福祉課	社協
	地域支え合い推進フォーラム	市民	高齢者介護課	社協、団体、事業者
	生活支援体制整備事業	市民	高齢者介護課	社協、事業者
	高齢者・障がい者の地域見守り協定	市民、団体、事業者	福祉課 高齢者介護課 障がい者支援課	社協、団体、事業者
	支え合い事業体制整備	市民	高齢者介護課	
	区等地域力向上事業	区	地域づくり課	
	社会福祉大会	市民、福祉団体		社協
	福祉員制度	区民		福祉員（隣組長）
	車いす及び車いす移送車両の貸与事業	市民		社協
	安心コール	市民（高齢者）		社協
	しあわせ・あづみん	市民		社協
	地域版しあわせ・あづみん事業	区民		区、地区社協、ボランティア組織
	高齢者安心訪問事業	区民		区、地区社協、民生児童委員
	おむすび会	市民		社協
	配食サービス	市民（一人暮らし高齢者）		社協
	部制度等連携組織づくり	区		区
	区内地縁組織連携会議開催	区民		区
2-3-2 組織・団体の連携	地域支え合い推進フォーラム	市民	高齢者介護課	社協、団体、事業者
	生活支援体制整備事業	市民	高齢者介護課	社協、事業者
	在宅医療及び介護連携推進事業	高齢者、医療・介護関係者	高齢者介護課	
	認知症地域支援・ケア向上事業	市民	高齢者介護課	
	協働のまちづくり推進事業	市民	地域づくり課	
	福祉事業所交流会	福祉事業所		社協
	地縁組織の横断的連携に関する講座	区		社協
	地域の福祉施設との連携	区民		区、地区社協、地区公民館
	地域組織と市民活動団体交流会	区等地縁組織、市民活動団体		区等地縁組織、市民活動団体

基本目標3 健やかに暮らせる地域づくり

3-1 福祉サービスの充実

【現況と課題】

- ・福祉サービスは、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、様々な分野に分かれているため、サービスが必要な人に適切につながるための情報提供が必要です。
- ・市民アンケートでは、「福祉に関する情報を適切に得ることができているか」という設問において、「どこで情報収集すればよいかわからない」人が、およそ25%弱いることから、情報提供が課題のひとつと考えられます。
- ・情報を求める人が、必要な情報を得ることとともに、適切に相談窓口につながることで、課題の早期解決につながります。
- ・既存のサービスガイドやパンフレットなどでは、サービスや地域資源の情報が十分周知されていない可能性があります。
- ・サービス提供を行う事業者や法人に対しては、事業の安定的な運営のため、社会環境の変化に応じた適切な支援が求められます。団体・事業者アンケートでも、必要とする支援について、運営経費に対する支援などが挙げられていますので、ニーズを適切に確認する必要があります。

【施策の方向性】

- ・相談窓口に関する情報提供を確実にいき、複雑とも捉えられがちな福祉サービスの入り口において、適切な相談につながるよう周知します。
- ・各種ガイドブックやホームページ、SNSなど、様々な手段を通じて、福祉サービスやサービス事業者に関する情報提供を行います。
- ・サービス提供事業者に対しては、国や県等の制度に沿って、適切な事業者支援や情報提供に努めます。
- ・生活支援体制整備事業による生活支援ガイドブックを有効活用し、支援が必要な市民が地域の資源を活用できるようにします。

【目標指標】

項目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
福祉の情報を得ている	29.9%	60.0%
心配ごと相談を利用する	4.3%	10.0%
事業所や団体で、心配ごと相談を知っている	8.4%	15.0%
社協の広報誌を利用する	79.7%	90.0%
地域の支え合い活動をしている	7.1%	14.0%

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
3-1-1 情報提供、相談体制の充実	介護保険・高齢者福祉サービスガイド（連携マップ付き）	市民、医療・介護関係者	高齢者介護課	
	地域包括支援センターの体制整備	高齢者	高齢者介護課	
	障がい福祉制度のあらまし	市民	障がい者支援課	
	障害者総合相談支援センターによる相談窓口	障がい者	障がい者支援課	
	心配ごと相談	市民	福祉課	
	家庭児童相談室	子育て家庭 市民	子ども家庭支援課	
	生活支援ガイドブックの活用	市民	高齢者介護課	
	広報誌	市民		社協
	福祉サービスに関する相談	市民		社協、地域包括支援センター
3-1-2 サービス提供者への支援	介護保険サービスの充実	事業者	高齢者介護課	
	障がい福祉サービスの充実	事業者	障がい者支援課	
	保育サービスの充実	未就学児事業者	こども園幼稚園課	
	福祉サービス事業所紹介	市民		社協、地域包括支援センター、民生児童委員
3-1-3 サービスの充実と質の向上	福祉サービス事業者等への助言・指導・監査及び研修	事業者	福祉課 高齢者介護課 障がい者支援課 子ども家庭支援課 こども園・幼稚園課	
	運営指導	事業者	高齢者介護課	
	介護サービス相談員	事業者	高齢者介護課	
	専門従事者の研修参加促進	事業者	障がい者支援課	

3-2 健康づくり・生きがいづくり

【現況と課題】

- ・地域で幸せに暮らし続けるためには、健康を維持することが不可欠です。
- ・健康で過ごせる期間をなるべく長く保てるよう、個人の取組だけでなく地域での活動により、年齢を問わず健康づくりに取り組む必要があります。
- ・高齢者が介護サービスを利用する前の段階で、介護予防やフレイル予防の観点から、身体・認知機能の維持に努める必要があります。
- ・身体的な健康づくりに加えて、仲間づくり・生きがいづくりにより社会参加の機会を確保することも重要な要素となります。
- ・市民アンケートにおいても、健康・仲間づくりの活動は、約25%の人しか参加していない状況があります。
- ・これらの人の中には、「どこに行けばいいかわからない」と回答した人も一定程度いるため、周知・広報や参加機会を増やすことが一つの課題と言えます。
- ・長野県では、平均寿命と健康寿命^(*)との差（不健康期間）は男性で1.63年、女性で3.69年の開きがあります。より長く自立した生活を送る期間を維持するため、健康づくりの推進が求められます。
- ・健やかで心豊かに生活するためには、定期的に健診を受けて自身の健康状態を把握し、生活習慣病^(*)の発症予防及び重症化予防を図ること、また適切な医療を受けることが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症への対応が求められています。
- ・地域で充実した生活を送るためには、生きがいを持って生活することが欠かせません。そのためには、地域行事への参加、趣味の活動を通じた仲間づくり、つながりづくりが欠かせません。
- ・役割を持って生活することや、活躍できる場があることも、地域で一人ひとりが自分らしく生活するためには欠かせない要素であるため、地域行事や伝統文化の継承などの機会を積極的に設けることが必要とされます。
- ・地域で開催されるサロン等の集まりにおいて、参加者の固定化や男性の参加が少ない傾向にあります。
- ・誰もが健康づくりや生きがいづくりのために行う生涯スポーツの推進が必要です。

【施策の方向性】

- ・各種健診の受診率の向上を図ります。また、健診結果に基づく保健指導により生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図ります。
- ・介護予防、フレイル予防の各種事業を通じて、健康寿命の延伸を図ります。
- ・健康づくり講座の開催や、地区住民主体の取組を通じて、健康づくりと交流の機会を作るとともに、その取組を支援します。
- ・趣味の活動や地域行事などへの参加を通じた生きがいづくり、仲間づくりに努めます。特に、高齢になっても豊かな時間を送ることができるよう、生きがいを持って生活することを支援します。
- ・得意分野を活かして地域で活躍したり、自分の持つ技術を伝えることや、発表の場を通じて、地域で役割を持って生きることにつなげていきます。
- ・生涯を通じた栄養バランスと減塩に配慮した食育を推進し、適正体重の維持や歯と口腔の健康維持による健康づくりを推進します。
- ・多くの市民が参加できる生涯スポーツの機会を設けます。

【目標指標】

項目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
地域の高齢者等の交流活動に参加する	9.7%	15.0%
地域の世代間交流事業に参加する	1.5%	10.0%
地域のスポーツ・健康に関する事業に参加する	17.0%	30.0%
ボランティア活動をしている	9.9%	20.0%
事業所や団体で、スポーツ・健康に関する事業を実施する	6.1%	10.0%
事業所や団体で、高齢者などの交流事業を実施する	21.4%	30.0%
事業所や団体で、世代間交流事業を実施する	5.3%	8.0%
事業所や団体で、高齢者を対象とした事業を実施する	29.8%	40.0%

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
3-2-1 健康づくり	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者	高齢者介護課、健康推進課、国保年金課	
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者	高齢者介護課	
	健康体操指導員派遣事業	高齢者	高齢者介護課	区、団体
	地域介護予防活動支援事業	高齢者	高齢者介護課	区、団体
	各種健診・保健指導の実施	市民	国保年金課、健康推進課	
	健康づくり講座の開催	市民	健康推進課	
	介護予防普及啓発事業	高齢者	高齢者介護課	社協、事業者
	公民館事業	市民	生涯学習課	
	スポーツ教室の開催	市民	スポーツ推進課	
	市民スポーツ祭の開催	市民	スポーツ推進課	
	健康教室、健康体操教室	区民		区、地区社協、健康づくり推進員、民生児童委員、NPO法人
	健康に関する講座	区民		区、地区社協、健康づくり推進員、民生児童委員
	ラジオ体操	区民		地区社協、地区公民館
	郷土料理教室	区民（親子）		区、地区社協、地区公民館、サークル
	食育講座	小中学校		安曇野調理師会
	収穫祭	区民		地区社協、実行委員会
	生涯スポーツ大会	市民、区民		公民館、社協、区、地区社協、身体障害者協会、シニアクラブ、地区公民館
	スポーツ大会	市民、区民		公民館、社協、区、地区社協、身体障害者協会、シニアクラブ

3-2-2 生きがいつ くり	区等地域力向上事業	市民	地域づくり課	
	朗人大学	高齢者、学 校、児童・生 徒	(委託) 高齢者介護課	(受託) 社協
	公民館事業	市民	生涯学習課	
	わんぱく広場、ふれあい祭 り、福祉祭り	市民		社協、支部社協
	敬老会	区民(高 齢者)		区、地区社協、地区 公民館、シニアクラ ブ
	環境美化活動	区民		区(環境部)、地区 公民館
	一人暮らし高齢者交流事業	市民・区民 (一人暮ら し高齢者)		社協、地区社協
	いきいきサロン	区民		区、地区社協、地区公 民館、任意組織
	そば打ち体験、料理教室	市民、区民		社協、支部・地区社 協、地区公民館、任意 組織
	ものづくり講座	区民		地区社協、地区公民 館
	将棋、囲碁、麻雀、書道、写 真教室	区民		地区社協、地区公民 館
	子ども先生	区民		地区社協、地区公民 館、PTA
	演奏、コンサート等発表会	市民、区民		社協、支部・地区社 協、地区公民館
	文化祭	市民、区民	生涯学習課	支部・地区社協、地区 公民館



3-3 参加機会の拡充

【現況と課題】

- ・生きがいつくり・健康づくりの活動を行うためには、活動拠点の確保が必要です。
- ・拠点整備に関する支援とともに、拠点までの移動手段を確保し、誰もが集まれる機会の確保が求められます。
- ・移動手段や経済的な理由により参加機会を失うことの無いよう、誰でも参加できる環境づくりが必要です。
- ・市民アンケートにおいて、活動場所は公民館、体育館などの公共施設が最も多く、次いで区の集会所やコミュニティセンターなどの身近な施設を利用している状況が見られます。運転免許の返納などにより、自力での移動な困難な人でも参加できる身近な活動場所や、移動手段の確保が必要と考えられます。
- ・外出が困難な高齢者や障がい者が気軽に旅行に出かけられる機会は重要となります。

【施策の方向性】

- ・健康づくり、生きがいつくりなどの活動を行う上で、(老人)福祉センター等の拠点の維持・管理を行います。また、高齢者にとって行ってみたい、行くことが楽しいと思える施設になるよう、その機能を果たすため各種事業を展開します。
- ・子どもから高齢者までが集い、交流し、高齢者や子どもにとっては居場所となり、また高齢者や子どもを日常的に見守る家族の休まる場としてのコミュニティカフェの運営を支援します。
- ・移動手段の確保や、区内での区民による移動支援事業への取組などを支援します。
- ・外出が困難な高齢者や障がい者などが気軽に旅行に出かけられる機会を創出します。

【目標指標】

項目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
あづみん利用者数(※)	80,554人	87,000人 (R9)
あづみん満足度(※)	18.3%	23.0% (R9)
老人福祉センターの利用者数(※)	66,415人	70,000人 (R8)

※目標年度に相違がありますが、関連する計画の進捗管理に基づき、達成状況を確認します。

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
3-3-1 拠点づくり の支援	老人福祉センター運営補助事業	高齢者	高齢者介護課	
	協働のまちづくり推進事業	市民	地域づくり課	
	コミュニティカフェ開設支援	市民		社協
	(老人)福祉センターの運営事業	市民		社協
3-3-2 参加機会の 確保	デマンド交通あづみん	市民	政策経営課	
	高齢者等移送支援事業	区民、ボランティア組織		区
	ふれあいバスの旅	市民		社協



基本目標4 安全で安心して暮らせる環境づくり

4-1 防災・防犯体制の充実

【現況と課題】

- ・災害が起きたとき、公的機関が支援できるのは発災から一定時間経過後とされています。本市はこれまで比較的大きな災害が起きていませんが、災害発生時の地域での迅速な対応が必要です。
- ・地域では平常時・災害時の支え合いのため、これまでも避難行動要支援者^(*)名簿の掲載者を主な対象として「災害時住民支え合いマップ^(*)」の作成を進めてきました。
- ・今後は避難行動要支援者一人ひとりの避難方法をあらかじめ決めておく、「個別避難計画^(*)」の策定が求められています。
- ・大規模な災害時には、避難行動要支援者の避難先を早急に確保し、避難支援を行う必要があるため、福祉避難所^(*)等の備えが求められています。
- ・令和4年に市内宿泊業者と「災害時等における宿泊施設の提供に関する協定」を締結し、避難行動要支援者の避難先の確保を図りました。
- ・大規模災害時には、ボランティアの受入れのため、円滑なボランティアセンターの運営が求められています。
- ・交通事故の発生件数等は減少傾向にあるものの、高齢者が関係する交通事故は増加傾向にあり、市民一人ひとりが意識して取り組まなければならない課題です。
- ・交通事故被害者を減少させるため、日常的な意識の醸成や交通安全教室及び立哨活動、また広報などによる啓発が必要です。また、地域の危険箇所を点検し、安全な道路環境づくりも求められています。
- ・特殊詐欺の増加など、消費者被害の防止に関する取組が求められています。

【施策の方向性】

- ・地域での支え合いのため、区ごとに作成する災害時住民支え合いマップの策定を支援します。
- ・障がいや高齢など、様々な理由で避難支援を必要とする人が個別に避難方法や避難場所をあらかじめ決めておく「個別避難計画」の策定に向けて庁内で検討を行うとともに、関係機関と連携を図りながら実効性のある計画策定に努めます。
- ・災害時の適切な避難支援を進めるため、福祉事業者等と連携し福祉避難所等の整備・充実に努めます。併せて、福祉避難所における訓練の実施により、災害時に迅速に対応できる体制を整備します。
- ・災害ボランティアセンターの役割や運営について確認し、自主防災組織と十分な連携が図られるよう仕組みを構築します。
- ・一人ひとりが災害を知り、日常的な防災・減災に取り組むことを目的にした研修会や講座、訓練の充実に努めます。
- ・特殊詐欺被害に遭わないよう、地域における日常的な見守りとともに、講座などを開催し、事件に巻き込まれない知識を習得する機会を設けます。

【目標指標】

項 目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
地域の防災訓練を年1回実施する	55.8%	80.0%
地域の防災訓練に参加する	37.1%	60.0%
地域の防災・減災の取組は十分である	17.2%	40.0%
災害時に見守り体制について協議する	30.7%	50.0%
事業所や団体で、防災・減災に関する事業を実施する	3.8%	6.0%
事業所や団体で、地域の防災・減災の取組に参加する	20.6%	35.0%

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
4-1-1 地域防災の 充実	防災啓発事業	市民	危機管理課、 福祉課	
	災害時避難行動要支援者名簿作成事業	市民	福祉課	
	個別避難計画の策定	市民	福祉課	
	防災・減災講演会	市民、区民		社協、自主防災組織
	災害時住民支え合いマップ研修	市民		社協、支部社協
	自主防災マニュアルの作成・更新	区民		自主防災組織、区
	防災訓練の実施	区民		自主防災組織、区
	災害時住民支え合いマップの作成	区民		自主防災組織、区、 地区社協、福祉事業所
	中学生の防災活動への参画	区内中学生		自主防災組織、区
	ネットワーク構築	区民、福祉事業所		自主防災組織、区、 福祉事業所
4-1-2 災害対策の 強化	防災組織支援事業	市民	危機管理課	
	自主防災組織の強化	区民		自主防災組織、区
	災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの活用	市民		社協
	災害ボランティアセンター設置・運営訓練	市民、(自主 防災組織役員)		社協
	災害ボランティアサポーター養成講座	市民(区選 出)		社協
	防災備品・備蓄品の整備	区民		自主防災組織、区
4-1-3 交通安全・防 犯対策の充 実	交通安全教育	市民	地域づくり課	
	交通安全協会の運営支援	市民	地域づくり課	
	交通安全施設整備	市民	維持管理課	
	防犯灯管理運営	市民	地域づくり課	
	防犯対策推進事業	市民	地域づくり課	
	交通安全教室	区民		区(安全・安心部)、 PTA
	危険箇所点検	区民		区(安全・安心部)、 PTA、シニアクラブ
	交通安全立哨活動	市民、その他 市民		区(安全・安心部)、 PTA
	交通安全に関する広報	市民、区民		社協、支部・地区社協
	特殊詐欺被害対策講座	区民		区(安全・安心部)、 地区社協
	防犯パトロール	区民		区(安全・安心部)、 消防団、ボランティア
	防犯に関する広報	市民、区民		社協、支部・地区社協
防災・減災塾	小・中学生		社協	
防災・減災アイデアコンテスト	小中高年生		社協	

4-2 ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した地域づくり

【現況と課題】

- ・障がいを持った人や、身体機能が低下した人でも、住み慣れた地域で生活し続けられる環境の整備が求められています。
- ・当事者以外では、これらの配慮に関心が低くなってしまっていますが、誰もが地域社会で暮らす一員として、社会参加の機会を確保し、自立した生活を送る環境の実現が求められます。
- ・障がいを持った人が日常生活を送る上での妨げとなる「社会的障壁」を除去するため、過重な負担になり過ぎない範囲での「合理的配慮」の提供が求められています。
- ・近年では、障がい者の情報の取得や利用、意思疎通に係る施策の推進について法律化され、長野県においても「障がいのある人もない人も共に生きる長野県条例」が制定され、情報へのアクセシビリティの面での障壁をなくす取組が求められています。
- ・認知症になっても、地域で安心して生活できる見守り体制が必要とされています。
- ・公共施設だけでなく、地域の資源である地区公民館や集会施設など、身近な施設のユニバーサルデザイン化やバリアフリー(*)化が必要です。

【施策の方向性】

- ・障がいを持った人にとっての「社会的障壁」を取り除くための取組を推進し、「合理的配慮」の提供に向けた啓発を行います。
- ・認知症への理解を深め、認知症の人の思いを理解するとともに、地域の見守り体制を構築します。
- ・ユニバーサルデザインガイドブックに基づき、配慮が必要な項目を確認し、ユニバーサルデザインの考え方を推進します。また、広く市民に向けて広報し、活用を促します。
- ・すべての人が多様性を尊重するため、ユニバーサルデザインに関する学びの場を提供するとともに、広報等により啓発します。
- ・誰もが安心して生活できるよう、施設や道路の更新時にはユニバーサルデザインを意識した整備に努めます。地域の施設については、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の支援を行います。

【目標指標】

項目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
「多様性の尊重」や「ユニバーサルデザイン」に関するイベント等の実施回数(※)	2回 (R3)	5回以上 (R9)

※現状及び目標年度に相違がありますが、関連する計画の進捗管理に基づき、達成状況を確認します。

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
4-2-1 意識づくり	ユニバーサルデザインガイドブックの作成	市民	人権共生課	
	認知症バリアフリーの推進	市民	高齢者介護課	
	社会的障壁及び合理的配慮に関する啓発	市民	障がい者支援課	
	心のバリアフリー学習会	市民		社協
	ユニバーサルデザイン・バリアフリーの啓発	市民		社協
4-2-2 環境づくり	公園施設長寿命化事業	市民	都市計画課	
	公共施設等の整備におけるユニバーサルデザイン	市民	各課	
	地区公民館、集会施設のバリアフリー化に向けた支援	地区公民館、集会施設	生涯学習課、地域づくり課	
	地区公民館、集会施設のバリアフリー化	区民		区、地区公民館

重点事業 Ⅰ 子どもを育むまちづくり

重Ⅰ-Ⅰ 子ども・子育ての相談体制づくり

【現況と課題】

- ・子どもを安心して産み育てるためには、子育ての悩みを気軽に相談できる環境が必要です。
- ・育児全般の相談から、発達に心配のある児童及び保護者の相談、子どもへの関わり方の相談など、専門的な相談窓口適切につながることを求められます。
- ・一方で、誰にも相談できずに孤立してしまう状況にならないよう、身近な地域で子育ての相談ができる環境や、地域での見守りが必要です。
- ・社会環境の変化により、3世代同居が減少するとともに、共働き家庭が増えています。これらの変化に対応した子育て支援体制の整備が求められています。
- ・子育てを支援する団体相互の課題の共有など、情報交換の場が必要です。

【施策の方向性】

- ・子育てに関する相談窓口を統一し、個々の相談内容に応じて年齢や状況に応じた専門の相談窓口で、引き続き相談に対応します。
- ・地域において、身近な相談窓口を周知し、子育て世帯の孤立を防ぎます。
- ・ファミリーサポート事業により、支援会員と協力会員の相互援助による支え合いの体制を整備します。
- ・子育て支援団体相互の情報共有を図ります。

【目標指標】

項 目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
地域の子どもを預かる、送迎する	3.8%	7.0%
ファミリーサポートセンター事業に関わる	3.3%	15.0%
事業所や団体で、ファミリーサポートセンター事業を知っている	14.5%	20.0%

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
1-1-1 年齢・状況に 応じた相談 体制	乳幼児健診・相談等の実施	子育て家庭	健康推進課	
	児童発達支援事業	子育て家庭	子ども家庭支援課	
	母子・子育て相談窓口	子育て家庭	健康推進課	
	心配ごと相談事業	市民	(委託) 福祉課	(受託) 社協
	総合相談窓口	市民		社協、子ども会育成会
	子育て相談会の開催	子育て家庭		社協、子ども会育成会
1-1-2 地域で孤立 しない相談 体制	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭	子ども家庭支援課	
	生活・学習支援事業、子どもの居場所づくり	子育て家庭	福祉課、 子ども家庭支援課	
	民生児童委員協議会運営事業	子育て家庭	福祉課	
	乳幼児宅訪問事業	乳幼児家庭		民生児童委員
	地域の語る会	区民		区、地区社協、民生児童委員、子ども会育成会
	地域版子育て相談会の開催	区民		
1-1-3 子育てネット ワークの 構築	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭	(委託) 子ども家庭支援課	(受託) 社協
	子育て支援団体の交流事業	子育て支援団体		社協

重 1-2 健やかに産み育てる環境・仕組みづくり

【現況と課題】

- ・核家族化などの社会環境の変化により、家族や保護者の不安や負担感が増加しています。
- ・特に、これまでは家族三世代が同居し、祖父母などの支援により子育てを行ってきた社会から、核家族かつ夫婦共働きの家庭が一般的になっています。このような中で、保護者が無理なく子育てができる環境や、社会の変化に応じた支援体制の整備が求められています。
- ・家庭環境や障がいの有無等により、特別な支援を必要とする子どもがいます。適切な相談支援体制の提供が求められるとともに、地域での関わりや支援について検討が必要とされています。
- ・これに伴い、妊娠から出産、子育てまで一貫した切れ目のない支援が必要とされています。

【施策の方向性】

- ・妊娠から出産、子育てまで一貫した支援体制により、切れ目のない支援を図ります。
- ・子育ての不安を解消し、孤立を防ぐため、こども園や幼稚園、児童クラブなどをはじめ、安心して子育てできる環境の充実に努めます。
- ・特別な支援を必要とする子どもに対しては、専門的な対応を含めて適切な支援を行います。また、専門的な相談窓口を広く周知し、困りごとを早めに相談できる環境とともに、必要な支援を行います。

【目標指標】

項 目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
生活困窮者自立相談支援事業に関わる	1.8%	3.0%
地域の子育て支援活動に参加する	3.5%	8.0%
事業所や団体で、子育て支援に関する事業を実施する	11.5%	15.0%
事業所や団体で、児童を対象にした事業を実施する	14.5%	20.0%
児童館年間利用者延べ人数（※）	69,989人 (R4)	90,000人

※現状に相違がありますが、関連する計画の進捗管理に基づき、達成状況を確認します。

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
1-2-1 安全な妊娠・ 出産・産後へ の支援	マタニティマークの普及	妊婦	健康推進課	
	妊婦・産婦新生児等訪問指導	妊産婦 乳児 その他家族	健康推進課	
	産後ケア事業	産婦 乳児 その他家族	健康推進課	
	乳幼児健診・相談等の実施	子育て家庭	健康推進課	
1-2-2 子育て支援 体制の充実	幼児教育・保育の受入れ体制 の充実	子育て家庭	こども園・幼稚園課	
	3歳未満児の受け入れ体制 整備	子育て家庭	子ども家庭支援 課、こども園・ 幼稚園課	
	児童クラブ事業	子育て家庭	(委託) 子ども家庭支援 課	(受託) 社協
	児童館	子育て家庭	(委託) 子ども家庭支援 課	(受託) 社協
	子育てサロン	子どもとそ の保護者		区、地区社協、サーク ル、NPO 法人
	子育てに関する講演会	子どもとそ の保護者		社協
	子ども食堂	市民、子ど も、子育て家 庭		社協、NPO、市民活動 団体
1-2-3 特別な支援 を必要とす る子どもへ の支援体制 の充実	経済的な困窮者への支援	子育て家庭	福祉課	
	障がい児等の支援	子育て家庭	障がい者支援課	
	就学援助及び特別支援教育 就学奨励事業	子育て家庭	学校教育課	
	障がい児等要支援児保育	子育て家庭	こども園・幼稚 園課	
	子どもの居場所づくりへの 支援	市民団体		社協
	放課後等デイサービス	市民		社協、民間事業所
	子ども食堂運営支援	子ども食堂 運営団体	福祉課	社協
1-2-4 いじめ・不登 校対策の充 実	いじめ・不登校等 対策委員会の設置	子ども	学校教育課	
	スクールカウンセラー 派遣事業	子ども	学校教育課	
	登校支援コーディネー ターの配置	子ども	学校教育課	
	教育相談室・中間教室の設置	子ども	学校教育課 子ども家庭支援 課	

重 1-3 地域ぐるみの子育て

【現況と課題】

- ・物質的な豊かさや便利さの一方で、社会との関わりの減少により、コミュニケーション能力が低下していると言われています。
- ・少子化により地域で子どもが関わる行事や活動が減少し、同時に地域住民との交流機会が減少しています。
- ・これらの状況から、地域に古くから伝わる伝統行事などの伝承が十分に行われず、地域の歴史や文化などが伝承されないことが危惧されています。また、これらの活動が減少していることから、多世代が関わる事業が減少しています。

【施策の方向性】

- ・学校、家庭、地域が連携して、地域での子育てに取り組めます。
- ・子どもが地域の行事に参加することにより、伝統文化を継承する担い手としての活躍を図ります。
- ・地区の行事を通じて世代間交流を図ります。
- ・地域の歴史的文化を知る機会の創出と、その資源を活かした地域づくりを支援します。
- ・地域文化の伝承活動に多世代が関わり、継承していく活動を支援します。

【目標指標】

項 目	現状値 (R5)	計画目標 (R10)
地域のお祭りや伝統行事へ参加する	40.8%	60.0%
地域の世代間交流事業に参加する	1.5%	10.0%

【主な取組】

推進項目	推進事業	事業対象者	安曇野市担当課	その他実施主体
1-3-1 学校・家庭・ 地域の連携	放課後子ども総合プラン推進事業	子ども	子ども家庭支援課、生涯学習課	
	子ども会育成会支援事業	子ども	子ども家庭支援課、生涯学習課	
	青少年体験学習事業	子ども	子ども家庭支援課	
	安曇野市コミュニティスクール事業	市民		学校運営協議会、地域学校協働本部
1-3-2 世代間交流	地域文化伝承事業	区民		区、地区公民館、任意組織
	地域お宝さがし	区民		地区社協、地区公民館、ボランティア、任意組織
	焼き芋会、餅つき大会、花壇づくり	区民		地区社協、地区公民館、シニアクラブ、任意組織
	世代間交流事業	区民		区、地区社協、地区公民館
	子どもが主役の3世代交流事業	区民		区、地区社協、地区公民館

重点事業２ 包括的支援体制づくり

重２－１ 包括的な支援体制の整備

【現況と課題】

- ・社会的孤立、制度の狭間にある課題、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指す必要があります。高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な対応が必要とされています。
- ・そのために専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携が必要となります。
- ・ひきこもり、8050問題など、既存の相談体制、支援体制、制度では対応できない課題もあります。また、表面化しているものもあれば、表に出てこないことから、長年課題として対応されず複雑化するケースもあります。
- ・本市では、現在、高齢者、障がい者、児童などの福祉分野をはじめ、生活困窮世帯などについても、それぞれに相談窓口を設置し、社協や民間事業者と連携しながら、相談支援を行っています。
- ・民生児童委員や地域に密着した福祉サービス事業者などの、身近な相談窓口に寄せられた相談についても、適切に関係機関につないで、早期発見、早期対応に努めています。
- ・それぞれの世帯が抱える課題を深刻化させないためにも、身近な地域で、「複合した課題」を丸ごと受け止めて対応する体制が求められています。
- ・市民アンケートでは、困りごとや相談があっても、家族内で相談を済ませている人が多く、また相談したくても相談先が分からない人も少なからずいます。このことから、
- ・また、現段階では他分野にまたがる相談や支援については、各部署・関係機関が連携して対応している状況です。ただし、状況によっては、複数の分野にまたがる相談窓口をコーディネートする役割が必要となる場合もあることから、引き続き包括的な相談支援体制の検討が必要とされています。

【施策の方向性】

(1) 各分野の相談窓口の充実・相談窓口の周知

- ・高齢者、障がい者、児童、生活困窮をはじめとした各福祉分野の相談窓口で相談を受け、分野をまたぐ課題については、必要に応じて担当部署が連携して課題解決に当たります。
- ・各種相談窓口を周知し、相談をしたい人が適切な支援につながることを目指します。

【主な取組（相談窓口と実施事業）】

分野 (事業対象者)	相談窓口	具体的な相談内容（実施事業）	担当課 実施主体
高齢者	市内3か所の 地域包括支援センター窓口 (介護、福祉、生活相談)	・高齢者の包括的な相談 ・認知症の相談 ・介護相談（家族介護者支援）	高齢者介護課
障がい	障がい者相談支援センター	・障害者相談支援（事業） ・障がいに対する相談全般	障がい者支援課
子育て	子ども家庭支援課 (家庭児童相談室)	・ひきこもり相談 ・女性相談 ・ひとり親相談	子ども家庭支援課
生活困窮	福祉課	・自立相談支援（事業） ・生活保護相談	福祉課
分野別の個別相談	人権共生課	・外国籍市民相談 ・犯罪被害者等支援	人権共生課
	地域づくり課	・消費生活相談（消費生活センター） ・行政相談	地域づくり課
	健康推進課 (本庁舎・穂高健康支援センター)	・健康相談 ・精神保健相談 ・母子・子育て相談	健康推進課
	建築住宅課	・市営住宅高齢者パトロール（市営住宅における高齢者宅の戸別訪問による見守りと生活相談）	建築住宅課
	学校教育課 (教育相談室)	・不登校、学校生活に関する相談	学校教育課
市と連携した 相談窓口	・社協本所及び各支所窓口 ・地域包括支援センター (受託) ・心配ごと相談（受託） ・まいさば安曇野（受託）	・総合相談窓口 ・地域包括支援センターの運営 ・心配ごと相談 ・まいさば安曇野（生活困窮者自立相談支援事業）	社協
住民の身近な 地域での相談	・民生児童委員 ・サービス提供事業者など	・生活全般に係る相談 (市や関係機関との連携)	民生児童委員 サービス提供事業者

(2) 関係機関の連携の充実

- ・分野横断的な相談に対応し、適切な支援につながるよう、各部署・関係機関が一層の連携を図ります。
- ・民生児童委員やサービス提供事業所などが受けた地域の相談について、適切に専門機関につなぐことができるよう、引き続き連携を図ります。

【主な取組】

取組	内容	担当課 実施主体
個別の支援会議における連携	個別の支援会議において、他分野にまたがる相談については連携して対応	各種相談機関
地域(民生児童委員、サービス提供事業所等)と専門機関の連携	地域の相談について適切に専門機関につながるよう連携を図るとともに、連携先の周知を図る	民生児童委員 サービス提供事業所 各種相談機関

(3) 包括的支援体制の充実に向けた連携の検討

- ・分野横断的・総合的な相談に対応し、包括的に支援する体制を整備するため、引き続き関係部署による相談支援体制の状況把握と体制の充実について検討します。併せて、重層的支援体制の整備についても継続して検討を行います。
- ・相談体制の課題、地域づくりと関連した取組などを引き続き確認し、導入の方向性について、市及び社協で継続して検討を行います。また、市内の社会資源(現行の取組、事業)の把握に努め、これらの既存の取組を踏まえて包括的な支援体制の整備を図ります。

【主な取組】

取組	内容	担当課 実施主体
全世代を対象とした包括的支援体制の整備(重層的支援体制整備事業)の仕組みづくりに係る検討	(1)、(2)の状況を把握するとともに、制度への理解を深め、定期的な調整会議により体制整備に向けた仕組みづくりの検討を行う	市(福祉課及び関係課) 社協

重 2－2 権利擁護と成年後見制度

(第 2 期安曇野市成年後見制度利用促進基本計画)

I 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨(目的)

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でなく、ご自身一人では財産の管理や契約等を行うことが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、成年後見人、保佐人または補助人(以下「後見人等」という。)が本人に代わって財産管理や契約行為等を行うことで本人の権利を保護し、暮らしを支援していく制度です。

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「利用促進法」という)を施行しました。

そして平成 29 年 3 月には成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

これを受けて、安曇野市、松本市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村(以下「2 市 5 村」という。)では、制度の利用に向けて準備を進め、令和 3 年 4 月に松安筑成年後見ネットワーク協議会(以下「ネットワーク協議会」という。)を設置し、成年後見制度を推進してきました。

その後、国は令和 4 年 3 月に、第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「第二期計画」という。)を閣議決定し、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方として、①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等、③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり、が掲げられました。

こうした国の施策を踏まえ、本市における成年後見制度の推進を図るため、第 2 期安曇野市成年後見制度利用促進計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、利用促進法第 14 条の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として策定します。

なお、本計画は、高齢者福祉分野及び障がい者福祉分野に関連が深く、また第二期計画において新たに盛り込まれた地域共生社会の実現という目的は「地域福祉計画」の目指すものと重なることから、「地域福祉計画」に包含させ、一体的に策定するものとししました。

(3) 計画期間

「地域福祉計画」の計画期間に合わせて、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を計画期間とします。

2 成年後見制度利用に関する現状と課題

高齢化の進展に伴い、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達することから、今後、支援を必要とする高齢者の増加が想定されます。

これに伴い、認知症高齢者や身寄りのない高齢者など、成年後見制度や権利擁護支援策の対象となる高齢者が増加し、需要が更に高まることを見込まれます。

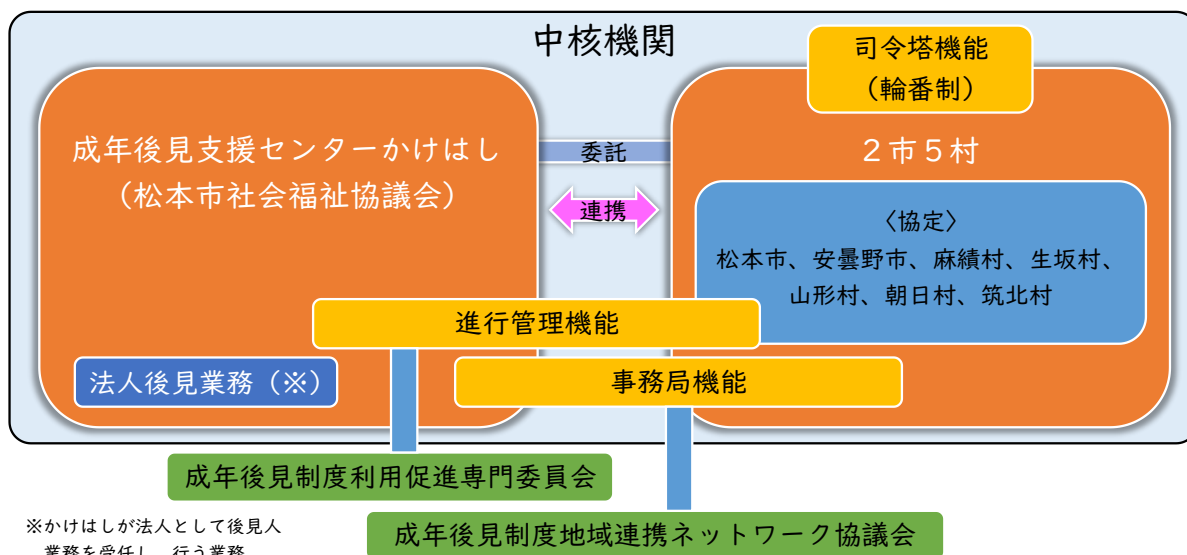
また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者も増加していることから、障がい福祉分野においても、同様に利用者の増加が見込まれるとともに、障がい者の「親なき後」を見据えた支援として、成年後見制度や権利擁護支援策の活用が今後、更に重要になると考えられます。

これらの状況から、制度を必要としている人が、適切に相談及び制度利用につながる体制づくりとともに、成年後見制度の利用に関する情報の周知・啓発が求められています。

（1）現状

ア 実施体制

成年後見制度の利用促進のため、2市5村では、ネットワーク協議会を設置し、実施体制を構築しました。ネットワークの構成と役割は、次のとおりです。ネットワークでは、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、成年後見制度の利用促進に努めます。



（ア）地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークには、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割があり、各主体が連携して制度の適切な運用と充実を図ります。

(イ) 仕組み

地域連携ネットワークは、本人を後見人等とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」、地域連携ネットワークを整備し適切に協議会を運営していく「中核機関」という3つを構成要素とします。

なお、「中核機関」には、「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」があります。

(ウ) ネットワーク及び中核機関の機能

連携ネットワーク及び中核機関については、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能が求められているとともに、「不正防止効果」も併せ持っています。ネットワーク協議会及び中核機関は、下記のとおり中核機関の具体的な機能を4つ定めています。

a 広報・啓発・相談窓口（広報機能）

- ・研修・講演会等による周知・広報
- ・明確な相談窓口の設置

b アセスメント・支援検討（相談機能）

- ・権利擁護アセスメント・ニーズ見極め
- ・支援方針検討（首長申し立て含む）
- ・日常生活自立支援事業等からの移行検討
- ・任意後見監督人選任の助言

c 成年後見制度利用促進機能

- ・申立て（家族）に関わる相談・支援
- ・適切な候補者推薦のための検討（検討の仕組み②）
- ・市民後見人の養成・活動支援

d 後見人等への支援

- ・チーム等支援会議コーディネート
- ・親族後見人等への相談窓口
- ・家庭裁判所との連絡調整
- ・報告書等作成支援

イ 利用件数・実施状況

【松本圏域 年度別後見件数】

(件)

年 度	平成 30 年		令和 元 年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
	申 立	市 長 申 立	申 立	市 長 申 立	申 立	市 長 申 立	申 立	市 長 申 立	申 立	市 長 申 立
後見開始	143	38	128	50	86	25	101	28	79	24
保佐開始	53	4	31	10	18	9	16	3	11	3
補助開始	12	0	6	1	4	0	2	2	4	0

出典：令和4年 成年後見関係事件の概況（長野県）

【安曇野市 実施状況】

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談 (件)	169	170	178	175	108
市長申立 (件)	3	1	0	2	3
講演会 (回)	1	0	0	1	1
出前講座 (回)	2	1	1	0	0
ケース検討 会(回)	5	6	3	5	4
専門委員会 (回)	4	5	1	3	3

出典：福祉部 高齢者介護課統計（各年度3月31日現在）

(2) 課題

ア 総合的な権利擁護支援策の充実

権利擁護の充実のためには、成年後見制度の充実だけでなく、その他の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があります。

そのため、本人を取り巻く関係者が、成年後見制度の利用に至る前の段階であっても、権利擁護支援に関するニーズを確認した場合、必要な支援につなぐ必要があります。

イ 担い手の確保・育成等の推進

中核機関等の整備による権利擁護支援ニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増しています。

併せて、判断能力が不十分な人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切

な後見人等を選任・交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があります。

このため、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等の推進が求められています。

ウ 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、高齢者、障がい者等の福祉を図るため特に必要があるときは、市町村長申立てができることとされています。特に、養護者による虐待の通報・届出のあった高齢者、障がい者等の虐待防止や保護を図られるよう、適切に市町村長申立てをするものとされています。

財産の不当取引の被害を受けたり、受ける恐れのある対象者についても、虐待の防止や保護、並びに被害の防止や救済を図る観点から制度の周知が必要となります。

また、制度の利用に係る経済的負担の軽減の措置を講ずることにより、広く利用されるようにしなければならないとされています。

これらに加えて、身寄りのない人、家族・親族に頼れない人やセルフネグレクト^(*)への支援として、市町村長申立ての必要性が高まっています。

また、成年後見制度の利用を必要としている人が、申立費用や後見人等への報酬が支払えないという理由により、利用をためらう場合があります。

経済的な理由により、制度の利用が妨げられることのないよう、成年後見制度利用支援事業の適切な運用と、事業の周知が求められています。

エ 成年後見制度に係る広報・啓発

成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、地域住民、福祉・行政・法律専門職などの関係者に対し、一般的な広報に加え、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などを周知・啓発する必要があります。

3 施策の方向性

現状と課題に基づき、それぞれの課題に沿った施策の方向性と主な取組を次のとおりまとめます。

(1) 総合的な権利擁護支援策の充実

市町村の窓口をはじめ、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターにより、日常生活自立支援事業や任意後見などの、法定後見制度の利用に至る前の段階での権利擁護支援策の適切な利用を支援します。

また、現在、日常生活自立支援事業を利用している人に対する適切な支援や、成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携の推進及び成年後見制度への円滑な移行を支援します。

身寄りのない高齢者単身世帯の備えとして、任意後見の必要性を周知・啓発し、判断能力が十分なうちに事前に備えていくことの必要性を周知します。

取組	実施主体・連携先(※)
日常生活自立支援事業の利用に向けた適切な支援	安曇野市
日常生活自立支援事業	安曇野市社会福祉協議会
日常生活自立支援事業等からの移行検討	中核機関(かけはし)
任意後見監督人選任の助言	中核機関(2市5村)
	中核機関(かけはし)
法人後見	成年後見支援センター かけはし

※安曇野市以外の記載については、連携先を表します。(以下、同様。)

(2) 担い手の確保・育成等の推進

担い手の確保は主に中核機関の役割であることから、中核機関(かけはし)と連携して、担い手の確保・育成等の推進を図ります。

取組	実施主体・連携先
市民後見人の養成・活動支援	中核機関(かけはし)
親族後見人等への相談窓口	中核機関(かけはし)

(3) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

身寄りのない人、家族・親族に頼れない人でも適切に成年後見制度を利用することができるよう、市長申立ての適切な実施に努めます。また、適切に支援が行き届くよう、制度の周知・啓発に努めます。

経済的な理由があっても成年後見制度を利用できるよう、令和5年度に成年後見制度利用支援事業の対象者を拡大して、制度の充実を図りました。今後も、適切な利用案内や、利用に係る支援を行います。

取組	実施主体・連携先
市長申立て	安曇野市
成年後見制度利用支援事業	安曇野市

(4) 成年後見制度に係る広報・啓発

成年後見制度が必要な人は適切に利用できるよう、中核機関（かけはし）と連携して制度の広報・啓発に努めます。

また、現在は成年後見制度の利用とならない人に対しても、幅広く任意後見や権利擁護支援事業の広報に努め、必要な人が早期に権利擁護支援策につながることを目指します。

そのため、中核機関が中心となり実施する、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等に参加します。

権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にするとともに、その上で、窓口を広く関係者に周知します。

支援が必要と思われる人に対しては、市の窓口をはじめ、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターによる相談支援の機会を通じて、周知します。

取組	実施主体・連携先
市の窓口、地域包括支援センター、障がい者総合相談支援センターによる相談窓口の充実	安曇野市
出前講座	安曇野市
研修・講演等による周知・広報	中核機関（かけはし）

重 2－3 再犯防止に関する取組（安曇野市再犯防止推進計画）

1 計画の基本的な考え方

（1）計画策定の趣旨（目的）

全国の刑法犯の認知件数^(*)は、平成14年にピークを迎え、その後は令和3年まで減少傾向にありました。長野県においてもほぼ同様の傾向となっており、平成13年に認知件数のピークを迎え、それ以降は令和3年まで減少していましたが、令和4年は増加に転じています。

また、刑法犯により検挙された再犯者数^(*)についても減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という）は上昇傾向にあり、令和3年には全国で48.6%、長野県で48.2%と約半数は再犯者という状況にあります。

このような状況に基づき、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰するための施策を講じることが、国及び地方公共団体に求められる責務となりました。

国は平成28年12月に再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」（以下「推進法」という。）を施行しました。これに基づいて、国は平成29年12月に第一次再犯防止推進計画を策定し、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、様々な取組を推進してきました。

さらに、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画を策定し、再犯の防止に向けた取組を更に深化させ、これまでの取組を検証して必要な改善を図るとともに、新たな施策を推進しています。

推進法第8条第1項には、都道府県及び市町村に対し国の推進計画を勘案し、地方計画を定めるよう努力義務が規定されていることから、地域の実情を踏まえた取組を進めることが求められています。

（2）計画の位置づけ

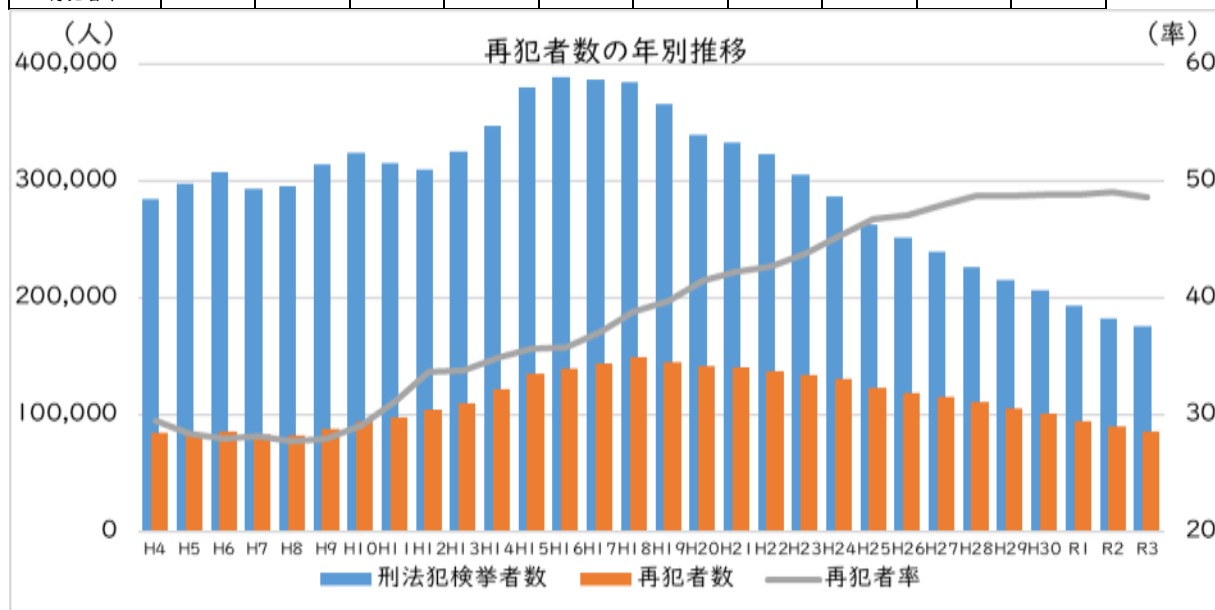
本計画は、推進法第8条第1項の規定に基づき、本市における再犯の防止等の施策の推進に関する計画として策定します。

なお、再犯の防止等の推進は、福祉分野との関連が深く、また「地域福祉計画」が目的とする地域共生社会の実現につながるものです。このため、「再犯防止推進計画」を「地域福祉計画」に包含させ、一体的に策定するものとなりました。

2 犯罪の情勢等

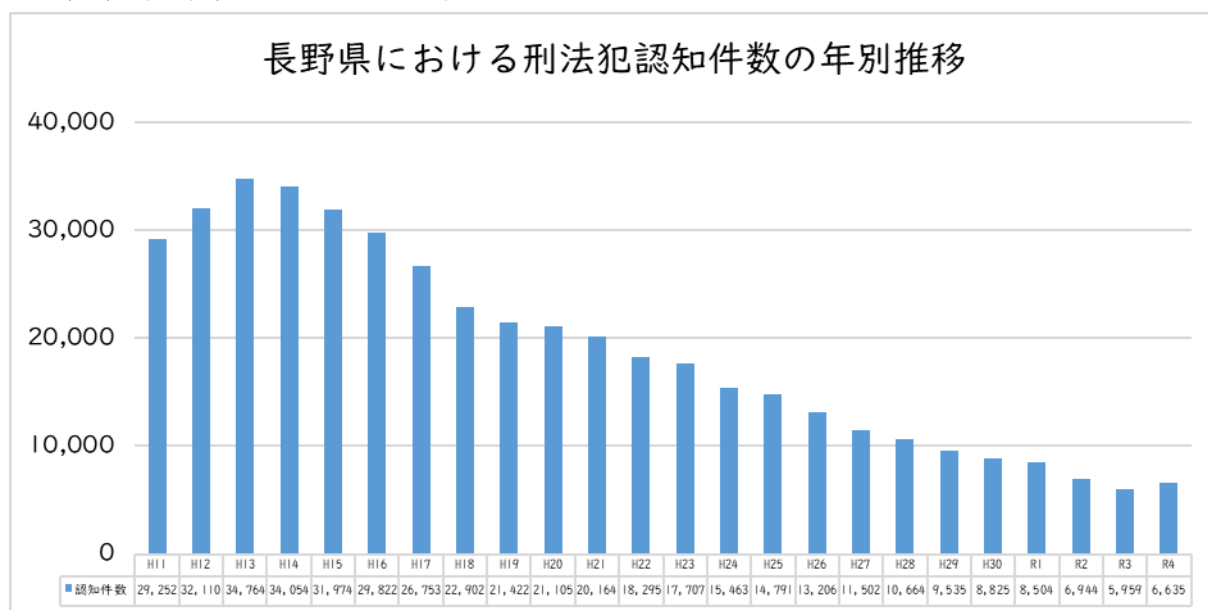
(1) 全国の情勢等

年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
刑法犯検挙者数	284,908	297,725	307,965	293,252	295,584	313,573	324,263	315,355	309,649	325,292
再犯者数	84,151	84,616	85,924	82,688	81,776	87,575	94,028	97,956	104,004	109,978
再犯者率	29.5	28.4	27.9	28.2	27.7	27.9	29	31.1	33.6	33.8
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
刑法犯検挙者数	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888	322,620	305,631
再犯者数	121,341	135,295	138,997	143,545	149,164	145,052	140,939	140,431	137,614	133,724
再犯者率	34.9	35.6	35.7	37.1	38.8	39.7	41.5	42.2	42.7	43.8
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯検挙者数	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582	175,041
再犯者数	130,077	122,638	118,381	114,944	110,306	104,774	100,601	93,967	89,667	85,032
再犯者率	45.3	46.7	47.1	48.0	48.7	48.7	48.8	48.8	49.1	48.6



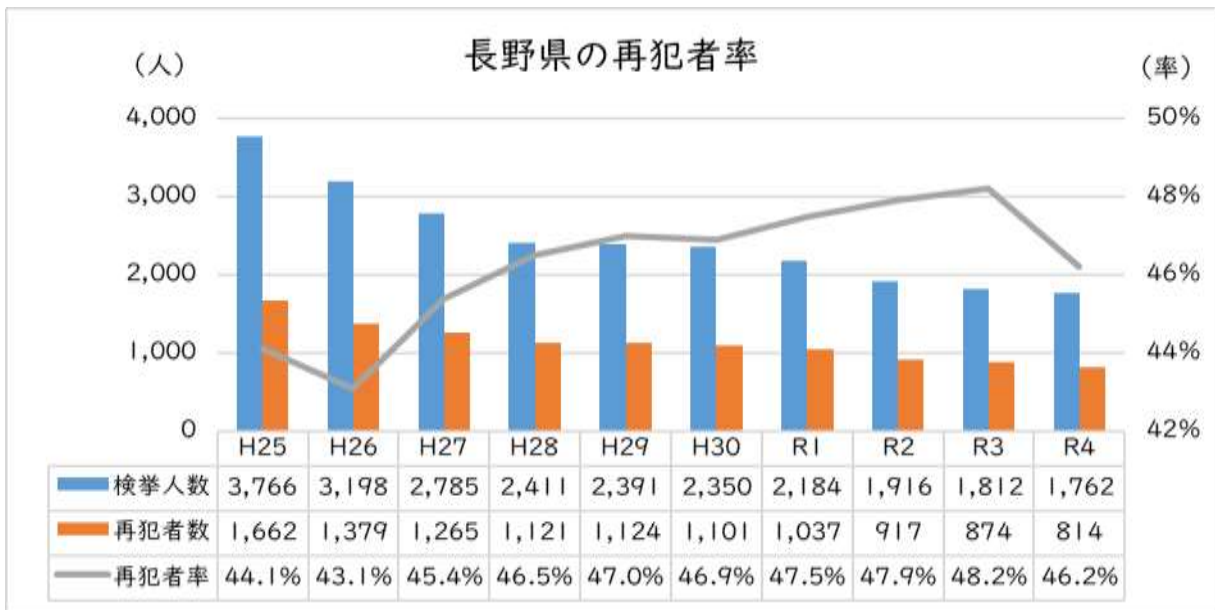
出展：警察庁 犯罪統計

(2) 長野県の刑法犯認知件数



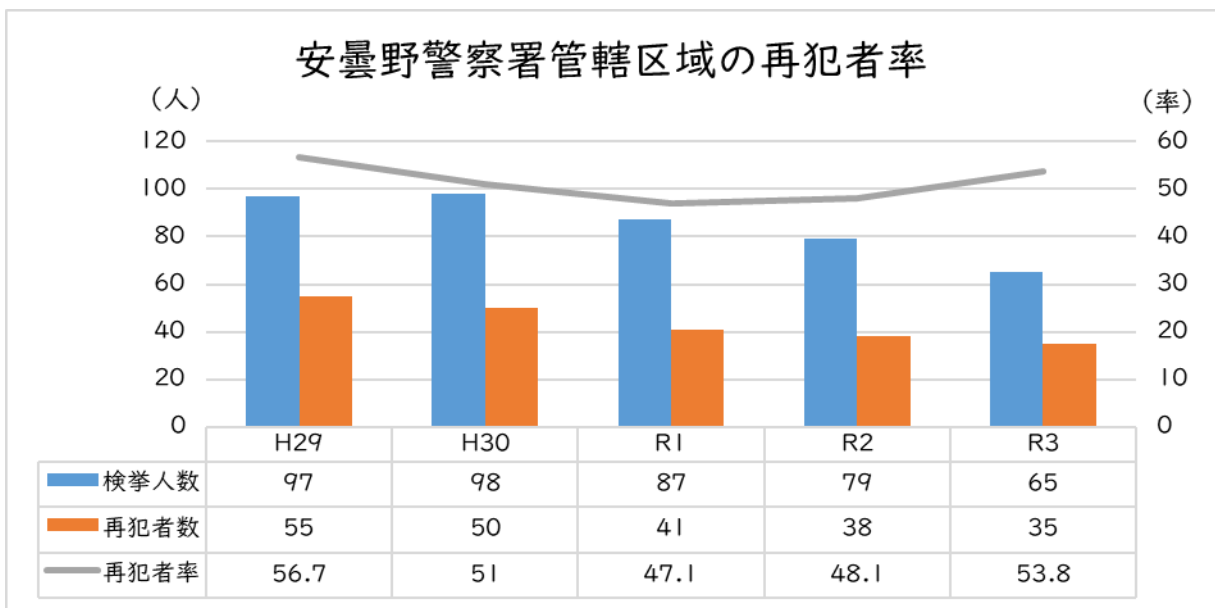
出典：第2次長野県再犯防止推進計画、長野県警察本部

(3) 長野県の再犯者率



出典：第2次長野県再犯防止推進計画、長野県警察本部

(4) 安曇野警察署管轄区域の再犯者率



出典：法務省矯正局提供データを基に安曇野市作成

※安曇野警察署の管轄は、安曇野市のほか生坂村、麻績村、筑北村が含まれているため、安曇野市のみの再犯者率ではありません。

3 計画期間

「地域福祉計画」の計画期間に合わせて、令和6年度から令和10年度までの5年を計画期間とします。

4 計画の基本方針

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での課題を抱えた者がいます。そのような者の再犯を防止するために、地域での継続的な社会復帰に向けた支援が求められています。

本市では、保護司会、更生保護女性会等への支援を通じて再犯防止の推進に取り組んできましたが、より一層の理解を深め、市民に周知、啓発を行うとともに、行政内部での意識づくりを行う必要があります。

また、矯正施設である有明高原寮の所在地として、この機関との連携や、既存の保護司会、更生保護女性会等とも引き続き連携して再犯防止の推進に取り組む必要があります。

これらの状況に基づき、国の第二次再犯防止推進基本計画で示された「重点課題」と県の再犯防止推進計画で示された「重点的に実施すべき取組」を踏まえるとともに、推進法の基本施策に基づいて、次の4つの推進項目を定め事業を推進していきます。

- (1) 就労・住居の確保の推進
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 少年・若者に対する支援と修学支援
- (4) 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

5 施策の推進

(1) 就労・住居の確保の推進

【現状と課題】

全国の刑事施設入所者のうち約7割は無職であり、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっています。再犯の防止等の推進のためには就労の確保が重要です。

また、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率^(*)が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍も高くなっています。適切な帰住先の確保は、地域で安定した生活を送り、再犯の防止等を推進する上で重要な要素の一つといえます。

【施策の方向性と主な取組】

①就労に向けた支援

主な取組	実施主体・連携先 (※)
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとハローワークの運営 ・市とハローワークの就職面接相談会の開催 ・各機関との共催で就労相談会の開催 各面接相談会の周知により、早期の就労を支援する。	商工労政課
<ul style="list-style-type: none"> ・長野県地域生活定着支援センターとの連携 矯正施設退所後の地域生活に向けた支援を、長野県地域生活定着支援センターと連携して取り組みます。	市関係課（福祉課、高齢者介護課、障がい者支援課等）
<ul style="list-style-type: none"> ・協力事業主との連携 協力事業主と連携して対象者の就職に繋げる	保護司
<ul style="list-style-type: none"> ・身元保証 保証人がいないことを理由に雇用を拒まれ、就労の機会を逃してしまうことが無いように、損害に対する見舞金により、保証人を立てることなく雇用に結びつけることを目指す。	県社会福祉協議会 まいさば安曇野 (社協)

※市担当部署以外の記載については、連携先を表します。(以下、同様。)

②定住先確保のための支援

主な取組	実施主体・連携先
<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅への入居 高齢者、障がい者、ひとり親世帯などを対象とした優先入居に関する情報提供を行う。	建築住宅課
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅セーフティネット制度の周知 制度の周知により、セーフティネット制度への登録住宅の増加を促進し、賃貸住宅に入居しやすい環境を整える。	建築住宅課
<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅への入居の案内 入居時の連帯保証人制度の撤廃により円滑な入居が可能となった。また、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などで犯罪をした者等に対して、優先的に県営住宅に入居できるよう配慮するとともに、世帯状況や所得に応じて家賃の減免を行う。	長野県
<ul style="list-style-type: none"> ・入居保証 保証人がいないことから住居の確保ができない者に対して、滞納家賃及び原状回復費用を保証するとともに、社協が入居者の生活を包括的に支援することにより、保証人を立てることなく住居確保を目指す。	県社会福祉協議会 まいさば安曇野 (社協)

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

【現状と課題】

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

支援を必要とする犯罪をした者等に対して、必要な情報が適切に届いていないと考えられることから、これらの情報提供が必要と考えられます。

【施策の方向性と主な取組】

①保健医療・福祉サービスの提供

主な取組	実施主体・連携先
・精神保健に関する相談 適切な保健医療サービスや専門の相談窓口等の必要な支援に繋げる	健康推進課
・高齢者に関する相談・支援 ・地域包括支援センターによる高齢者の各種相談への対応 ・加齢に伴う種々の機能が低下した方への支援（介護サービスを含む） ・養護老人ホームへの入所措置 ・高齢者福祉サービスによる支援 ・長野県地域生活定着支援センターと連携して対応する。	高齢者介護課
・障がい者に関する相談・支援 ・障がい者福祉全般に関する相談 ・障害者手帳の発行支援 ・障害福祉サービスの利用に関する相談 ・長野県地域生活定着支援センターと連携して対応する。	障がい者支援課
・長野県地域生活定着支援センターとの連携 矯正施設退所後の地域生活に向けた支援を、長野県地域生活定着支援センターと連携して取り組みます。	市関係課（福祉課、 高齢者介護課、 障がい者支援課等）
・生活困窮者自立支援制度の利用に向けた相談・支援	まいさぼ安曇野 （社協） 福祉課
・生活保護の相談	福祉課

②薬物依存に関する取組

主な取組	実施主体・連携先
・対象者との面接による支援 薬物を使用しないよう指導・助言する	保護司会
・適切な治療・支援機関につなげる相談・支援	健康推進課
・薬物乱用防止啓発活動 県と連携した周知・啓発等を行う	健康推進課 学校教育課

(3) 少年・若年者に対する支援等と修学支援

【現状と課題】

県内の非行少年の総数は減少傾向にありますが、再非行者率は20%～30%と高水準で推移しています。非行少年の再非行の減少に向けた取組を推進する必要があります。

また、非行を未然に防止するこれまでの取組を継続することで、引き続き非行少年の減少に努めます。

本県の高等学校進学率は、令和3年3月は99.0%となっています。その一方で、令和3年の長野県の刑事施設入所者の24.7%が、高等学校に進学していない状況です。また、26.7%が高等学校を中退している状況にあります。これらの状況から、高校への復学などの学び直しの支援が必要とされています。

【施策の方向性と主な取組】

①青少年の非行防止

主な取組	実施主体・連携先
・小中学校で非行の未然防止として法教育の出前授業を希望校に実施	学校教育課 有明高原寮
・民生児童委員との情報交換	学校教育課
・青少年センター事業の実施 広報啓発及び街頭巡回活動、青少年相談、社会環境浄化活動等により、青少年の健全育成及び非行防止に努める。	子ども家庭支援課
・社会を明るくする運動の実施 街頭啓発活動、小中学校での作文コンクールの実施	保護司会 更生保護女性会 人権共生課

②立ち直りの支援

主な取組	実施主体・連携先
・教育支援センター（適応指導室）による支援	学校教育課

③少年・若年者に対する支援等

主な取組	実施主体・連携先
・矯正施設と地域との交流 有明高原寮での共同作業	更生保護女性会 有明高原寮
・矯正施設における支援及び退寮後の支援 教育的分野（生活・職業・教科・体育・特別活動）による指導と支援的分野（居住地調整・福祉・就労・修学）による支援	有明高原寮 長野保護観察所

(4) 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰支援は、民間協力者の活動に支えられており、刑事司法手続きが進行中の段階から終了後まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いものです。

一方で、保護司をはじめとする更生保護に関わるボランティアの高齢化が進み、担い手の確保が課題となっています。

また、再犯防止及び犯罪をした者等の社会復帰支援についての理解が進んでいるとはいえない状況です。このため、市民をはじめ、行政内部でも再犯防止への取組への理解を深め、広報・啓発を行うことで再犯防止への意識を醸成する必要があります。

【施策の方向性】

①民間協力者の活動に対する支援

主な取組	担当部署
・保護司会及び更生保護女性会等への支援	人権共生課
・担い手の確保への支援の検討 保護司の確保等に対する支援について検討を行う	福祉課

②広報・啓発活動

主な取組	担当部署
・社会を明るくする運動の実施（再掲） 街頭啓発活動、小中学校での作文コンクールの実施	人権共生課 保護司会 更生保護女性会
・法務省と連携した人権啓発の推進	人権共生課
・薬物乱用防止の啓発	保護司会 更生保護女性会
・各種講演会などによる広報・啓発 講演会や再犯防止啓発ビデオの放映	有明高原寮
・再犯防止への理解促進 各種研修等の受講により、再犯防止施策への理解を深める	市関係各課 関係機関

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

地域福祉の推進のためには、個人だけでなく団体も含め、地域に関わる様々な主体が、自分ごととして関わり、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

市民をはじめ、区など地縁組織、支部・地区社協、社協、福祉団体、事業者、行政などには、それぞれ次のような役割が期待されています。

(1) 市民

一人ひとりが地域福祉の担い手として、多様化・複雑化する地域課題の解決に主体的に参画することが求められています。そのために、学びの場への参加を通じ、地域福祉の理解を深めます。

また、隣近所や隣組単位において日常的に支え合い、助け合える顔の見える関係づくりに努めるとともに、地域行事やボランティア活動などに積極的に参画することが必要です。

(2) 区など地縁組織

区には地区公民館、地区社協、子ども会育成会などの地縁組織、防災・減災など地域の安全な暮らしを守る自主防災組織などがあり、また福祉の担い手である民生・児童委員、健康づくり推進員などがいます。

区など地縁組織は、区長をはじめ各地縁組織の役員を中心に、区民一人ひとりが主体となり、日常的な支え合い、助け合う地域づくりを進めます。

(3) 支部・地区社協

地縁組織でもある地区社協は区の単位において、支部社協は5地域(旧町村単位)の福祉活動を主体的に推進する住民による組織です。

地区社協は、各区等单位において、地域の支え合いの仕組みづくりや地域福祉活動の中心的な実行を担い、支部社協は、これらの地区社協や福祉団体を5地域単位で取りまとめて地域に共通する課題の解決に向けて取り組みます。

(4) 団体・事業者等(福祉団体、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等)

地域には、住民に身近な相談相手である民生・児童委員をはじめ、様々な役割を担う団体・事業者等が活躍しています。

また、福祉施設や事業を運営する社会福祉法人、NPO法人、民間事業者などの各種法人や事業者も、本来の事業とともに、地域とのつながりを意識し、地域の一員として交流、協力関係を築いていくことが求められています。

(5) 社会福祉協議会（社協）

市全体の福祉活動の推進に努めるとともに、支部・地区社協単位の地域福祉活動の実施状況を確認し、取組を支援します。また、地域での福祉活動の取組に共通する課題の把握と解決に努め、一層の地域福祉を推進します。

(6) 安曇野市（行政）

地域福祉の推進及び地域共生社会の実現のため、計画の理念や考え方を市民に周知します。また、各種福祉制度に基づく福祉施策の推進を行います。

計画の推進や進捗にあたっては、地域福祉計画推進・策定委員会の事務局を社協とともに担います。

2 進捗管理

計画の進捗管理については、地域福祉計画推進・策定委員会を中心に、PDCA サイクルによる点検を行いながら実施します。

個別事業については、実施主体による定期的な取組状況の振り返りをするとともに、計画期間の中盤には中間評価を行い、計画の進捗を確認します。

これらの進捗状況の確認を、推進・策定委員会が中心になって行うとともに、国の社会福祉制度の動向も確認しながら、次期計画の策定につなげます。



資料編

Ⅰ 用語集

	用語	説明
か	刑法犯の認知件数	警察において発生を認知した事件の数
	合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の割合 老年人口割合ともいう
	個別避難計画	避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画
	ごちゃまぜ	福祉的なサービスが必要な人も、そうでない人も、多様な個性の人が、同じ地域の一員として生きていくというイメージを表す
さ	災害時住民支え合いマップ	災害時・緊急時に支援が必要な方に対して、普段から「いつ、だれが、どのように」安否確認や避難行動の支援などをするのか、みんなで話し合いを行い、支援方法などを書き込んだ地図
	再犯者数	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者
	事業対象：市民	安曇野市の区域内に居住されている全ての人を表す ※住民票の登録をしている人以外の、居住をしている人も対象とする
	事業対象：区民	本計画では、区に加入している人だけではなく、行政区の区域内に居住されている全ての人を表す
	事業対象：子ども	成人（18 歳）になるまでの未成年の人
	実施主体：社協 （安曇野市社会福祉協議会）	民間の社会福祉活動を推進することを目的としている社会福祉法人 安曇野市全体の地域福祉を推進するため、さまざまな福祉サービスに取り組むほか、地域福祉活動の拠点としての役割を担う
	実施主体：支部社協	安曇野市の旧 5 町村地域を拠点として、地域福祉を推進している組織 地域独自のイベントを開催するなど、地域の特性に則した事業に取り組む

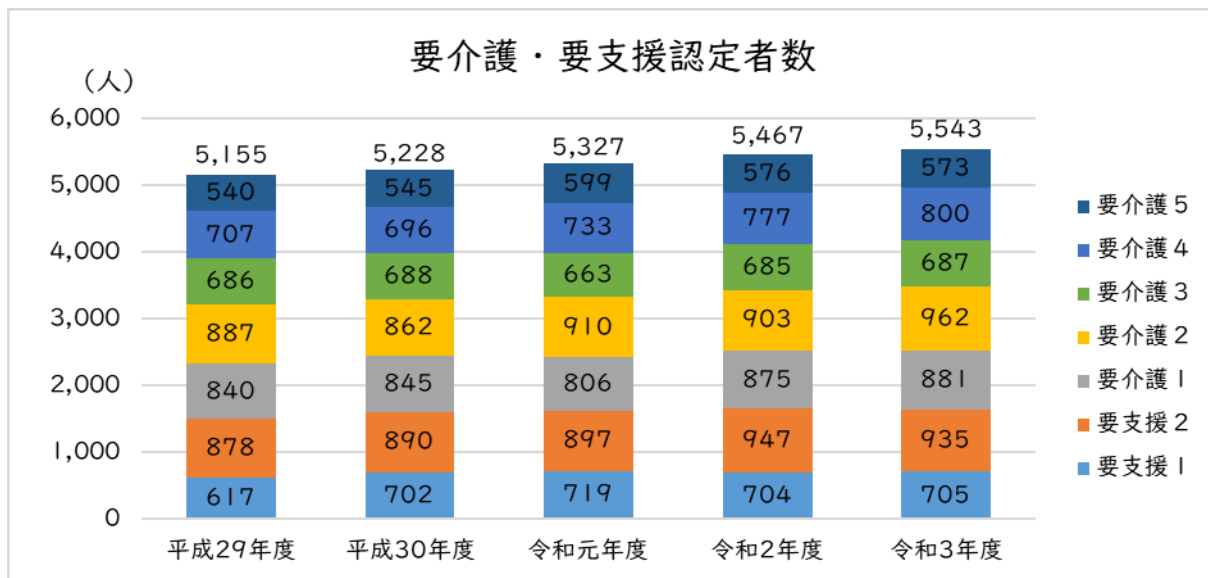
さ	実施主体：地区社協	安曇野市の 83 の行政区 + 1 を拠点として、地域福祉を推進している組織 サロンなどの交流事業や災害時住民支え合いマップなどの災害対策を始めとした事業に取り組む
	実施主体：公民館	本計画では、中央公民館及び旧 5 町村地域を拠点とした公民館を表す 地域住民の交流と学習の場として講演会や各種イベントなどの事業に取り組み、生活文化の振興や地域福祉を推進している
	実施主体：地区公民館	自治公民館である地区公民館は、地域住民の最も身近な公民館として、そこに住む人々が集い交流することで、地域づくりを推進している
	生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称
	生産年齢人口	生産活動を中心となって支える 15～64 歳の人口 労働の中核的な担い手として経済に活力を生み出す一方、社会保障を支える存在となっている
	性的マイノリティ	何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人
	セルフネグレクト	通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なう状態
な	2 年以内再入率	出所年を含む 2 年間で、受刑のために刑事施設に再入所した者の割合
た	ダブルケア	介護と育児が同時期に重なっていること
	転入超過数	転入者数から転出者数を差し引いた数 差し引いた数がマイナスの場合は、転出超過数となる
は	8050 問題	高齢 (80 代) の親と無職・ひきこもりなどによる 50 代の子どもが同居し、経済的・精神的負担を負う問題
	バリアフリー	障がい者、高齢者などが社会生活の中で不便と感じる障壁 (バリア) を取り除くとともに、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するための考え方
	避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが困難な、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦等の人々
	福祉避難所	災害避難時に高齢者、障がい者、児童、傷病者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、入院や施設入所するほどではないが、一般の避難所では生活をするのに支障がある要配慮者と、その家族に対して、優先的に避難できるように特別な配慮がされている避難所

は	フレイル	健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られるが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずにすむ可能性がある状態
	平均寿命と健康寿命	平均寿命とは「0歳における平均余命」 健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」 平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」
や	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に18歳未満の子どもが家事や家族の世話などを行うこと
	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築・製品・情報などの設計のことであり、またそれを実現するための考え方

2 安曇野市の福祉の現状

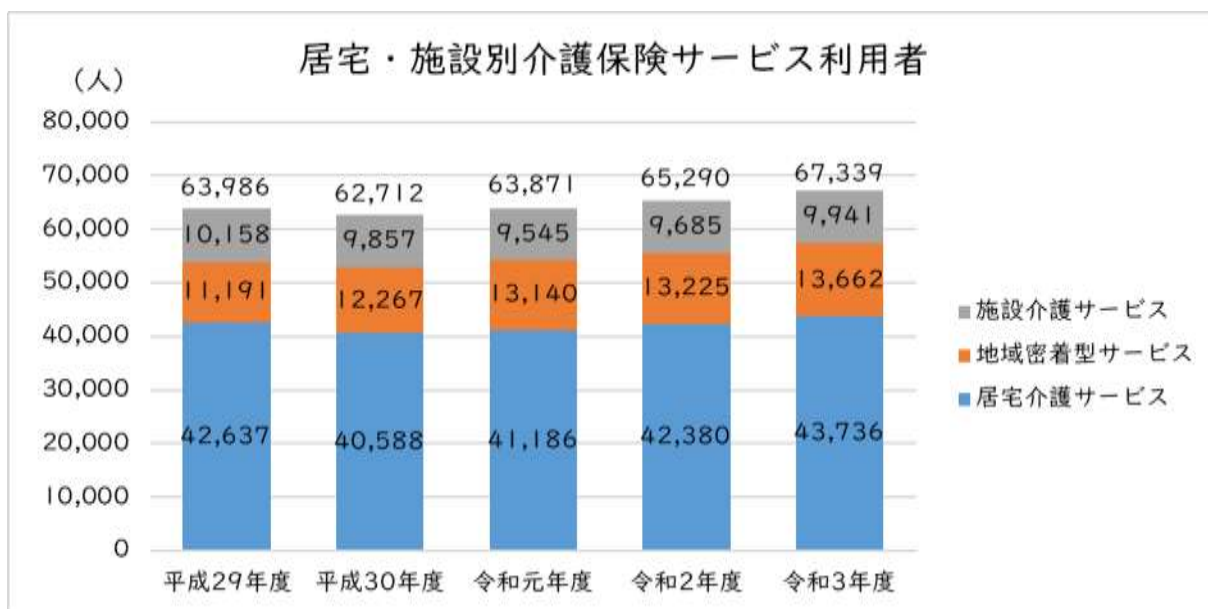
(1) 要介護・要支援認定者・居宅・施設別介護保険サービス利用者の状況

介護保険サービスを利用するために、介護や支援を必要と認定されている人は、令和4年3月31日現在 5,543 人です。介護保険サービスを必要とする人が増加していることがうかがえます。



出典：介護保険事業状況報告年報（各年度3月31日現在）

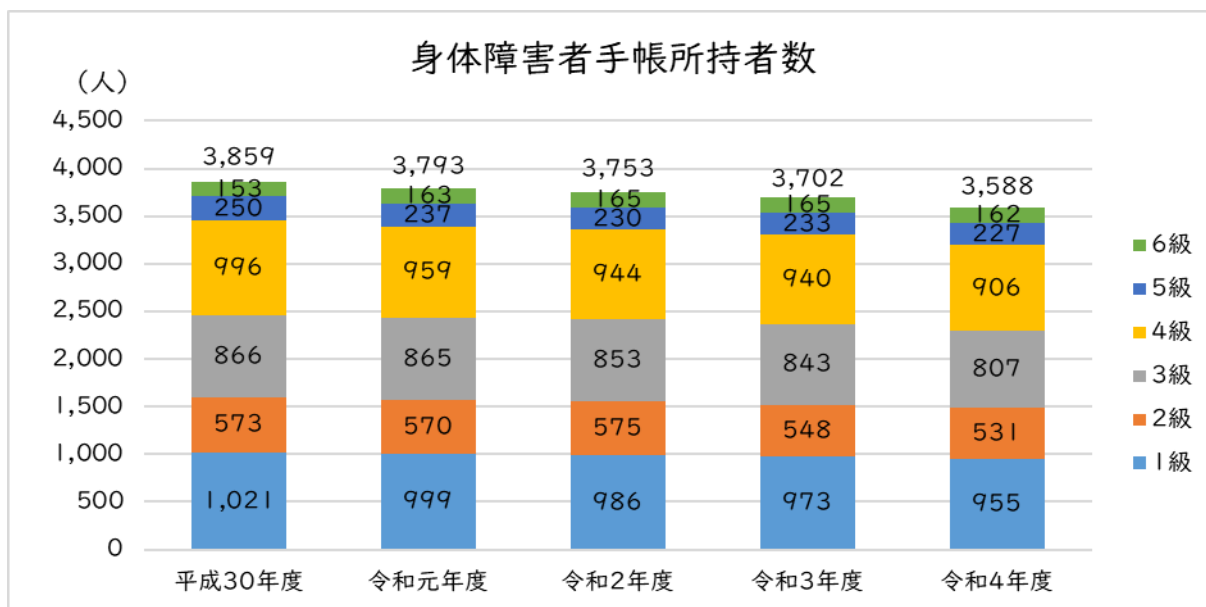
サービス種別の利用者数も増加傾向にあり、平成29年度と比較すると約5%増加していることがわかります。



出典：介護保険事業状況報告年報（各年度3月31日現在）

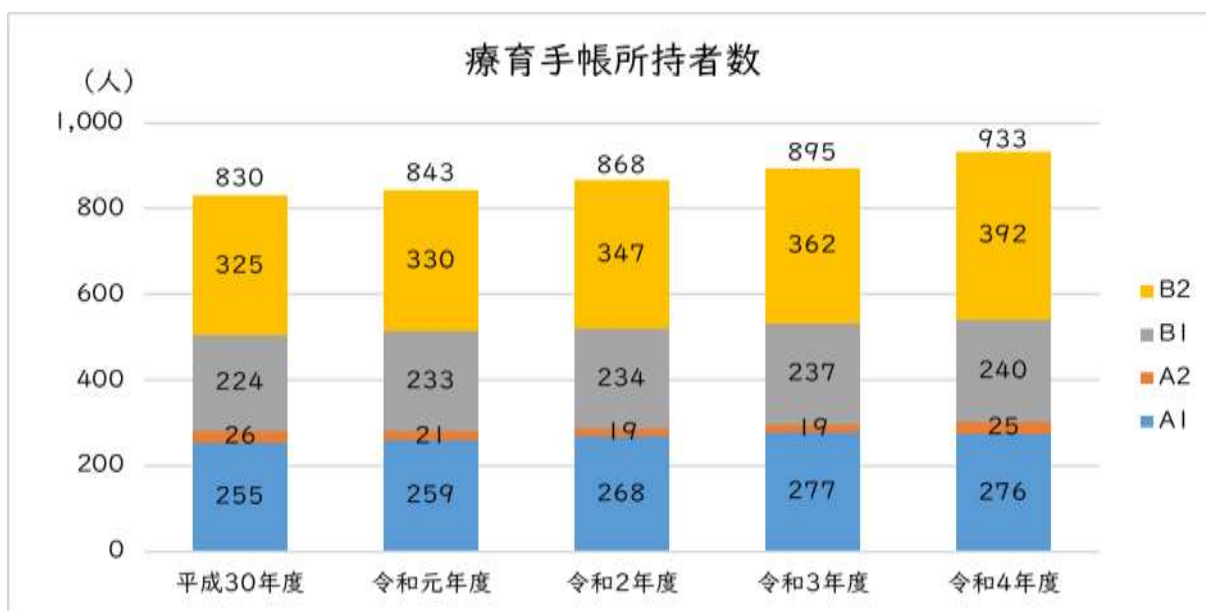
(2) 障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者は、令和5年3月31日現在 3,588 人です。等級別では、1級と2級の手帳を合わせると全体の4割以上を占めています。



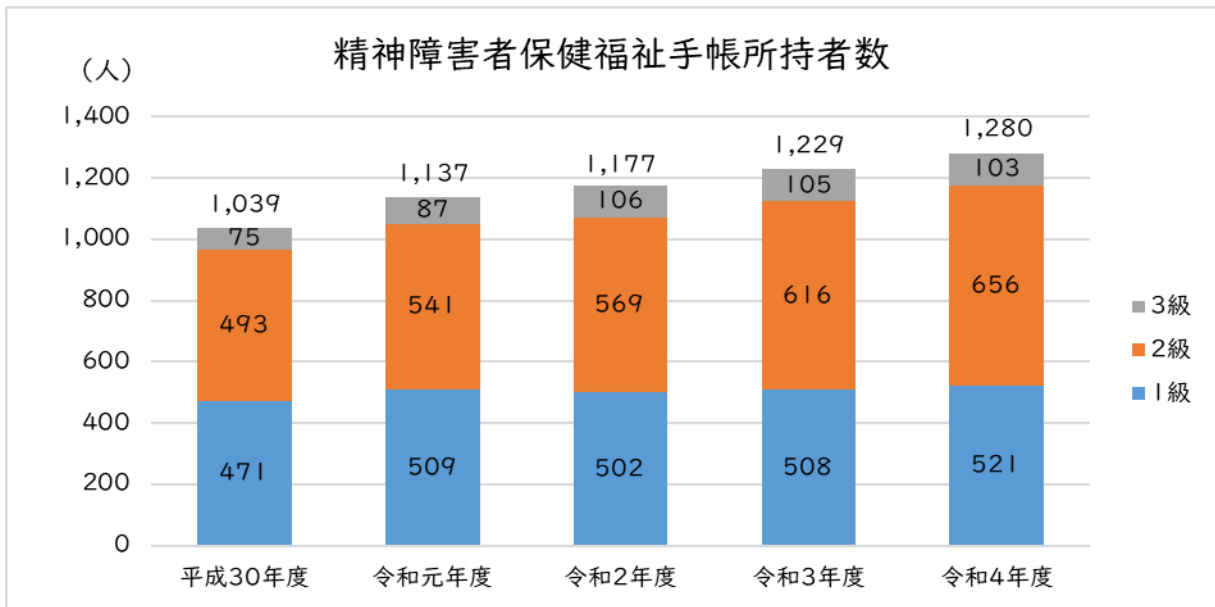
出典：福祉部 障がい者支援課統計（各年度3月31日現在）

療育手帳の所持者は、令和5年3月31日現在 933 人です。障害程度では、軽度が最も多い 392 人となっており、全体としても所持者数は増加傾向にあります。



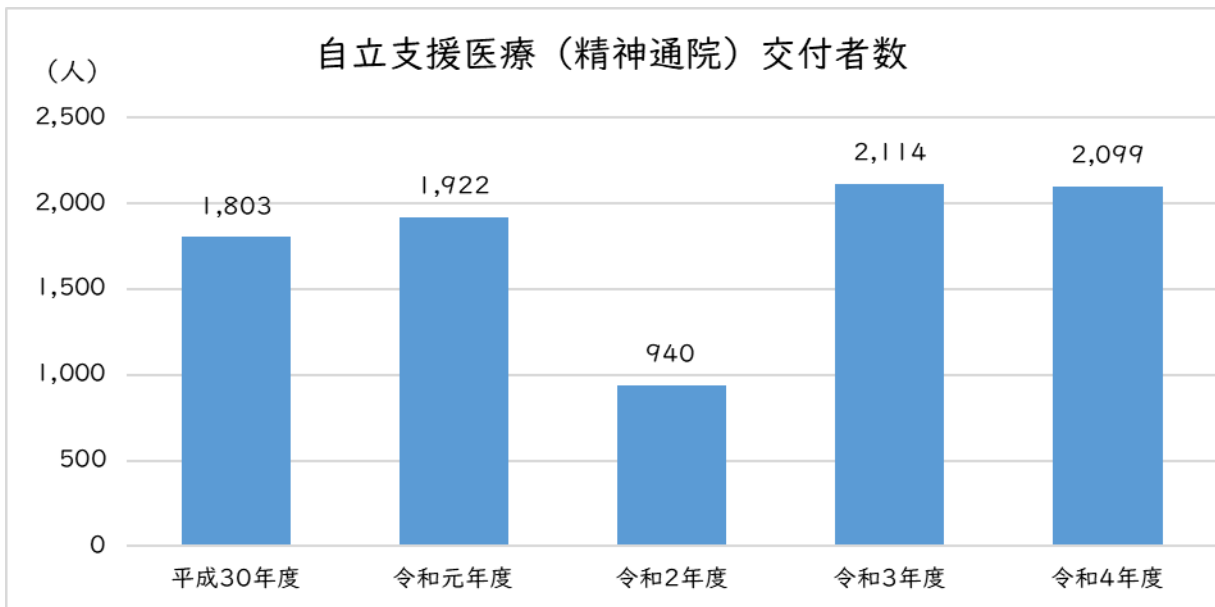
出典：福祉部 障がい者支援課統計（各年度3月31日現在）

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和5年3月31日現在1,280人です。どの等級においても所持者数は増加しており、平成30年度と比較すると約2割強増加していることがわかります。



出典：福祉部 障がい者支援課統計（各年度3月31日現在）

自立支援医療（精神通院）交付者数は、令和5年3月31日現在2,099人です。精神障害者保健福祉手帳と同様に受給者は増加傾向にあります。



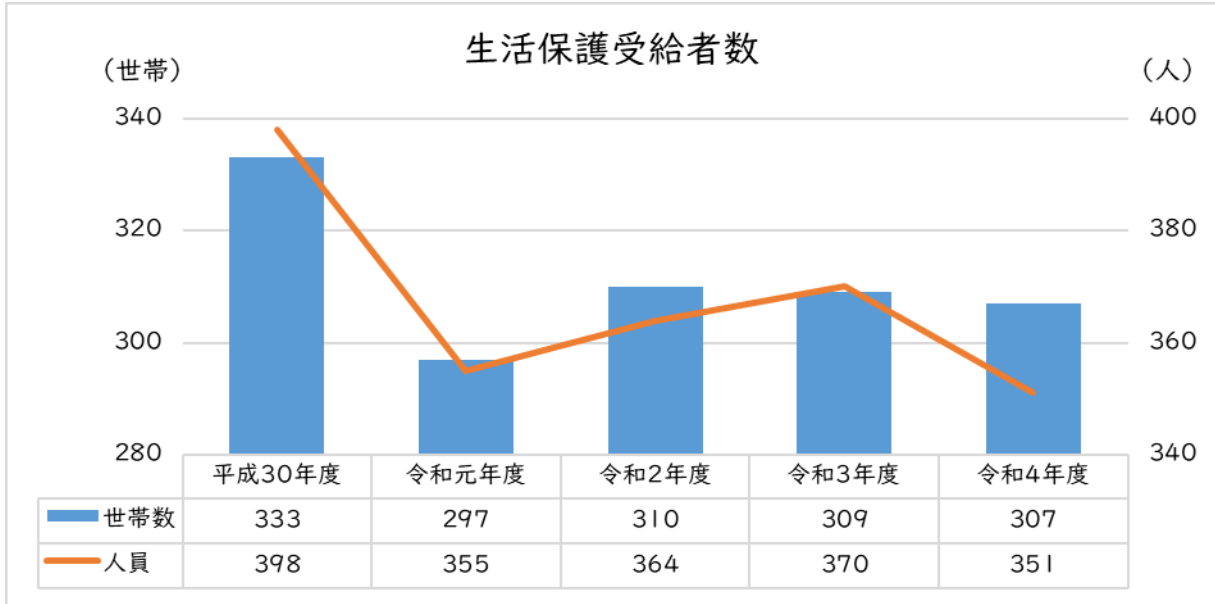
出典：福祉部 障がい者支援課統計（各年度3月31日現在）

（注）令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、更新時期の延長措置があったため、交付者数が減少しています。

(3) 生活保護受給者・外国人登録者数の状況

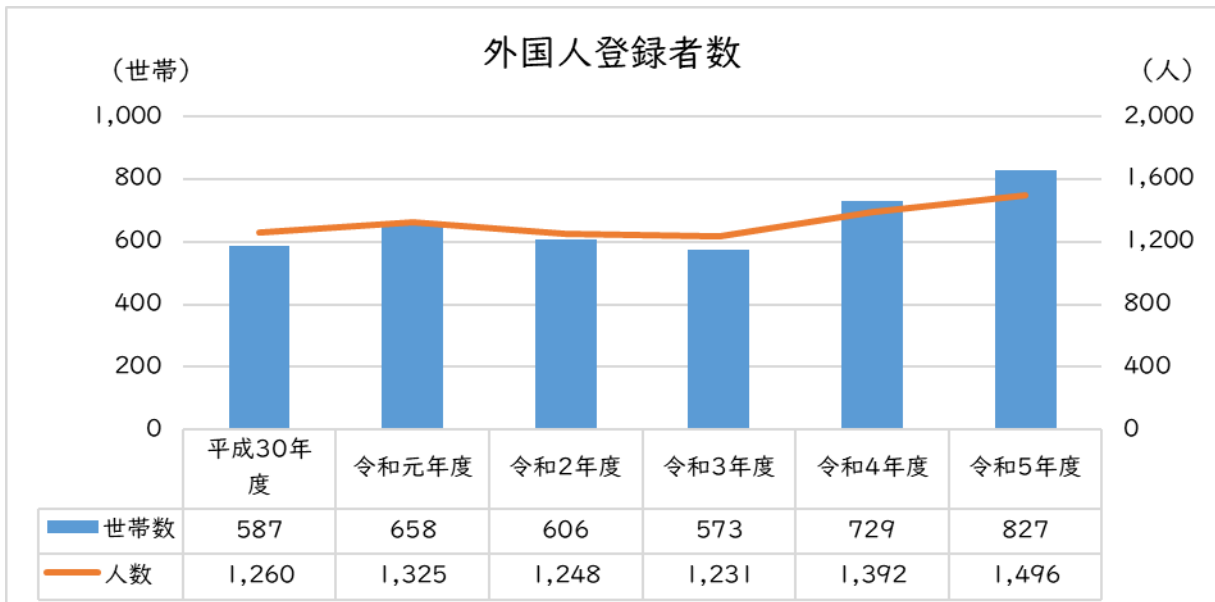
生活保護受給世帯数は、令和4年3月31日現在307世帯です。生活保護受給人員数は351人となっています。

生活保護受給者数は、新型コロナウイルスの影響で令和2年度から3年度にかけて増加しましたが、概ね世帯数と人員数ともに減少傾向にあります。



出典：福祉部 福祉課統計（各年度3月31日現在）

外国人登録者は、令和5年10月1日現在1,496人です。本市の総人口の約1.6%となります。

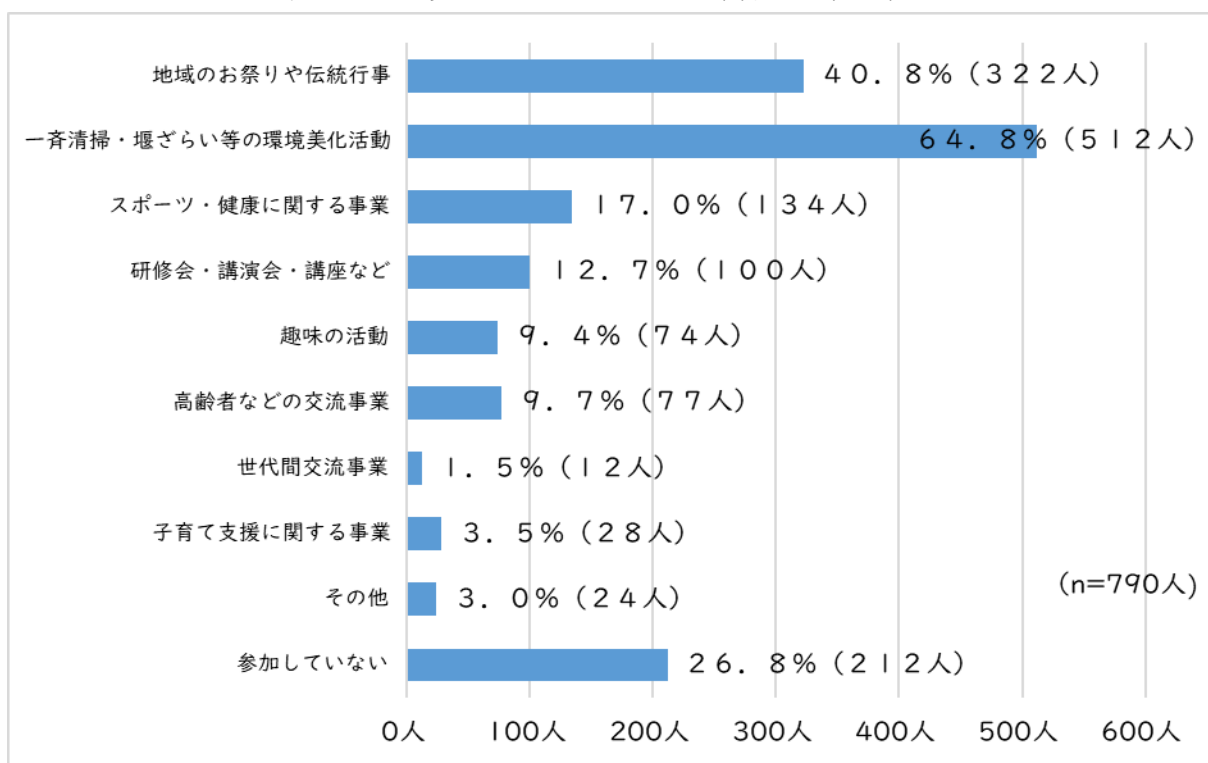


出典：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

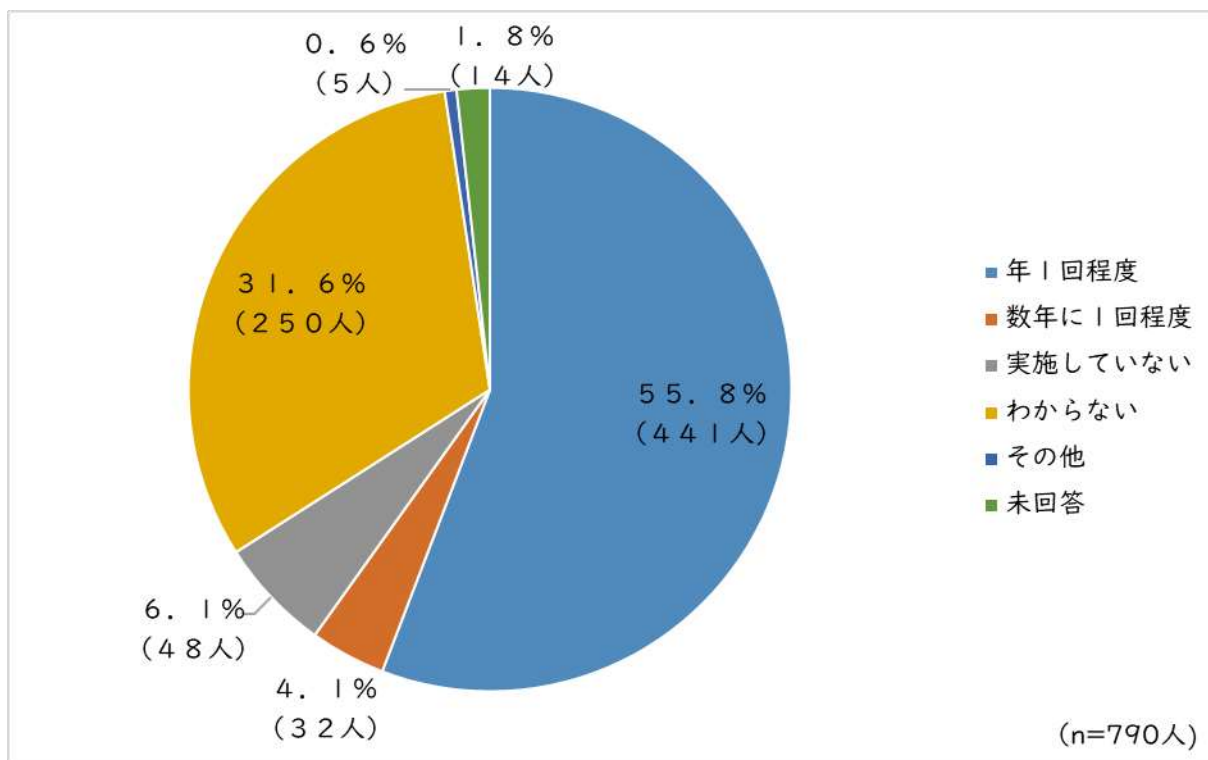
3 アンケート結果

(1) 特徴的な市民アンケートの結果

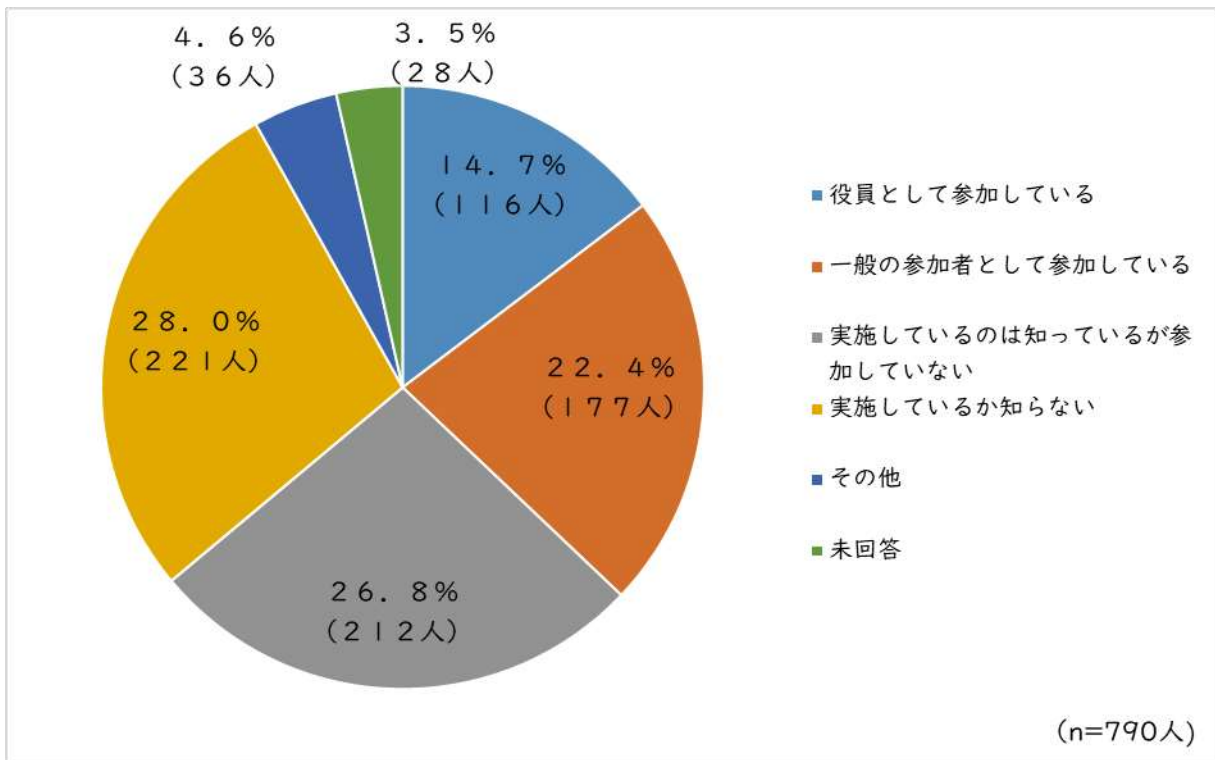
・あなたは区や地域の活動に参加していますか。(複数回答可)



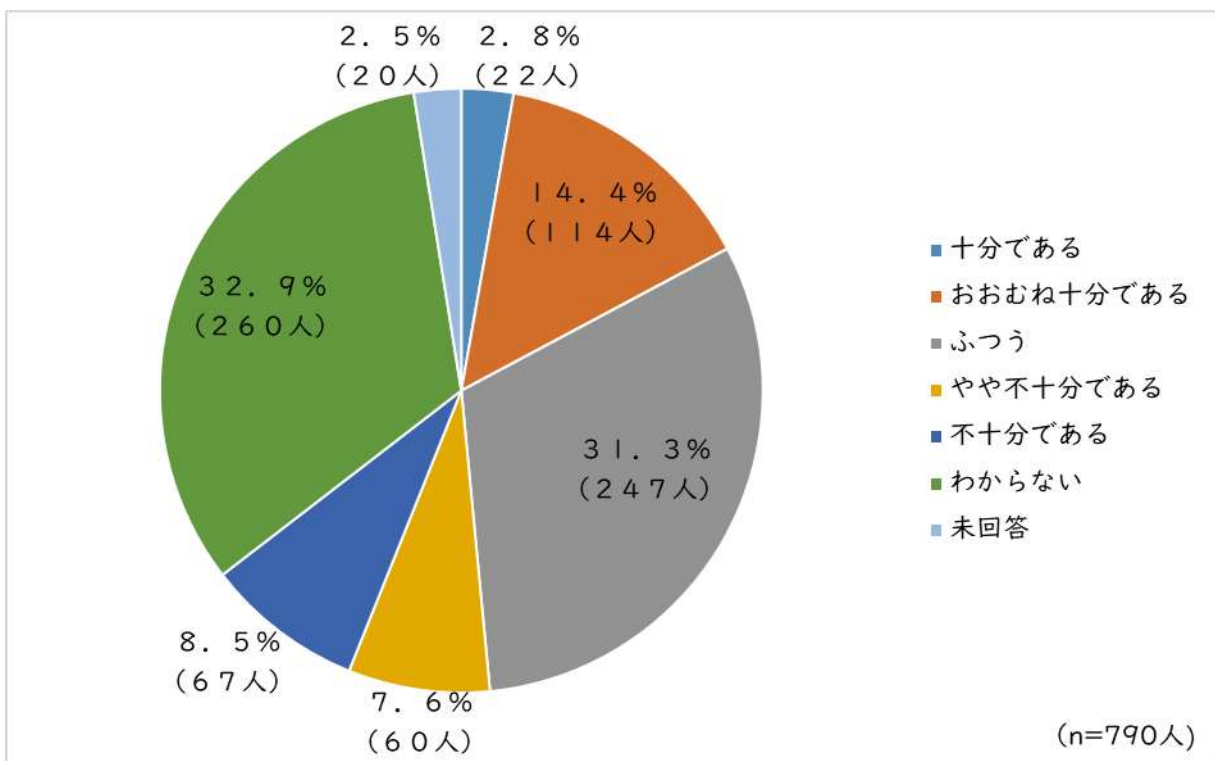
・あなたの住む地域で防災訓練はどのくらいの頻度で実施されていますか。



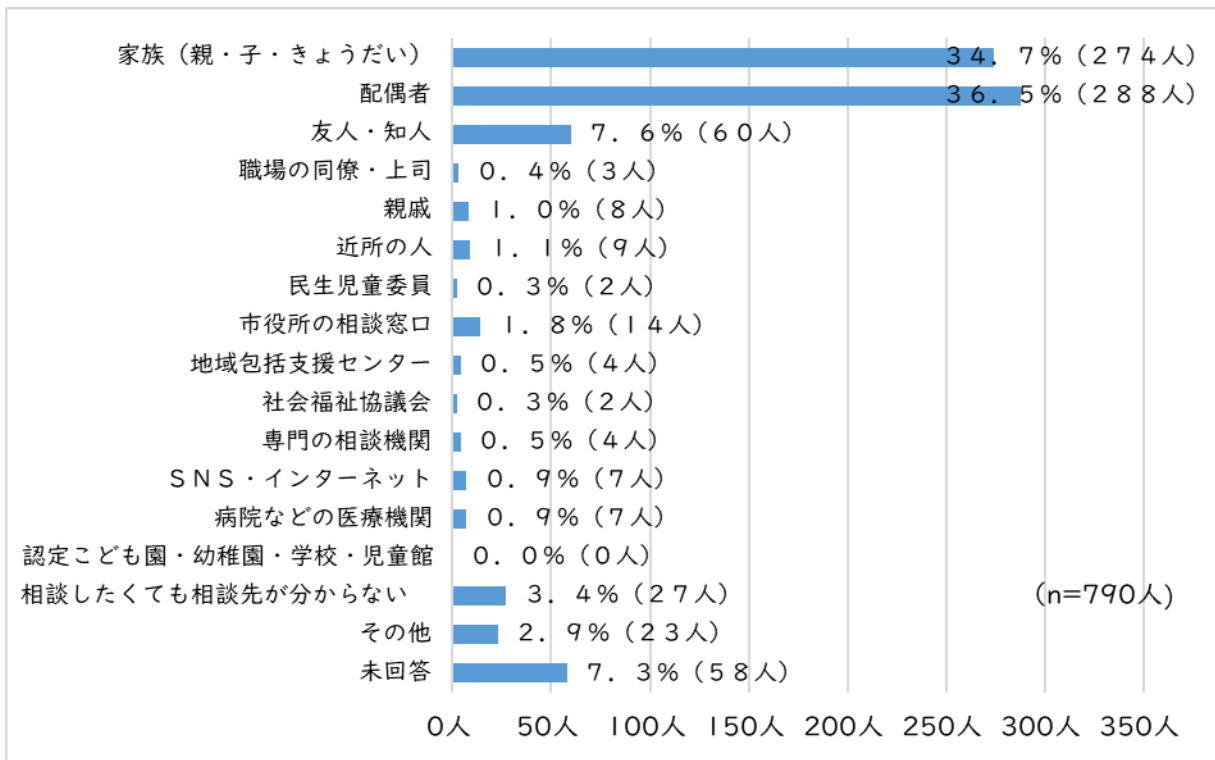
・あなたは防災訓練に参加していますか。



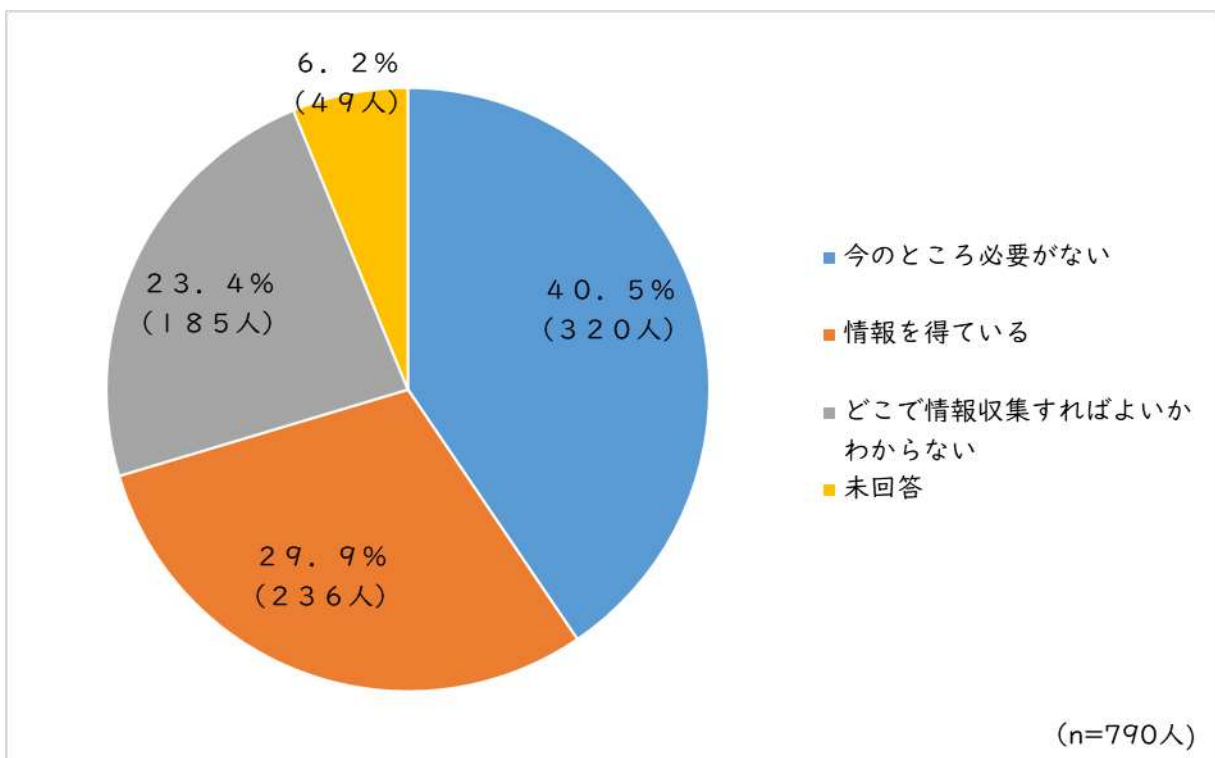
・あなたの住む地域の防災・減災の取組について、どのように感じていますか。



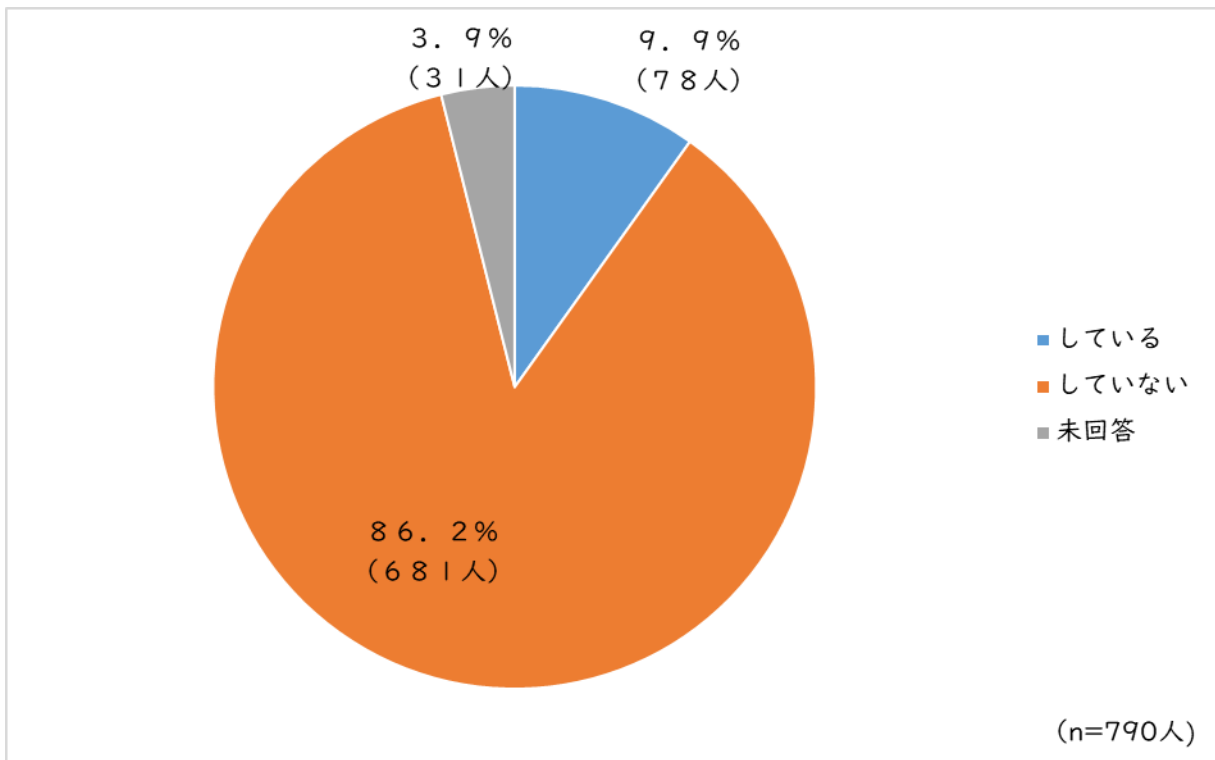
・あなたは主に、困りごとを誰に相談していますか。



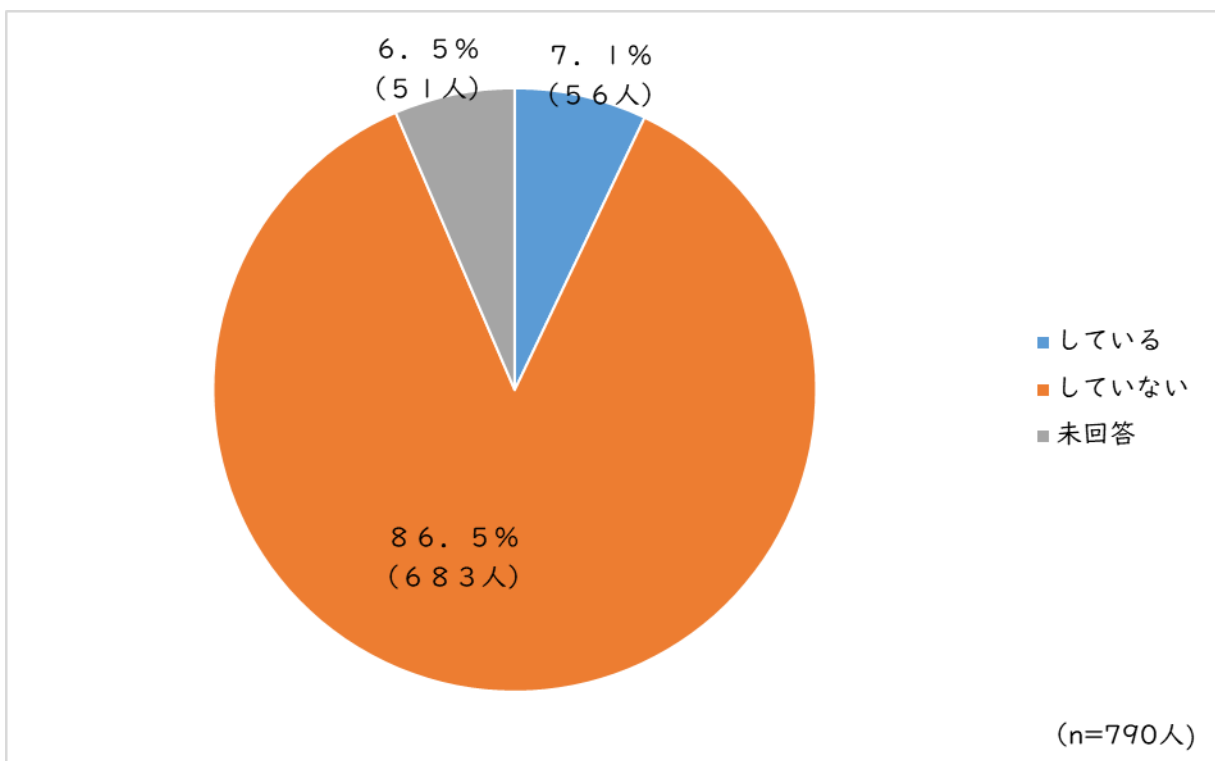
・あなたは福祉に関する情報を適切に得ることができていますか。



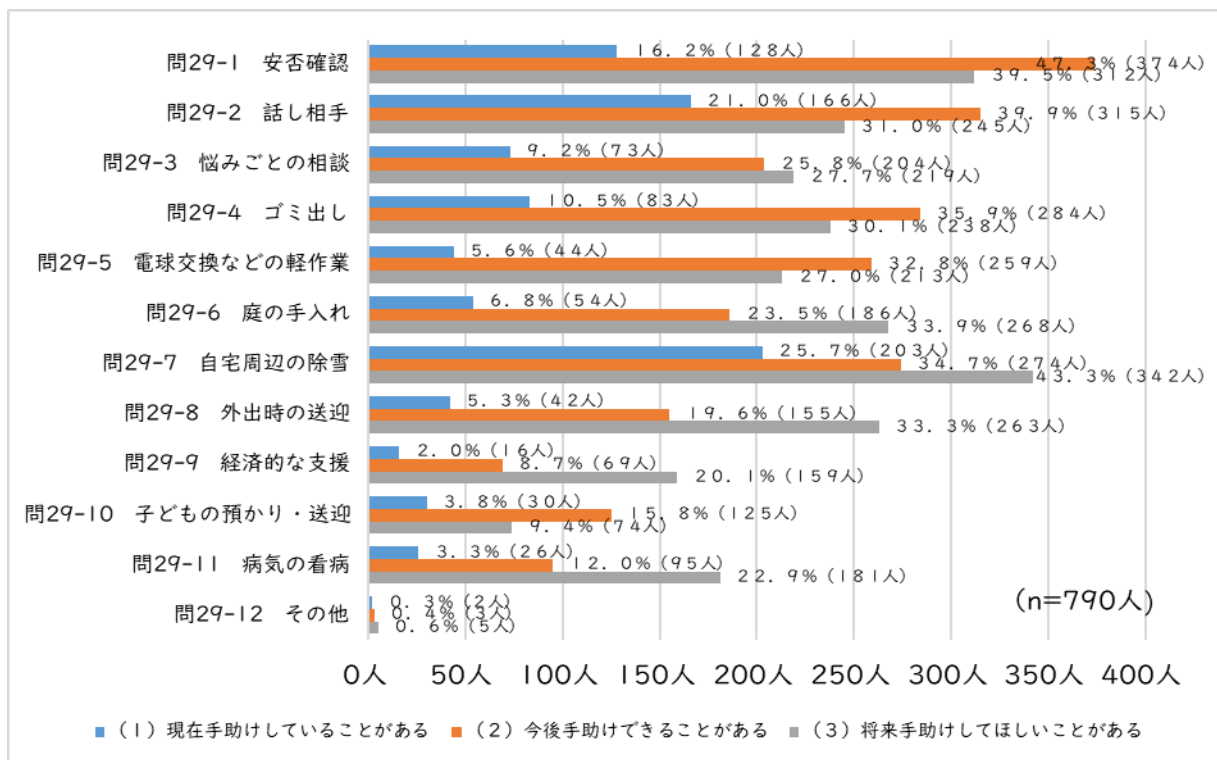
・あなたはボランティア活動をしていますか。



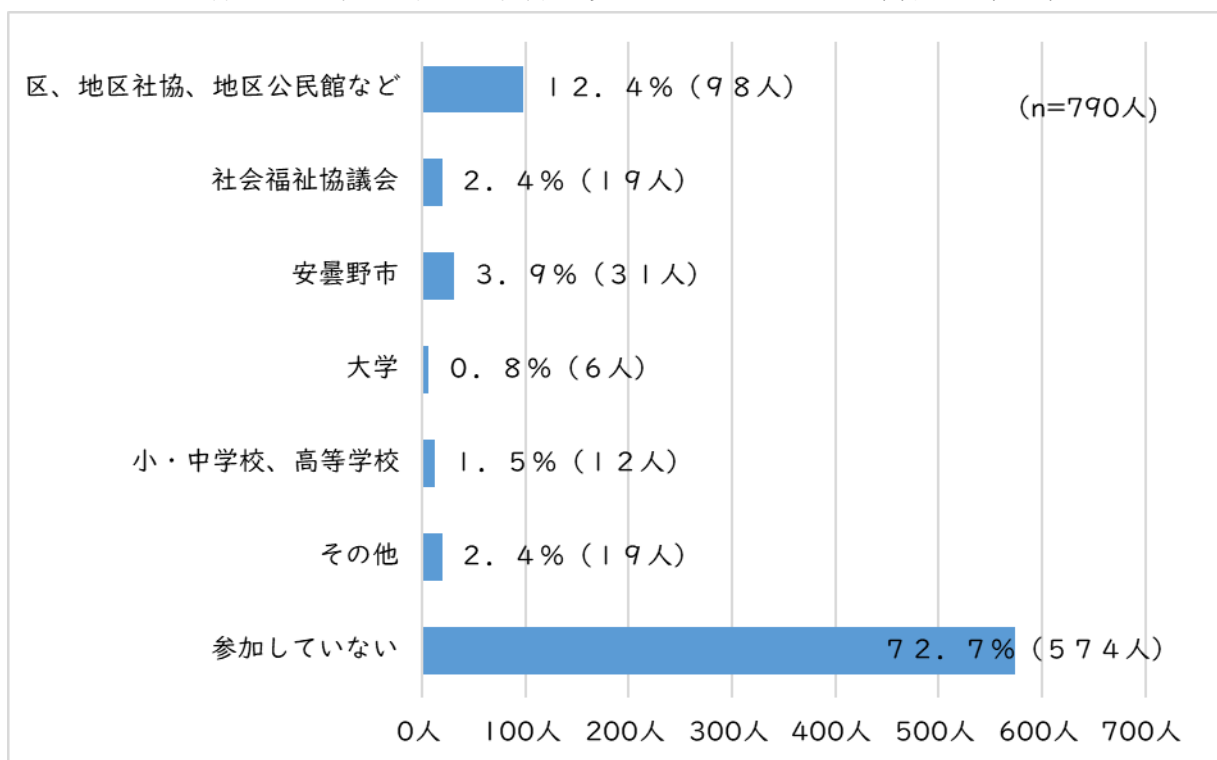
・あなたは地域において支え合い活動をしていますか。



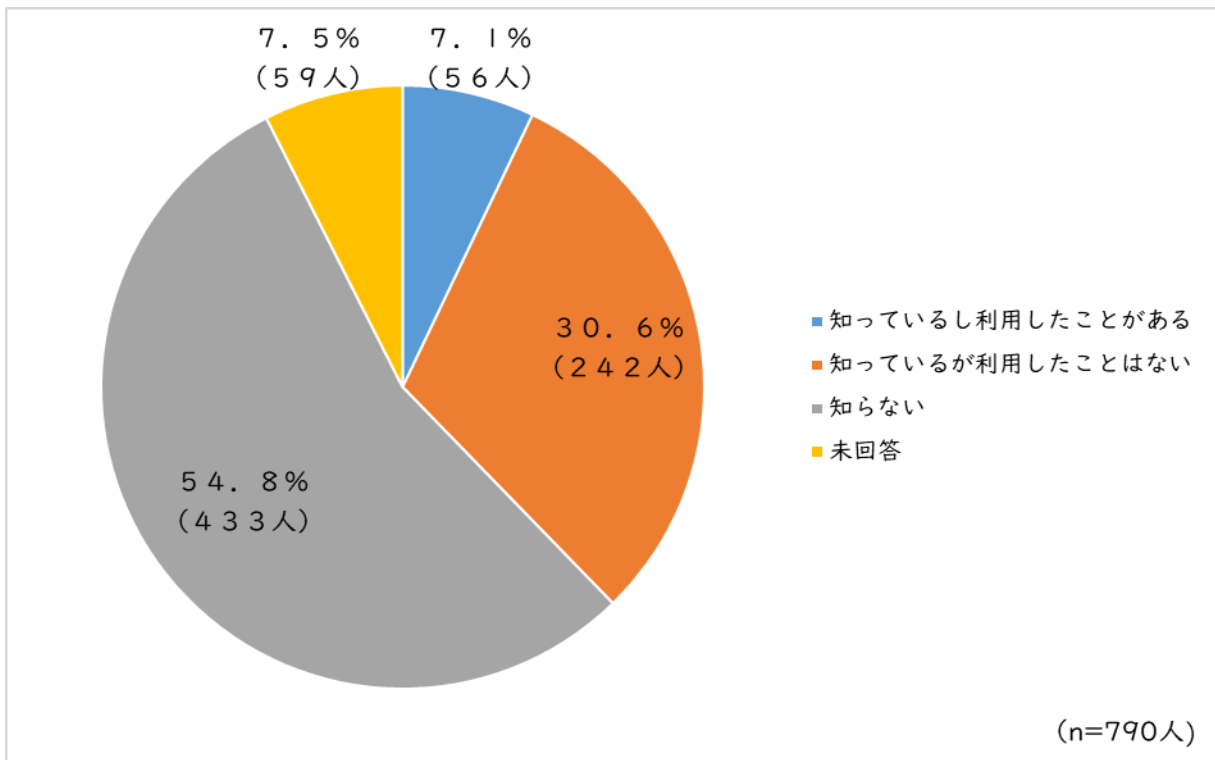
・あなたは、地域に支援が必要な世帯がいる場合、①現在手助けしていることはありますか、また②今後手助けできることはありますか、③将来、自分が手助けしてほしいと思うことはありますか。



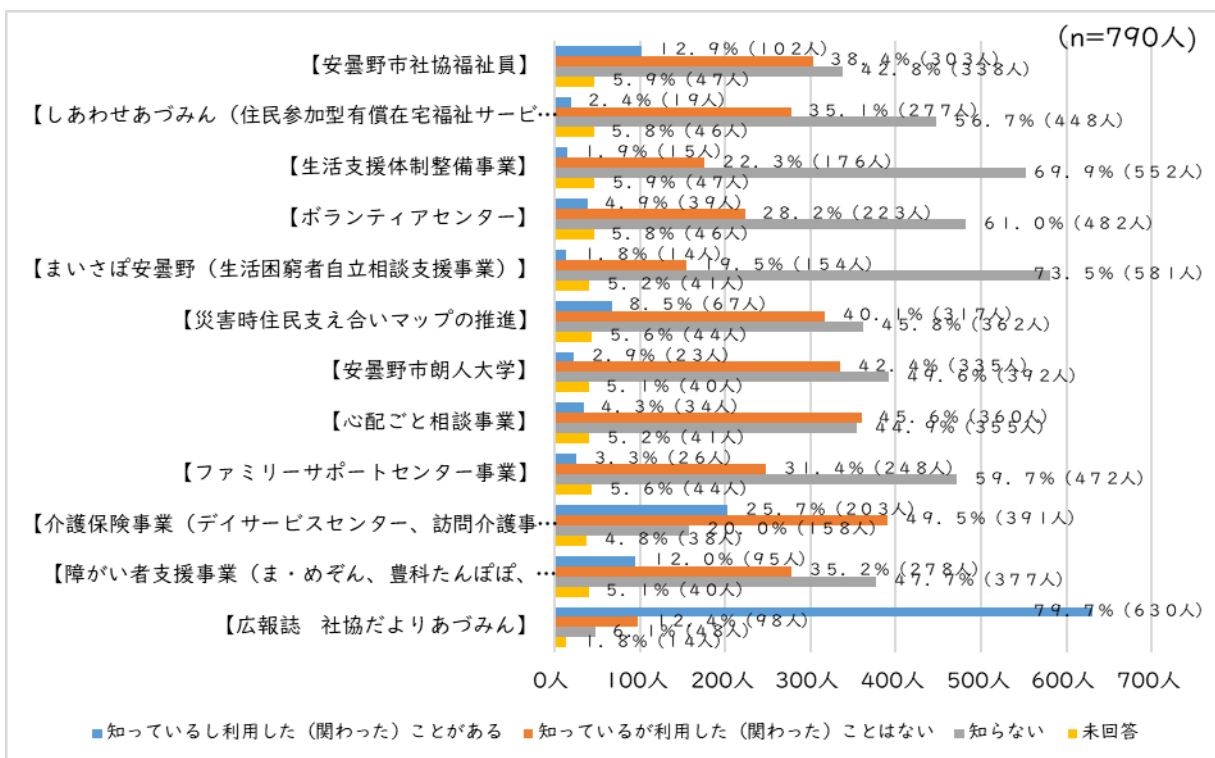
・あなたは、福祉や人権に関する学習に参加していますか。(複数回答可)



・あなたは、福祉に関する出前講座を利用したことがありますか。

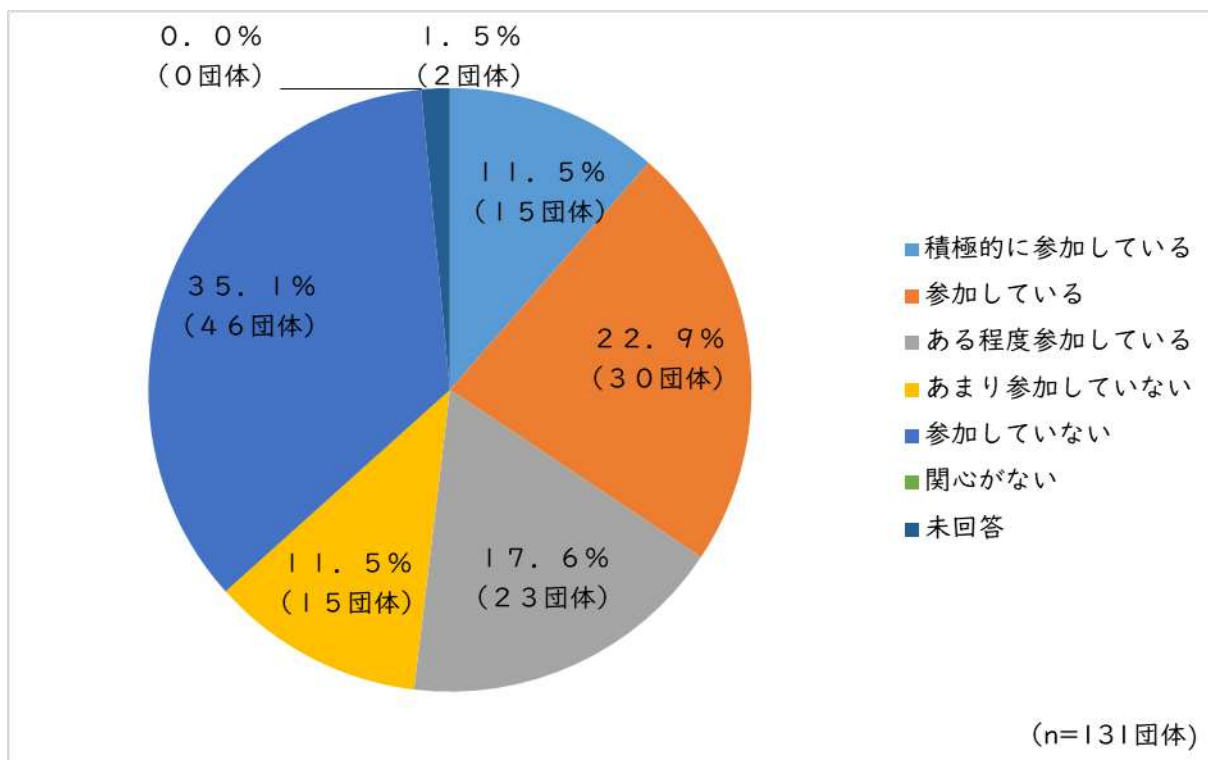


・安曇野市社会福祉協議会が実施する次の事業についてお伺いします。

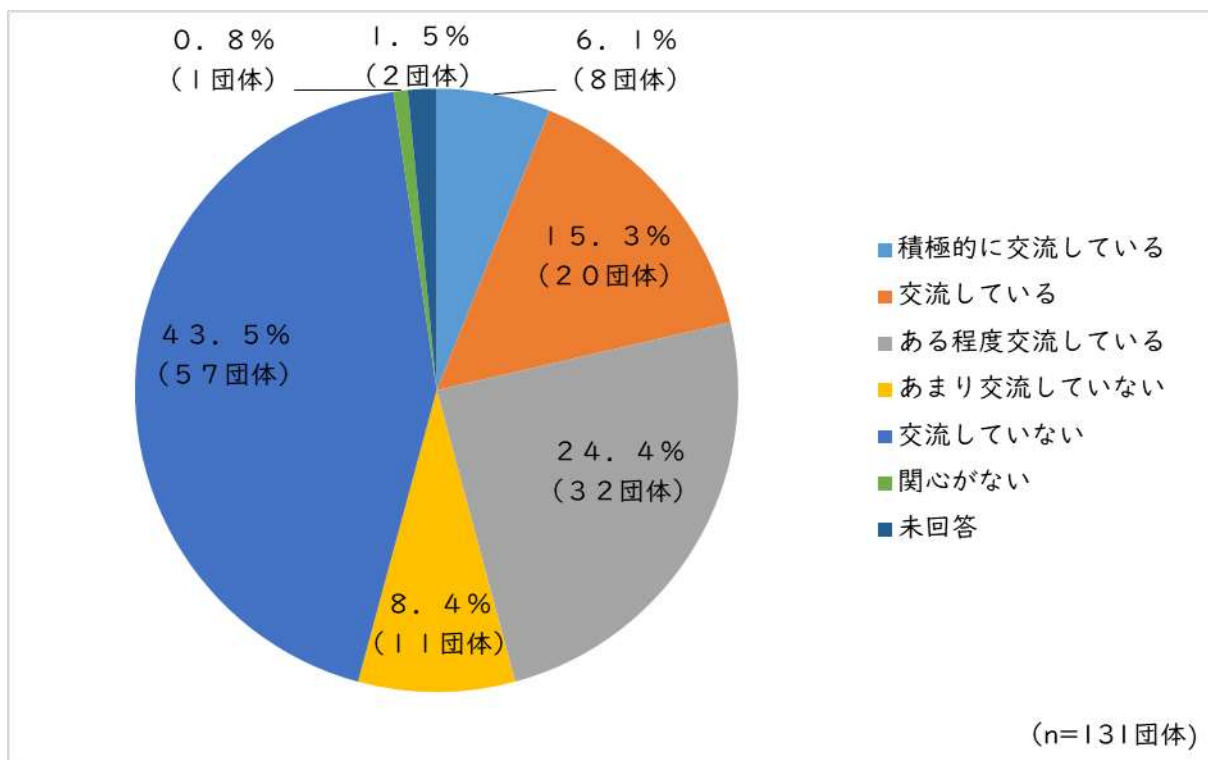


(2) 特徴的な団体・事業者アンケートの結果

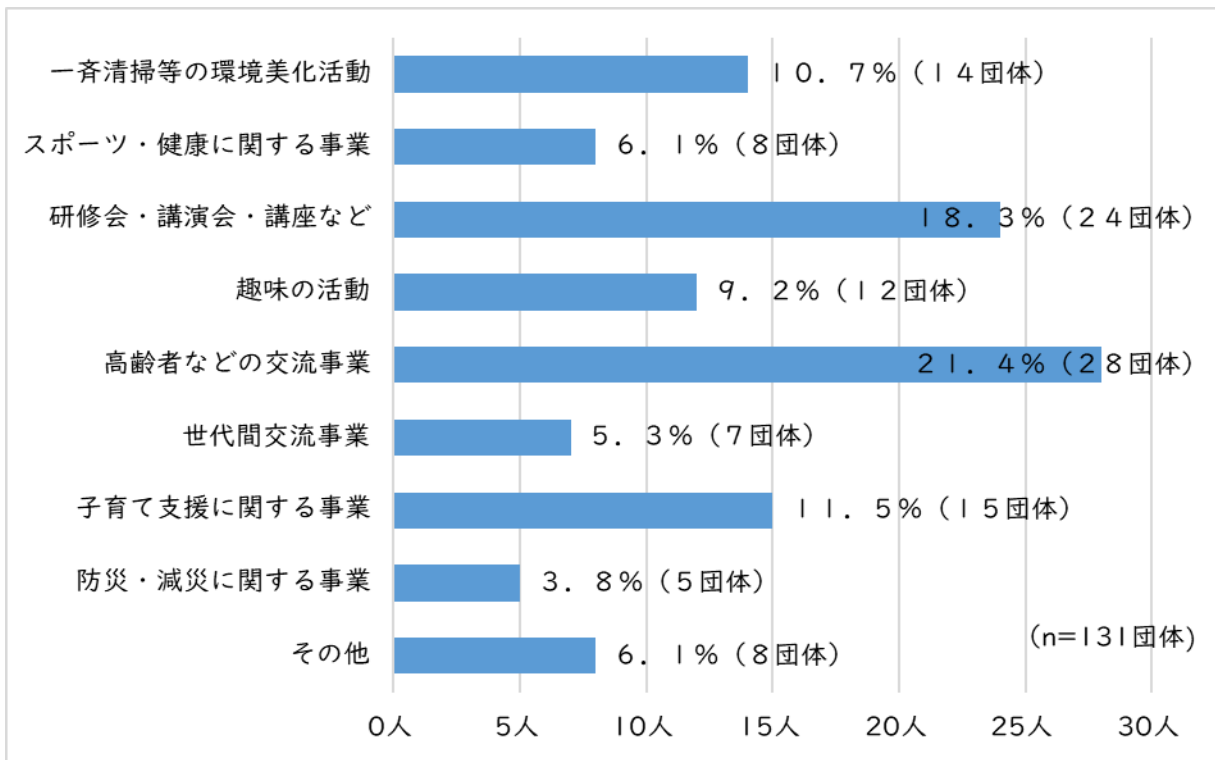
・地域住民が開催する行事や集まりへの、貴団体・事業者の参加状況についてお答えください。



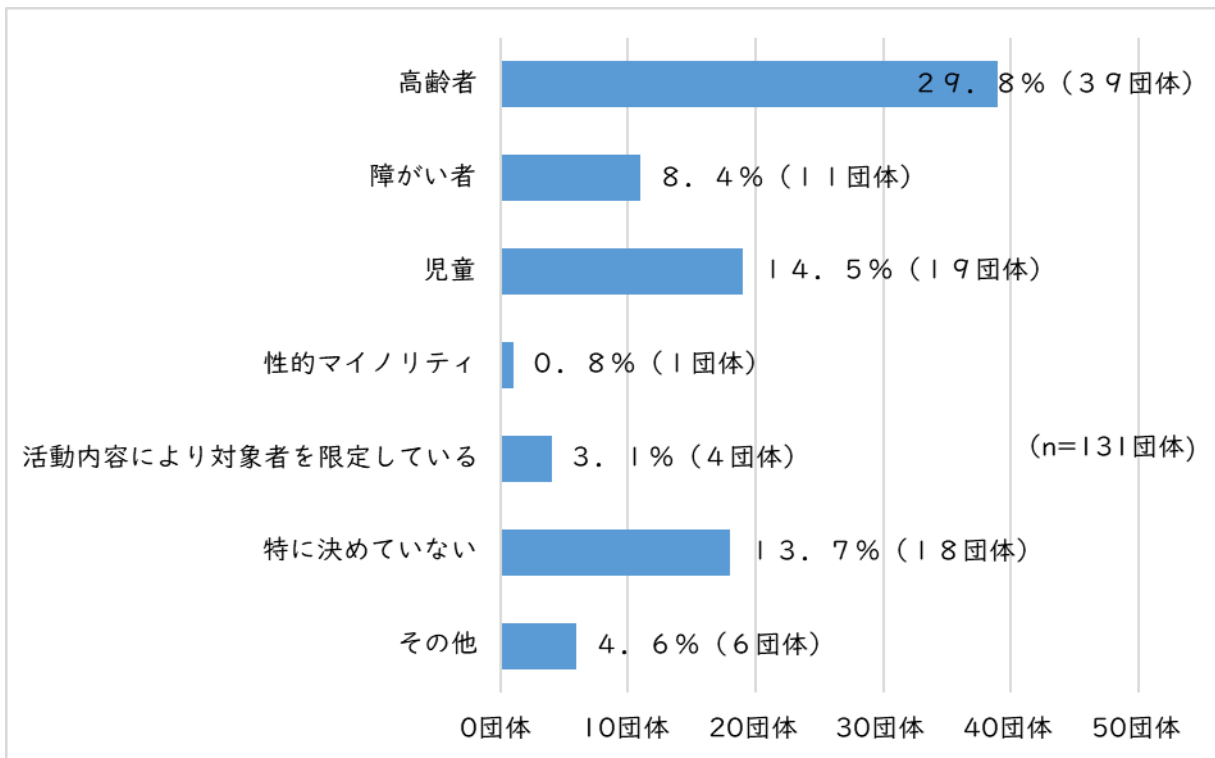
・貴団体・事業者は地域住民が参加できるイベントを主体的に開催し、交流していますか。



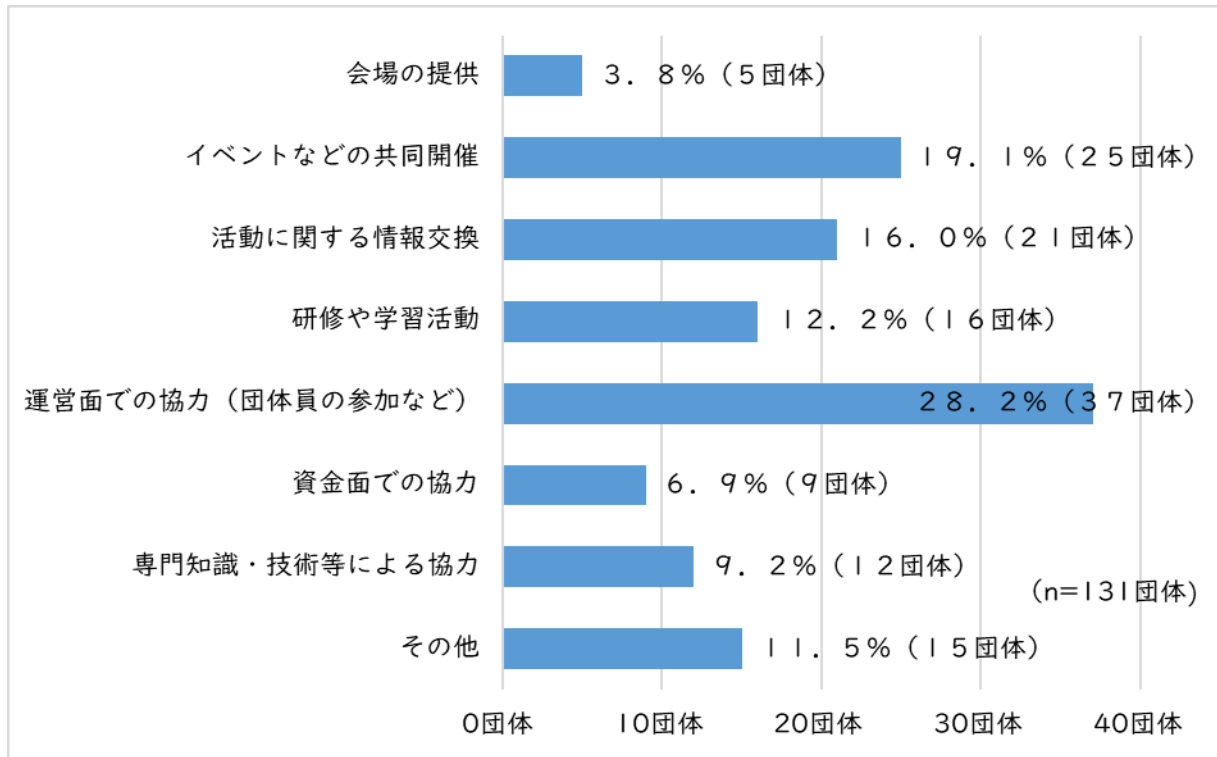
・貴団体・事業者は、どのような活動を開催していますか。(複数回答可)



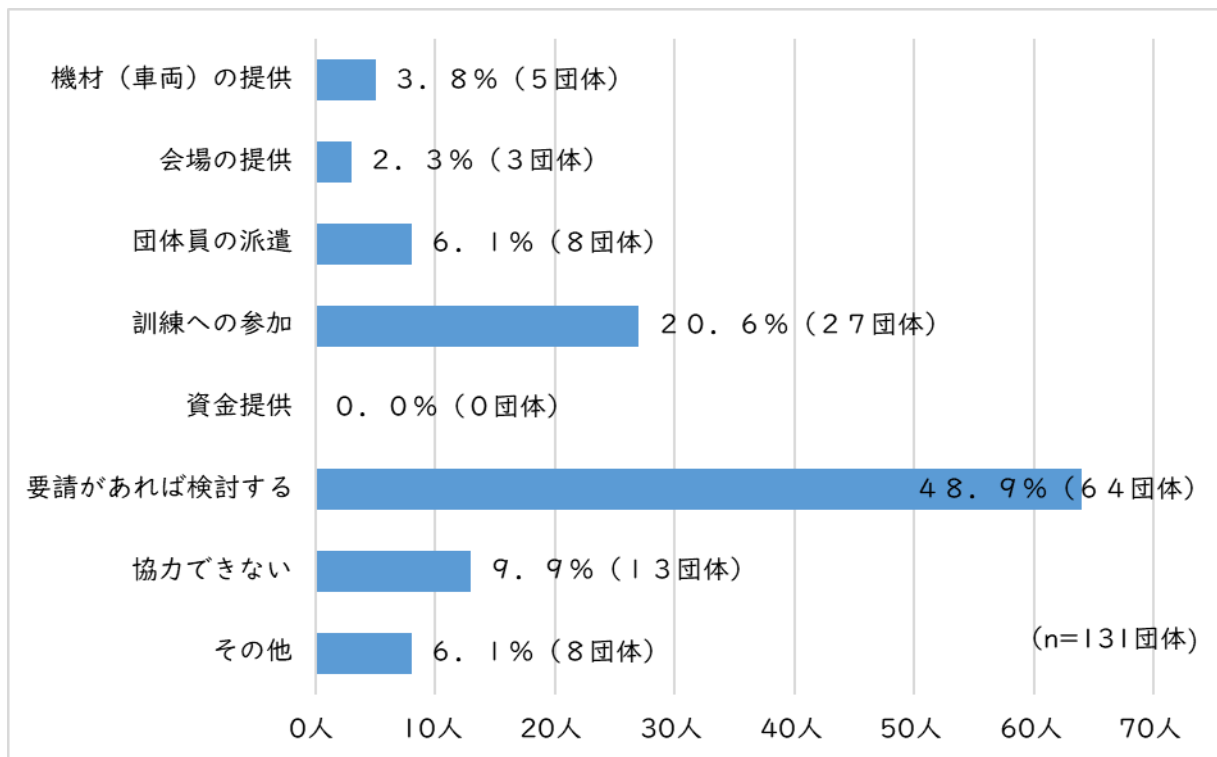
・貴団体・事業者が主体的に開催する交流活動は、主にどのような人を象にしていますか。(複数回答可)



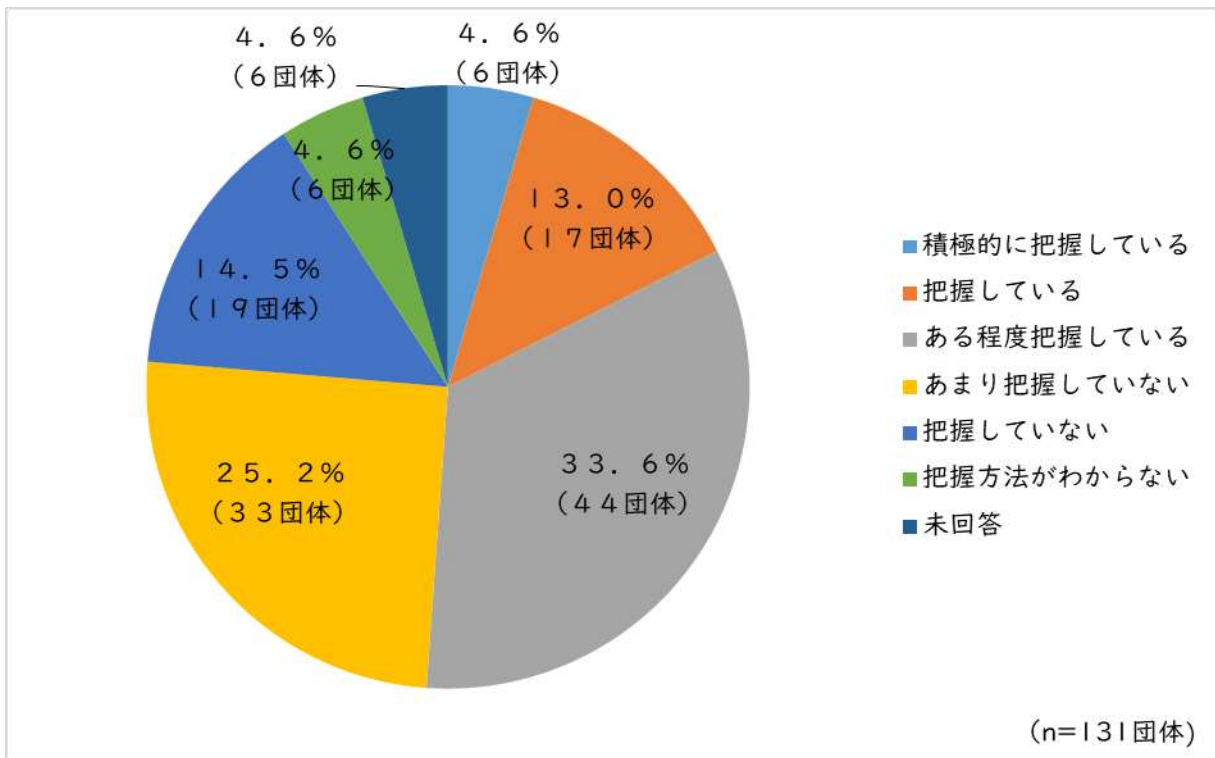
・地域住民や区が主催する活動に、貴団体・事業者として協力していることはありますか。(複数回答可)



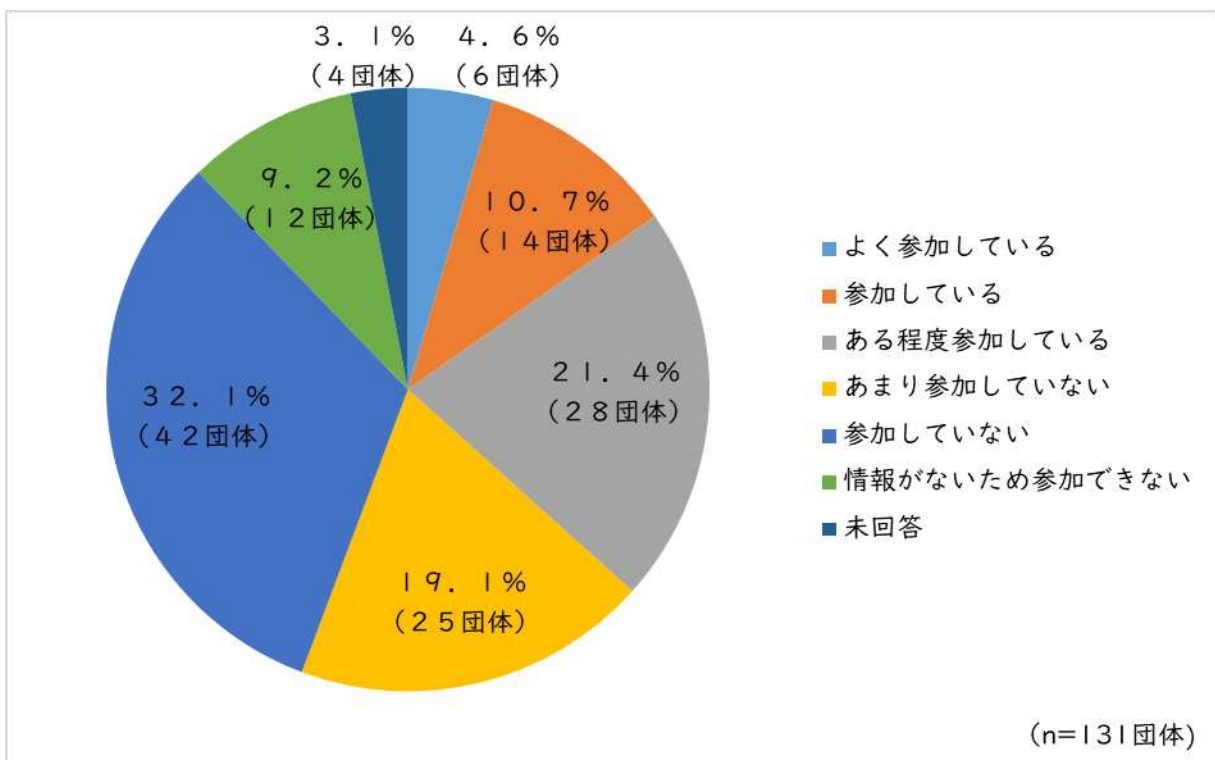
・地域の防災・減災の取組について、貴団体・事業者として協力していることはありますか。(複数回答可)



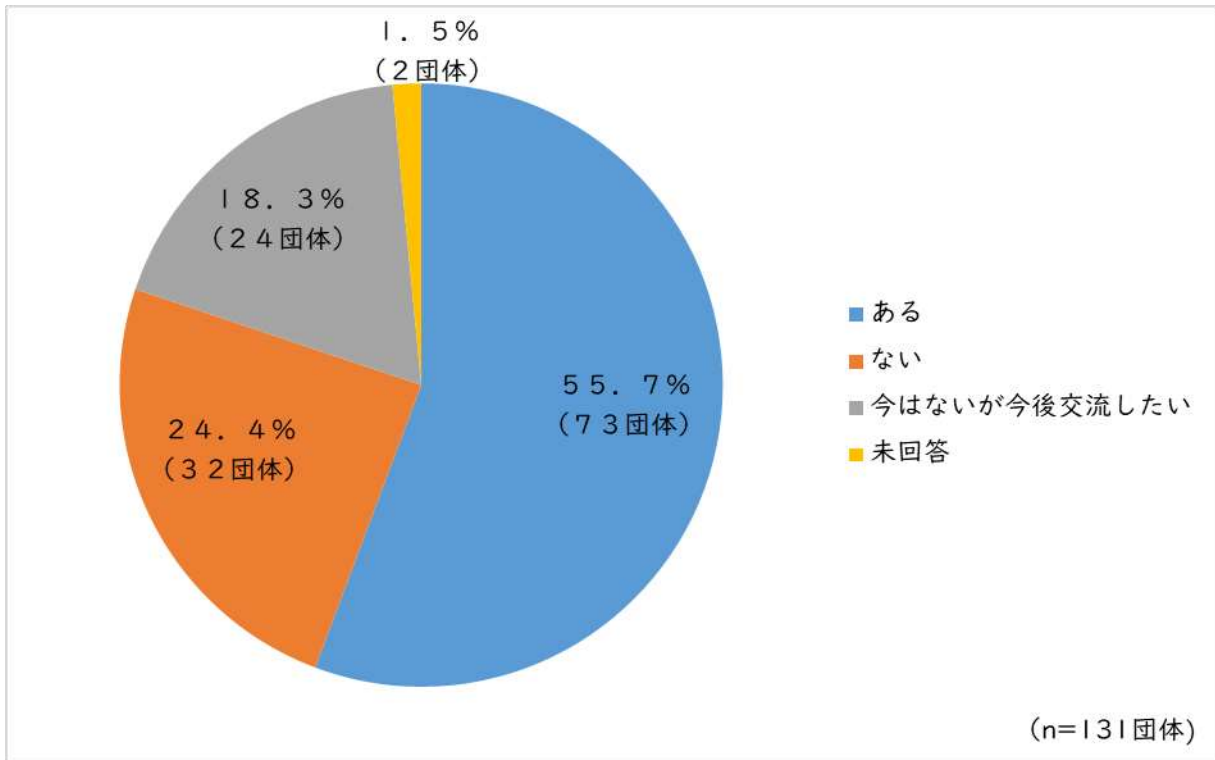
・貴団体・事業者は、地域の抱えている課題やニーズについて、把握していますか。



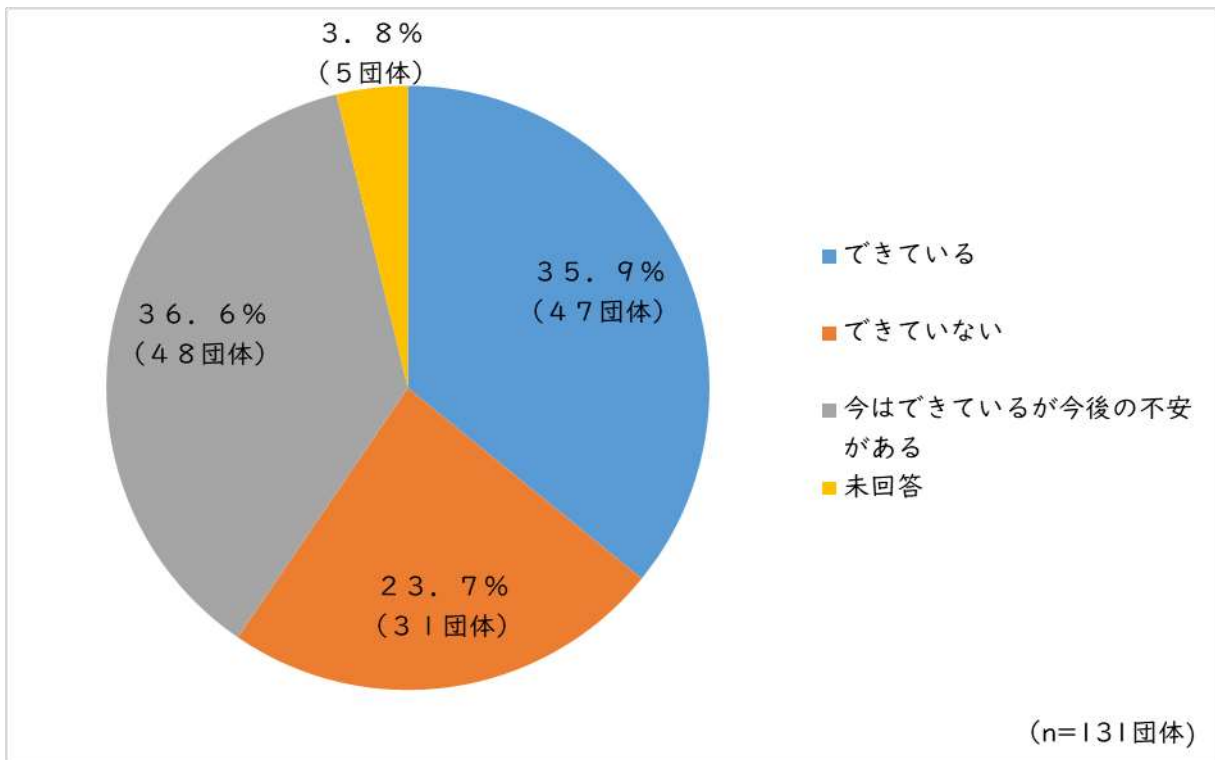
・地域の抱えている課題やニーズを把握できる場（交流会、座談会、フォーラム等）に、団体・事業者として参加したことがありますか。



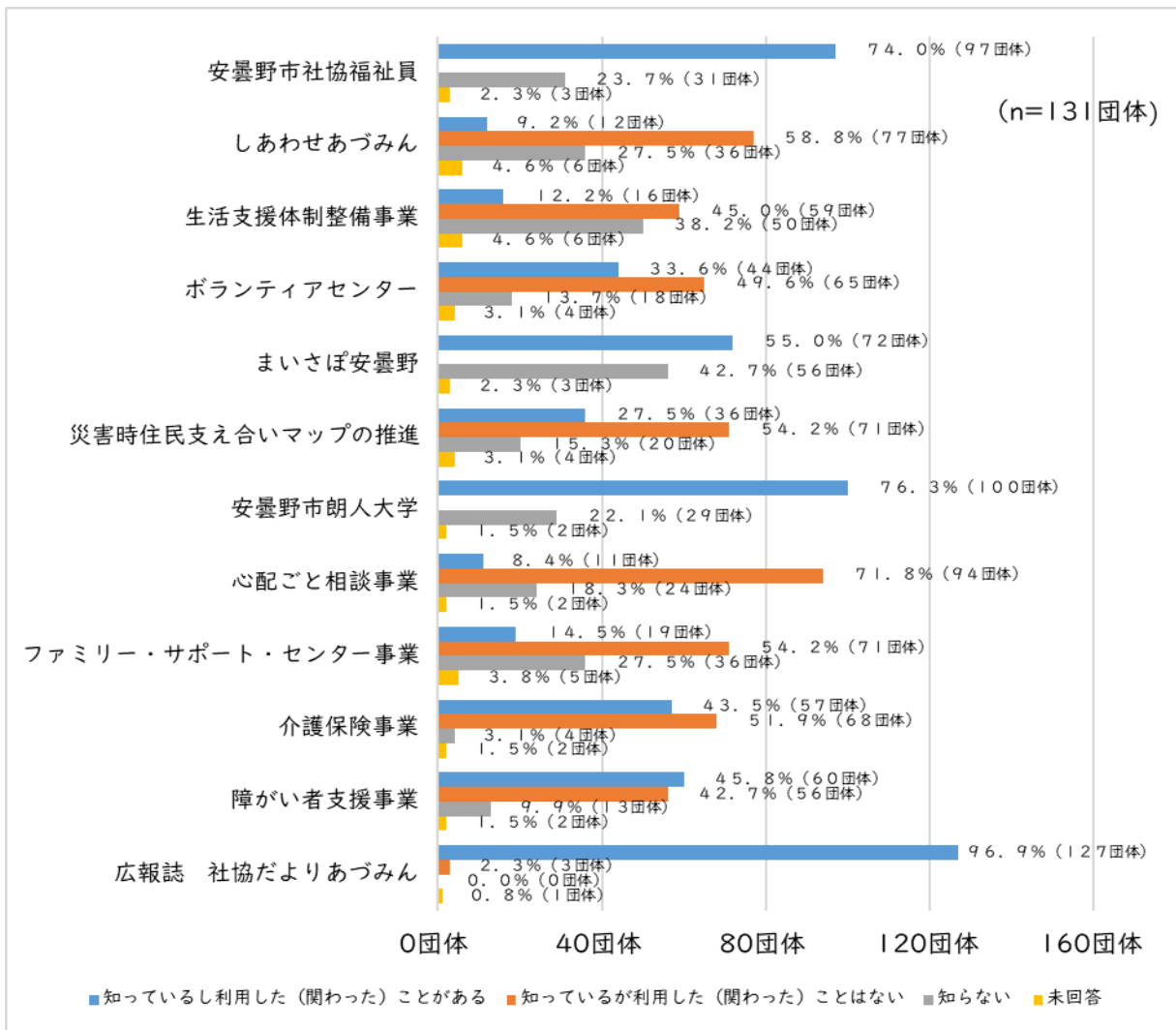
・ 団体・事業者として、他の団体・事業者などとの相互の交流、協力関係はありますか。



・ 貴団体・事業者の運営に関して、必要な人材は確保できていますか。



・安曇野市社会福祉協議会が実施する次の事業についてお伺いします。



4 計画策定体制

(1) 安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会

ア 開催経過

開催	開催日	概要
第1回	令和4年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の概要・安曇野市地域福祉計画策定経過について ・安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会について
第2回	令和5年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証状況について
第3回	令和5年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証について
第4回	令和5年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の検証について ・第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策体系（案）について
第5回	令和5年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内ワーキング会議の報告について ・第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策体系（案）について
第6回	令和5年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ・計画の基本理念について
第7回	令和5年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
第8回	令和6年2月1日	

イ 委員名簿

◎会長、○副会長（敬称略、役職は委嘱時）

区分	所属	役職等	氏名	備考
1号	松本大学	副学長	◎尻無浜 博幸	
1号	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター	主査	山崎 博之	
2号	社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会明科支部	明科支部長	○山崎 徳昭	
2号	安曇野市中央地域包括支援センター	課長補佐	深井 恵子	
2号	特定非営利活動法人JAあづみ くらしの助け合いネットワークあんしん	代表理事 理事長	池田 陽子	
2号	安曇野市障がい者基幹相談支援センター	機能強化コーディネーター	海老原 晴香	令和4年度まで
2号	安曇野市障がい者基幹相談支援センター	係長	草間 幸恵	令和5年度から
2号	社会福祉法人りんどう信濃会 障がい者支援施設 穂高悠生寮	施設長	竹澤 一弘	
2号	有限会社 創生活環境運営 居宅介護支援事業所 ほっとひだまり	専務取締役	八田 桂子	
2号	特定非営利活動法人 アルウィズ	事務局長	小澤 悠維	
2号	社会福祉法人 七つの鐘 認定やまぶきこども園	園長	酒井 知恵	
3号	公募委員		依田 麻衣子	
3号	公募委員		西澤 克昌	
4号	安曇野市民生児童委員協議会	会計 (堀金地区会長)	青柳 和義	
4号	安曇野市区長会	副会長 (事務長)	細萱 美嗣	令和4年度まで
4号	安曇野市区長会	副会長 (三郷地域区長会長)	小木曾 進	令和5年度から
4号	安曇野市公民館長会	会長	鈴木 桂子	令和4年度まで
4号	安曇野市公民館長会	公民館長	藤松 伸二郎	令和5年度から

(2) 安曇野市庁内ワーキンググループ等

ア 開催経過

開催	開催日	概要
全体会	令和5年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市地域福祉計画の概要・経緯について ・第4期計画の策定方針について ・安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会について ・安曇野市地域福祉計画の策定に係るスケジュールについて ・第3期の検証及び第4期の計画策定について
第1回WG	令和5年7月25日	成年後見制度利用促進基本計画について <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の確認 ・法改正・制度改正の確認 ・地域福祉計画との一体的な策定に向けた検討
第2回WG	令和5年7月31日	再犯防止推進計画について <ul style="list-style-type: none"> ・策定の必要性及び策定に向けた共通認識の確認 ・各担当部局で再犯防止に関連した現行の施策、事業の確認
第3回WG	令和5年8月2日	災害時要援護者対策について <ul style="list-style-type: none"> ・今後の個別避難計画の策定に向けた方向性について検討
第4回WG	令和5年8月8日	重層的支援体制整備について <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業への共通理解の醸成 ・現状の各担当部局の相談体制と、関係部局との連携状況の確認 ・複数の部局にまたがる相談についての課題の確認
第5回WG	令和5年9月11日	成年後見制度利用促進基本計画について <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の確認 ・構成案の検討 ・国の計画との整合性の確認
第6回関係者会議	令和5年9月27日	再犯防止推進計画について <ul style="list-style-type: none"> ・活動状況や取組の確認 ・課題の確認

イ 関係部局

危機管理課	障がい者支援課	学校教育課
政策経営課	健康推進課	生涯学習課
人権共生課	農政課	文化課
地域づくり課	商工労政課	子ども家庭支援課
高齢者介護課	建築住宅課	

(3) 安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 地域住民が共に支え助け合う地域福祉の実現を目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づき、安曇野市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項の検討並びに計画の効果的推進、点検及び評価等を行うため、安曇野市地域福祉計画推進・策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等の必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 計画の策定案に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に関する団体又は事業者の代表
- (3) 公募により選考された市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 計画の策定案に関する研究及び検討並びに策定案の作成を行うため、委員長が特に必要と認めた場合は、委員会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年8月23日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

(安曇野市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)

3 安曇野市地域福祉計画推進委員会設置要綱(平成21年安曇野市告示第26号)は、廃止する。

附 則(平成26年3月6日告示第86号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第204号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。